



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎 週 火 曜 日

目 次
条 例

▽神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例 [保健福祉局子育て支援部]	163	▽神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局職員部給与課]	183
▽建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例 [都市計画総局計画部計画課]	164	▽神戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 [保健福祉局総務部庶務課]	184
▽神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例 [保健福祉局子育て支援部]	166	▽神戸ファッション美術館条例の一部を改正する条例 [産業振興局工業課]	186
▽神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例 [保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課]	167	▽神戸市立王子市民ギャラリー条例を廃止する条例 [国際文化観光局文化観光部文化交流課]	186
▽神戸市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 [危機管理室]	169	▽神戸文学館条例 [国際文化観光局文化観光部文化交流課]	187
▽神戸市国民保護協議会条例 [危機管理室]	171	▽神戸市市民文化振興基金条例 [国際文化観光局文化観光部文化交流課]	190
▽災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 [危機管理室]	173	▽神戸市介護保険条例の一部を改正する条例 [保健福祉局高齢福祉部介護保険課]	192
▽神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 [消防局総務部庶務課]	174	▽神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例 [保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課]	195
▽神戸市市会委員会条例の一部を改正する条例 [行財政局財政部財務課]	175	▽老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 [保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課]	199
▽神戸市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例 [行財政局財政部財務課]	176	▽神戸市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 [保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課]	201
▽神戸市市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局財政部財務課]	176	▽神戸市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 [保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課]	202
▽神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 [教育委員会事務局指導部健康教育課]	177	▽神戸市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 [保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課]	204
▽神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例 [教育委員会事務局総務部庶務課]	178	▽神戸市営住宅条例の一部を改正する条例 [都市計画総局住宅部住宅管理課]	205
▽神戸市障害者自立支援法施行条例 [保健福祉局障害福祉部自立支援課]	179	▽神戸市事務分掌条例の一部を改正する条例 [企画調整局企画調整部企画課]	206
▽神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 [行財政局職員部給与課]	180	▽神戸市市税条例の一部を改正する条例 [行財政局主税部税制課]	207
▽特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局職員部給与課]	182		
		規 則	
		▽神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局子育て支援部]	217

▽神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 [建設局公園砂防部管理課]	219
▽神戸市立老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課]	226
▽災害派遣手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則 [危機管理室]	229
▽神戸市立須磨ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則 [みなと総局経営部総務課]	230
▽神戸ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則 [みなと総局経営部総務課]	232
▽神戸市消防吏員服制規則 [消防局総務部庶務課]	234
▽神戸市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局病院経営管理部経営管理課]	235
▽神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則 [行財政局主税部税制課]	236
▽保健所及び神戸市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局健康部保健推進課]	241
▽神戸市障害者自立支援法等施行細則 [保健福祉局障害福祉部自立支援課]	242
▽労務職員の給与等に関する規則の特例に関する規則を廃止する規則 [行財政局職員部給与課]	244
▽神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則 [行財政局職員部給与課]	245
▽神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則 [行財政局職員部給与課]	251
▽神戸ファッション美術館条例施行規則の一部を改正する規則 [産業振興局工業課]	254
▽神戸市市民文化振興基金条例施行規則 [国際文化観光局文化観光部文化交流課]	256
▽神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局高齢福祉部介護保険課]	257
▽神戸市環境保健研究所手数料条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局健康部環境保健研究所]	267
▽神戸市契約規則の一部を改正する規則 [行財政局財政部経理課]	267
▽神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 [保健福祉局子育て支援部]	269
▽神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課]	270

▽神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課]	272
▽神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局総務部計画調整課]	273
▽神戸市立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局総務部計画調整課]	274
▽神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局総務部計画調整課]	276
▽神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 [都市計画総局住宅部住宅管理課]	278
▽神戸市厚生年金住宅条例施行規則の一部を改正する規則 [都市計画総局住宅部住宅管理課]	283
▽神戸市立六甲山牧場条例施行規則の一部を改正する規則 [産業振興局農水産課]	284
▽神戸市立自然環境活用センター条例施行規則の一部を改正する規則 [産業振興局農水産課]	285
▽神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則 [企画調整局企画調整部企画課]	286
▽神戸市健康づくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局健康部保健推進課]	361
▽神戸高齢者総合ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則 [保健福祉局健康部保健推進課]	363
▽神戸市農作物共済の農作物危険段階基準共済掛金率を定める規則の一部を改正する規則 [産業振興局農政計画課]	364
▽財産区有財産管理規則の一部を改正する規則 [行財政局財政部管財課]	365

共 管 規 則

▽神戸市市民文化スポーツ振興等基金条例施行規則を廃止する規則 [国際文化観光局文化観光部文化交流課]	366
--	-----

訓 令 甲

▽神戸市職員証発行規程の一部を改正する訓令 [行財政局職員部人事課]	367
▽外国語大学における外国人教師及び講師の処遇等に関する規程等の一部を改正する訓令 [行財政局職員部給与課]	368
▽神戸市工事監督規程 [行財政局行政部行政経営課]	370

▽神戸市工事検査規程	
〔行財政局行政部行政経営課〕	372
▽公文書管理規程の一部を改正する訓令	
〔行財政局行政部庶務課〕	374
▽電子署名規程	〔行財政局行政部庶務課〕 375
▽神戸市職員出勤簿等取扱等規程	
〔行財政局職員部人事課〕	378
▽助役以下専決規程等の一部を改正する訓令	
〔企画調整局企画調整部企画課〕	382
告 示	
▽指定管理者の指定（市立老人いこいの家）	
〔保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課〕	389
▽平成18年度神戸市一般廃棄物処理実施計画	
〔環境局環境政策課〕	393
▽神戸臨床研究情報センターの利用に係る料金の承認	〔企画調整局調査室〕 412
▽布引公園の1区域他有料公園施設の使用料の徴収事務の委託（平成6年5月25日神戸市告示第59号）の廃止	
〔建設局公園砂防部管理課〕	413
▽神戸市立生涯学習支援センター等の施設に係る使用料及び入館料の収納委託（平成13年5月告示第112号）の一部改正	
〔教育委員会事務局総務部調査課〕	413
▽障害者自立支援法による障害福祉サービス事業者の指定（居宅介護事業者）	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	414
▽障害者自立支援法による障害福祉サービス事業者の指定（外出介護事業者）	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	433
▽障害者自立支援法による障害福祉サービス事業者の指定（行動援護事業者）	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	449
▽障害者自立支援法による障害福祉サービス事業者の指定（障害者デイサービス事業者）	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	450
▽障害者自立支援法による障害福祉サービス事業者の指定（児童デイサービス事業者）	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	452
▽障害者自立支援法による障害福祉サービス事業者の指定（短期入所事業者）	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	453
▽障害者自立支援法による障害福祉サービス事業者の指定（共同生活援助事業者）	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	455
▽指定管理者の指定（神戸市立フルーツ・フラワーパーク）	
〔産業振興局農水産課〕	458

▽神戸市国民健康保険被保険者証裏面記載内容の一部無効	
〔保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課〕	458
▽神戸市国民健康保険条例施行規則第13条第1号及び第3号ただし書規定の内容	
〔保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課〕	459
▽神戸市立海づり公園の利用に係る料金の承認	〔産業振興局農水産課〕 459
▽神戸市立フルーツ・フラワーパークのホテル研修館等の利用に係る料金の承認	〔産業振興局農水産課〕 461
▽指定管理者の指定（新港フェリーターミナルほか）	〔みなと総局経営部経営課〕 465
▽指定管理者の指定（須磨ヨットハーバー）	〔みなと総局経営部経営課〕 466
▽指定管理者の指定（神戸ヘリポート）	〔みなと総局経営部経営課〕 466
▽障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	467
▽身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年3月神戸市告示第533号）の一部改正	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	475
▽知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年3月神戸市告示第534号）の一部改正	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	491
▽障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき神戸市長が定める単位の単価	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	508
▽身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき神戸市長が定める単位の単価	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	512
▽障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理	
〔保健福祉局障害福祉部自立支援課〕	516
▽平成18年度固定資産の価格等の決定	
〔行財政局主税部税制課〕	516
▽指定管理者の指定（神戸市しあわせの村）	
〔保健福祉局総務部計画調整課〕	517
▽指定管理者の指定（神戸市立鈴蘭台駐車場ほか）	〔建設局道路部管理課〕 517
▽指定管理者の指定（神戸市新長田駅前駐車場ほか）	〔建設局道路部管理課〕 518

▽指定管理者の指定（ポートアイランド市民 広場） [みなと総局経営部分譲推進課]	518
▽ポートアイランド市民広場の使用料徴収事 務の委託（平成15年4月神戸市告示第15号） の廃止 [みなと総局経営部分譲推進課]	519
▽神戸市しあわせの村総合センターの使用料 及び入館料の徴収の事務の委託（平成元年 10月神戸市告示第128号）の廃止 [保健福祉局総務部計画調整課]	519
▽神戸市しあわせの村多目的ショートステイ 施設の使用料及び入館料の徴収の事務の委 託（平成元年10月神戸市告示第129号）の 廃止 [保健福祉局総務部計画調整課]	519
▽神戸市立六甲山牧場の利用に係る料金の承 認 [産業振興局農水産課]	520
▽神戸市立こうべまちづくり会館の使用料の 徴収事務の委託（平成5年11月神戸市告示 第211号）の廃止 [都市計画総局計画部地域支援室]	520
▽須磨海浜水族園の利用に係る料金の承認 [国際文化観光局文化観光部観光交流課]	521
▽神戸市勤労会館の利用に係る料金の承認 [市民参画推進局市民生活部勤労市民課]	521
▽神戸市立勤労市民センターの利用に係る料 金の承認 [市民参画推進局市民生活部勤労市民課]	526
▽神戸市税の収納事務の委託 [行財政局主税部納税機動課]	535
▽東灘区民センター本館等の利用に係る料金 の承認 [国際文化観光局文化観光部文化交流課]	536
▽灘区民ホールの利用に係る料金の承認 [国際文化観光局文化観光部文化交流課]	544
▽東灘区民センター小ホールの利用に係る料 金の承認 [国際文化観光局文化観光部文化交流課]	546
▽須磨ヨットハーバーの利用料金の額の承認 [みなと総局経営部経営課]	547
▽全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更 [行財政局財政部財務課]	549
▽近畿宝くじ事務協議会規約の一部変更 [行財政局財政部財務課]	549
▽地縁による団体についての告示事項の変更 （深谷自治会） [市民参画推進局参画推進部地域力強化推 進課]	550
▽地縁による団体についての告示事項の変更 （丸塚自治会） [市民参画推進局参画推進部地域力強化推 進課]	551

▽神戸市固定資産評価審査委員会の委員の退 職 [行財政局職員部人事課]	552
▽神戸市人事委員会の委員の選任 [行財政局職員部人事課]	552
▽神戸市固定資産評価審査委員会の委員の選 任 [行財政局職員部人事課]	552
▽平成18年第1回定例市会で議決された平成 17年度神戸市一般会計補正予算等 [行財政局財政部財務課]	553
▽生活保護法による指定医療機関の事業の廃 止 [保健福祉局総務部保護課]	644
▽生活保護法による医療機関の指定 [保健福祉局総務部保護課]	645
▽生活保護法による指定施術者の事業の廃止 [保健福祉局総務部保護課]	645
▽生活保護法による施術者の指定 [保健福祉局総務部保護課]	646
▽生活保護法による指定施術者の指定の辞退 [保健福祉局総務部保護課]	646
▽生活保護法による指定介護機関の事業の廃 止 [保健福祉局総務部保護課]	647
▽生活保護法による介護機関の指定 [保健福祉局総務部保護課]	648
▽生活保護法による指定介護機関の事業の再 開 [保健福祉局総務部保護課]	649
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所]	650
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西部建設事務所]	652
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西建設事務所]	654

公 告

▽平成18年度特定調達契約に係る一般競争入 札等の参加資格の認定申請（建設工事） [行財政局財政部経理課]	656
▽平成18年度特定調達契約に係る一般競争入 札等の参加資格の認定申請（物品等） [行財政局財政部経理課]	658
▽神戸港港湾計画の軽易な変更 [みなと総局技術部計画課]	660
▽事業計画の変更の認可（玉津町出合古瀬西 土地区画整理事業） [都市計画総局区画整理部区画整理課]	661
▽事業計画の変更の認可（神戸海上新都心土 地区画整理事業） [都市計画総局区画整理部区画整理課]	662
▽事業計画の変更の認可（神戸海上新都心南 土地区画整理事業） [都市計画総局区画整理部区画整理課]	663

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（図書館業務システムの移行作業の委託及び運用管理役務に関する調達） 〔教育委員会事務局中央図書館資料課〕	664
▽農用地利用集積計画の決定 〔産業振興局農業振興センター〕	665
▽農用地利用集積計画の決定 〔産業振興局農業振興センター〕	668
▽環境影響評価方法書についての市長の意見書の作成及びその写しの縦覧（（仮称）大阪湾岸道路西伸部） 〔環境局環境審査室〕	672
▽大規模小売店舗立地法による届出及び添付書類の縦覧（ポートアイランドショッピングセンター） 〔産業振興局商業課〕	673
▽大規模小売店舗立地法による届出及び添付書類の縦覧（ヤマダ電機テックランド神戸本店） 〔産業振興局商業課〕	675
▽建築基準法による公開による意見の聴取（神戸北町桂木4丁目地区建築協定） 〔都市計画総局建築指導部建築安全課〕	678
▽民間住宅用地の譲受人の公募（北区ひよどり台南町3丁目） 〔みなと総局経営部分譲推進課〕	680
▽一般競争入札による特定調達契約の締結（神戸市戸籍総合システムハードウェア・基本ソフト借上げ） 〔行財政局財政部経理課〕	682
▽開発行為に関する工事の完了（西区伊川谷町有瀬） 〔建設局総務部宅地開発指導課〕	685
区 役 所	
▽区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 〔市民参画推進局参画推進部区政振興課〕	686
▽臨時運行許可番号標の失効 〔長田区まちづくり推進部市民課〕	687
▽行旅死亡人 〔須磨区保健福祉部保護課〕	688
消 防 局	
▽神戸市消防職員特殊勤務手当支給規程 〔消防局総務部庶務課〕	689
▽防火対象物に対する措置命令（サングレイス山手館） 〔消防局予防部査察課〕	694
▽防火対象物に対する措置命令（祥大ビル） 〔消防局予防部査察課〕	695
水 道 局	
▽水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程 〔水道局総務部庶務課〕	696

▽神戸市水道局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程 〔水道局総務部庶務課〕	697
▽神戸市水道局契約規程等の一部を改正する規程 〔水道局総務部庶務課〕	699
▽公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定（昭和47年11月神戸市水道告示第6号）の一部改正 〔水道局総務部庶務課〕	700
▽平成18年度特定調達契約に係る一般競争入札等の参加資格の認定申請（建設工事） 〔水道局総務部庶務課〕	701
▽平成18年度特定調達契約に係る一般競争入札等の参加資格の認定申請（物品等） 〔水道局総務部庶務課〕	703

交 通 局

▽神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程 〔交通局総務課〕	705
▽神戸市交通局職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する規程 〔交通局総務課〕	707
▽神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程 〔交通局総務課〕	708
▽企業職員の特殊勤務手当に関する規程等の一部を改正する規程 〔交通局総務課〕	709
▽神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の特例に関する規程を廃止する規程 〔交通局総務課〕	710
▽交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程 〔交通局総務課〕	710
▽路線の種別、料金区間、運転系統及び山間区路線等の乗車料について（昭和40年1月神交告示第34号）の一部改正 〔交通局庶務課〕	711
▽平成18年度特定調達契約に係る一般競争入札等の参加資格の認定申請（建設工事） 〔交通局総務課〕	713
▽平成18年度特定調達契約に係る一般競争入札等の参加資格の認定申請（物品等） 〔交通局総務課〕	715

教 育 委 員 会

▽神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 〔教育委員会事務局総務部庶務課〕	717
▽神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則 〔教育委員会事務局総務部庶務課〕	719

▽教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 〔教育委員会事務局総務部教職員課〕	721
▽神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 〔教育委員会事務局総務部庶務課〕	722
▽神戸市立婦人会館条例施行規則等の一部を改正する規則 〔教育委員会事務局総務部調査課〕	723
▽神戸市市民スポーツ振興等基金条例施行規則 〔教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課〕	728
▽神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則 〔教育委員会事務局総務部学校再開発・振興課〕	729
▽神戸市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 〔教育委員会事務局総務部学校再開発・振興課〕	729
▽指定管理者の指定（神戸市立婦人会館） 〔教育委員会事務局社会教育部生涯学習課〕	730
▽指定管理者の指定（神戸市生涯学習支援センターその他の施設） 〔教育委員会事務局社会教育部生涯学習課〕	730
▽指定管理者の指定（神戸市ラインの館） 〔教育委員会事務局社会教育部文化財課〕	731

選 挙 管 理 委 員 会

▽神戸市北農業委員会及び神戸市西農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数 〔選挙管理委員会事務局〕	732
--	-----

人 事 委 員 会

▽職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 〔人事委員会事務局任用課〕	733
▽神戸市職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 〔人事委員会事務局調査課〕	734
▽外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 〔人事委員会事務局調査課〕	736
▽神戸市職員の給与に関する条例の特例に関する条例施行規則を廃止する規則 〔人事委員会事務局調査課〕	737
▽管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 〔人事委員会事務局調査課〕	737

▽災害派遣手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則 〔人事委員会事務局調査課〕	738
▽神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 〔人事委員会事務局調査課〕	739
▽公益法人等への職員の派遣等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 〔人事委員会事務局調査課〕	740

福 祉 事 務 所

▽福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 〔保健福祉局総務部庶務課〕	741
▽福祉事務所支所長専決規程の一部を改正する訓令〔須磨区まちづくり推進部総務課〕	747

こども家庭センター

▽児童相談所長の権限に属する事務の専決規程 〔保健福祉局子育て支援部〕	752
--	-----

条 例

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第59号

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例

神戸市児童相談所条例（昭和39年 3 月条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第15条」を「第59条の 4 第 1 項及び第12条第 1 項」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
神戸市こども家庭センター	神戸市中央区東川崎 1 丁目 3 番 1 号	神戸市

第 2 条から第 5 条までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第60号

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年 3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「規則で定める」を「市長が指定する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定により周辺地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

第 4 条第 1 項の表中

百貨店その他の店舗又は事務所に供する部分	を
200平方メートル	

「		に改める。
百貨店その他の店舗 の用に供する部分	事務所の用に供す る部分	
200平方メートル	300平方メートル	
」		

第 9 条を次のように改める。

（附置の特例）

第 9 条 第 4 条又は第 5 条の規定により建築物に駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に、交通の安全及び円滑化、良好な街並みの形成又は土地の有効な利用に資すると市長が認める駐車施設を設けたときは、第 4 条及び第 5 条の規定は、適用しない。

2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設けることが

できない理由を記した理由書を市長に提出しなければならない。

3 第6条の規定は、第1項の規定により設置する駐車施設について準用する。

第15条第1項中「10万円」を「50万円」に改め、同条第2項中「又は」の次に「同項の規定による」を加え、「3万円」を「20万円」に改める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第61号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年 4 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 保育所の項中

「	神戸市立浜御影保育所	神戸市東灘区御影本町 6 丁目 5 番 7 号	を
	神戸市立本山北町保育所	神戸市東灘区本山北町 3 丁目 2 番28号	
」			
「	神戸市立浜御影保育所	神戸市東灘区御影本町 6 丁目 5 番 7 号	に，
」			
「	神戸市立桜ヶ丘保育所	神戸市灘区桜ヶ丘町10番16号	を
	神戸市立中原保育所	神戸市灘区中原通 6 丁目 4 番 5 号	
」			
「	神戸市立桜ヶ丘保育所	神戸市灘区桜ヶ丘町10番16号	に，
」			
「	神戸市立ひよどり台保育所	神戸市北区ひよどり台 2 丁目 1 番地 4	を
	神戸市立鈴蘭台北町保育所	神戸市北区鈴蘭台北町 6 丁目 1 番18号	
」			
「	神戸市立ひよどり台保育所	神戸市北区ひよどり台 2 丁目 1 番地 4	に
」			

改める。

附 則

この条例は，平成18年 4 月 1 日から施行する。

神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第62号

神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例

神戸市立老人福祉施設条例（昭和38年10月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 養護老人ホーム 法第20条の4に規定する者又は市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの

（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている施設（以下「指定管理施設」という。）にあつては、指定管理者）が適当であると認める者

(2) 特別養護老人ホーム 法第20条の3若しくは法第20条の5に規定する者又は市長（指定管理施設にあつては、指定管理者）が適当であると認める者

第5条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 老人デイサービスセンター 法第20条の2の2に規定する者又は指定管理者が適当であると認める者

(5) 老人短期入所施設 法第20条の3に規定する者又は指定管理者が適当であると認める者

第8条第1項第1号中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、「同項」を「同号」に改め、同項第3号中「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」に、「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に、「同項」を「同号」に改め、同条第6項第1号中「同項」を「同号」に改め、同項第5号中「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」に、「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「通所介護」を「介護予防通所介護」に、「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に、「同項」を「同号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 介護保険法の規定による認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者 同法第42条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（認知症対応型通所介護に係る部分に限る。）により算定した費用の額及び同号に規定する日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用に係る規則で定める額の合計額
- (4) 介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者 同法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る部分に限る。）により算定した費用の額及び同号に規定する日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用に係る規則で定める額の合計額

第8条第6項に次の1号を加える。

- (8) 介護保険法の規定による介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者 同法第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号に規定する日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用に係る規則で定める額の合計額

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第63号

神戸市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、神戸市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び神戸市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「国民保護現地対策本部」という。）に、国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員を置く。

2 国民保護現地対策本部長は、本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

3 国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

(施行細目の委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部)

第7条 第2条から前条までの規定は、神戸市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市国民保護協議会条例をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第64号

神戸市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、神戸市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の数は、75人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事75人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、危機管理室において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第65号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当の支給に関する条例（平成7年6月条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市災害派遣手当等の支給に関する条例

第1条中「災害派遣手当」の次に「及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する武力攻撃災害等派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）」を加える。

第2条の見出し中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改め、同条中「前項の災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改める。

別表の備考1中「職員」の次に「又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員」を加え、「（当該日が平成7年3月31日以前の場合にあっては、同年4月1日）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第66号

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

神戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年10月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 消防団員並びに消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者並びに応急措置従事者の補償基礎額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第2条第2項から第4項までに規定する額とする。

第5条第3項及び第4項を削る。

第6条中「消防団員等」を「消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）」に改める。

第8条の2第1項及び第3項中「別表第2」を「政令別表第2」に改める。

第9条第1項、第2項、第5項及び第7項中「別表第3」を「政令別表第3」に改める。

第9条の2第1項中「別表第4」を「政令別表第4」に改め、同条第2項中「1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「政令第6条の2第2項に規定する」に改め、同項各号を削る。

第11条第1項第4号中「別表第3」を「政令別表第3」に改める。

第18条の2中「別表第2」を「政令別表第2」に、「別表第3」を「政令別表第3」に改める。

別表第1から別表第4までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(消防賞慰金支給条例の一部改正)

- 2 神戸市消防賞慰金支給条例（昭和42年 7 月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「神戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年10月条例第26号）第 5 条第 3 項」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第 2 条第 3 項」に改める。

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第67号

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例

神戸市会委員会条例（昭和31年10月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「生活文化観光局」を「国際文化観光局」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

神戸市市会議員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第68号

神戸市市会議員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例を廃止する条例

神戸市市会議員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成14年12月条例第34号）は，廃止する。

附 則

この条例は，平成18年 4月 1日から施行する。

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第69号

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成14年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「72人」を「69人」に改める。

第2条中「中 央 区 6人」を「中 央 区 5人」に，
「兵 庫 区 6人」を「兵 庫 区 5人」に，
「長 田 区 6人」を「長 田 区 5人」に，
「須 磨 区 9人」を「須 磨 区 8人」に，
「垂 水 区 11人」を「垂 水 区 10人」に，
「西 区 9人」を「西 区 11人」に改める。

附 則

この条例は，次の一般選挙から施行する。

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第70号

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年 1 月条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「の規定を基準として実施機関が定める」を「に規定する額とする」に改める。

第 7 条第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第 9 条の 2 第 2 項中「1 月につき，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める」を「政令第 6 条の 2 第 2 項に規定する」に改め，同項各号を削る。

第12条中「を基準として実施機関が定める」を「に規定する額とする」に改める。

第21条中「を基準として実施機関が定める」を「に規定する」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第 7 条第 1 号の改正規定は，刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日（当該日がこの条例の公布の日前であるときは，公布の日）から施行する。

神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第71号

神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例

神戸市総合教育センター条例（平成2年3月条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市障害者自立支援法施行条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第72号

神戸市障害者自立支援法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の委員の定数)

第2条 法第15条の規定により本市に設置する審査会の委員の定数は、250人とする。

(介護給付費等の額の特例の認定)

第3条 法第31条の規定による認定（以下「特例認定」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 特例認定を受けた者は、当該特例認定に係る事情が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(施行細目の委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 4月 1日から施行する。

(福祉事務所条例の一部改正)

2 神戸市福祉事務所条例（昭和26年10月条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中「社会福祉法」の次に「、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を加える。

神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第73号

神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項及び第2項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第3項中「調整手当」を「地域手当」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第12条の2、第17条及び第21条第2項から第5項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第5条の見出し中「調整手当等」を「地域手当等」に改め、同条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第7条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第3条の4の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(職員退職手当金条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

- (1) 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）第9条第3項
- (2) 職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例第8号）第6条第2項
- (3) 教育長の給与等に関する条例（昭和27年4月条例第16号）第2条
- (4) 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第4項及び第5項
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月条例第35号）第4条第1項及び第2項並びに第6条
- (6) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）第4条及び第8条

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第74号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例（平成14年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

「平成15年4月分から平成18年3月分まで」を「平成18年4月分から平成19年3月分まで」に改める。

附則第2項中「調整手当」を「地域手当」に改め、附則に次の1項を加える。

（この条例の失効）

3 この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例（平成14年11月条例第31号）

(2) 神戸市職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成14年12月条例第36号）

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第75号

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

「平成15年度，平成16年度及び平成17年度」を「平成18年度」に改め，「100分の210」を「100分の212.5」に，「100分の109」を「100分の105.12」に，「100分の235」を「100分の232.5」に，「100分の128.75」を「100分の123.73」に改める。

附則を附則第1項とし，同項に見出しとして「（施行期日）」を付し，附則に次の1項を加える。

（この条例の失効）

2 この条例は，平成19年 3月31日限り，その効力を失う。

附 則

この条例は，平成18年 4月 1日から施行する。

神戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第76号

神戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(病院事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改める。

- (1) 神戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第39号）第5条第2項第1号
- (2) 神戸市健康づくりセンター条例（平成9年10月条例第42号）第9条第2項第7号
- (3) 保健所及び神戸市保健センター条例（平成10年3月条例第66号）第4条第1項
- (4) 神戸市立こうべ市歯科センター条例（平成16年3月条例第41号）第6条第2項
(児童福祉施設等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第1医科診療報酬点数表」を「診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表」に改める。

- (1) 神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年4月条例第1号）別表第2
- (2) 神戸市立心身障害福祉センター条例（昭和52年4月条例第38号）別表第2
- (3) 神戸市総合療育センター条例（平成11年1月条例第34号）別表
(身体障害者更生援護施設条例の一部改正)

第3条 神戸市立身体障害者更生援護施設条例（平成15年3月条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表」を「診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表」に改める。

（神戸高齢者総合ケアセンター条例の一部改正）

第4条 神戸高齢者総合ケアセンター条例（平成8年10月条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第5号を次のように改める。

- (5) 地域リハビリテーションセンターにおいて診療を受ける者 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1 医科診療報酬点数表により算定した額
- 第8条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

神戸ファッション美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第77号

神戸ファッション美術館条例の一部を改正する条例

神戸ファッション美術館条例（平成8年10月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第5条第1項中「第9号」を「第8号」に改める。

別表第1第2号中「，コンピュータデザイン室」を削り、同号の表セミナー室の項中「セミナー室」を「セミナー室1又は2」に改め、同表コンピュータデザイン室の項を削り、別表第1備考1及び2中「，コンピュータデザイン室」を削る。

附 則

この条例は、平成18年 4月 1日から施行する。

神戸市立王子市民ギャラリー条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第78号

神戸市立王子市民ギャラリー条例を廃止する条例

神戸市立王子市民ギャラリー条例（平成5年1月条例第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年10月 2日から施行する。

神戸文学館条例をここに公布する。

平成18年 3 月 31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第79号

神戸文学館条例

(設置)

第 1 条 神戸ゆかりの文学作品及び文学者の遺品その他の資料（以下「郷土文学資料」という。）を収集し、保管し、及び展示するとともに、郷土文学資料の調査研究及び文学に関する事業等を行うことにより、文学に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって豊かな地域文化の発展に資するため、神戸文学館（以下「文学館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 文学館の位置は、次のとおりとする。

神戸市灘区王子町 3 丁目 1 番 2 号

(事業)

第 3 条 文学館は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 郷土文学資料の収集、保管及び展示をすること。
- (2) 郷土文学資料に関する調査研究を行うこと。
- (3) 文学に関する講演会、講習会、講座その他の事業を行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するため必要な事業

(入館料)

第 4 条 文学館の入館料は、無料とする。

(入館の制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、文学館への入館を拒絶し、又は文学館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
- (4) 文学館の施設又は郷土文学資料を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (5) 次条の規定に違反した者
(行為の禁止)

第6条 何人も、文学館内において、文学館の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(行為の制限)

第7条 文学館の郷土文学資料について熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者及び文学館において業として写真又は映画その他これに類するものを撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に文学館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(損害の賠償等)

第8条 文学館の施設又は郷土文学資料を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第9条 市長は、次に掲げる文学館の管理に関する業務を文学館の管理について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業に係る業務
- (2) 文学館の利用及びその制限に関する業務
- (3) 文学館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条並びに第7条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第9条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第10条 文学館の開館時間、休館日及び供用を開始する日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市市民文化振興基金条例をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第80号

神戸市市民文化振興基金条例

(設置)

第1条 神戸市民の文化の向上を目的とする事業を推進するため、神戸市市民文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 市民又は事業者が基金への積立てを指定し、又は市長が基金への積立てを適当であると認める寄附金額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上しなければならない。

(処分)

第6条 市長は、基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

（施行細目の委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（市民文化スポーツ振興等基金条例の一部改正）

2 神戸市市民文化スポーツ振興等基金条例（昭和56年3月条例第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市市民スポーツ振興等基金条例

第1条中「神戸市市民文化スポーツ振興等基金」を「神戸市市民スポーツ振興等基金」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第7条中「規則及び」を削る。

（市民スポーツ振興等基金の処分の特例）

3 基金の積立ての財源に充てるため、平成18年度に限り、この条例による改正後の神戸市市民スポーツ振興等基金条例の規定にかかわらず、神戸市市民スポーツ振興等基金の一部を処分することができる。

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第81号

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例（平成12年 3月条例第98号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「特例居宅介護サービス費の額」の次に「，法第42条の 3 第 2 項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額」を加え，「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費の額，法第54条の 3 第 2 項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費」に，「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に，「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に改める。

第 8 条中「平成15年度」を「平成18年度」に，「平成17年度」を「平成20年度」に改め，同条各号を次のように改める。

- (1) 政令第39条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者 28,164円
- (2) 政令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 42,246円
- (3) 政令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 56,327円
- (4) 次のいずれかに該当する者 61,960円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が147万円未満である者であって，前 3 号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第 6 号イ若しくは第 7 号イに該当する者を除く。）

- (5) 次のいずれかに該当する者 70,409円

ア 合計所得金額が147万円以上200万円未満であって，前各号のいずれに

も該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第7号イに該当する者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者 84,491円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 98,573円

ア 合計所得金額が300万円以上600万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(8) 前各号のいずれにも該当しない者 112,654円

第12条第1項中「及び附則第6条」を削り、同条第3項中「第38条第1項第1号イ（(1)を除く。」を「第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。」に、「又は第4号ロ」を「若しくは第4号ロ又はこの条例第8条第4号イ、第5号イ、第6号イ若しくは第7号イ」に改め、「及び附則第6条」を削り、「同項第1号イ」を「政令第39条第1項第1号イ」に改める。

第13条第1項中「第38条第1項第1号イ(1)」を「第39条第1項第1号イ(1)」に改める。

第22条第1項第3号中「(昭和25年法律第226号)」を削る。

第30条第2項中「第31条第1項後段」の次に「、第33条の3第1項後段」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「改正令」という。）附則第4条第1項第1号に掲げる第1号被保険者の平成18年度分の保険料率及び同項第3号に掲げる第1号被保険者の平成19年度分の保険料率については、この条例による改正後の神戸市介護保険条例（以下「新条例」という。）第8条の規定にかかわらず、56,327円とする。
 - 4 改正令附則第4条第1項第2号に掲げる第1号被保険者の平成18年度分の保険料率については、新条例第8条の規定にかかわらず、45,062円とし、改正令附則第4条第1項第4号に掲げる第1号被保険者の平成19年度分の保険料率については、新条例第8条の規定にかかわらず、50,695円とする。
-

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第82号

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「及び精神医療付加金」を削る。

第 5 条第 3 項中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

第10条の 2 を次のように改める。

（結核医療付加金）

第10条の 2 市は、被保険者が結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条第 1 項又は同法第35条第 1 項に規定する費用の一部を負担するときは、当該被保険者に対して結核医療付加金として当該被保険者が負担すべき当該医療又は移送に関する費用に相当する額を支給する。

第14条第 1 項中「及び株式等譲渡所得割」を「，株式等譲渡所得割及び地方税法（昭和25年法律第226号）第38条の標準税率を超えて賦課される均等割」に改め，同条第 2 項中「及び株式等譲渡所得割」を「，株式等譲渡所得割及び地方税法第38条の標準税率を超えて賦課される均等割」に改める。

第15条の11中「8万円」を「9万円」に改める。

第18条の 2 第 1 項中「（昭和25年法律第226号）」を削る。

附則第 8 項中「附則第35条の 3 第12項」を「附則第35条の 3 第11項」に改める。

附則第12項を次のように改める。

（平成18年度及び平成19年度における保険料の算定の特例）

12 昭和15年 1 月 1 日以前に生まれた者であつて前年所得に係る地方税法第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円を超えるもの（平成16年の合計所得金額が1,000万円を超える者

(以下この項において「第1要件非該当者」という。)であつて、かつ、同年に所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)を有しない者(以下この項において「第2要件非該当者」という。)であるものを除く。)についての次の表の左欄の年度分における第14条第1項及び第2項、第15条第1項第1号並びに第15条の3第1項(以下この項において「対象規定」という。)の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、第14条第1項及び第2項の規定により算定される市県民税額からそれぞれ同表の右欄に定める金額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合において、その端数金額が500円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が500円以上であるときはこれを1,000円として計算した額)を控除した後の額を対象規定の市県民税の額とみなす。

年度	金額
平成18年度	次の各号(第15条第1項第1号の規定を適用する場合にあつては、第1号又は第2号)に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額 (1) 次号及び第3号(第15条第1項第1号の規定を適用する場合にあつては、次号)に該当しない場合 次に掲げる額の合計額(第1要件非該当者にあつてはアの額、第2要件非該当者にあつてはイの額)に100分の4.625を乗じて得た額(以下この項において「18年度算定額」という。) ア 所得税法第35条第2項第1号の規定により計算した額に3分の2を乗じて得た額(当該額が13万円を超える場合は、13万円) イ 32万円 (2) 18年度算定額が市県民税の所得割額を超える場合 市県民税の所得割額 (3) 公的年金等所得について所得税法第35条第2項第1号

	の規定により計算した額及び所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）による改正前の同号の規定により計算した額の差額を合計所得金額から控除した額が125万円以下であつて18年度算定額が市県民税額の3分の2に満たない場合 市県民税額の3分の2に相当する額
平成19年度	次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額 (1) 次号に該当しない場合 次に掲げる額の合計額（第1要件非該当者にあつてはアの額，第2要件非該当者にあつてはイの額）に10分の1を乗じて得た額（以下この項において「19年度算定額」という。） ア 所得税法第35条第2項第1号の規定により計算した額に3分の1を乗じて得た額（当該額が7万円を超える場合は，7万円） イ 16万円 (2) 19年度算定額が市県民税の所得割額を超える場合 市県民税の所得割額

附則に次の1項を加える。

- 13 昭和15年1月1日以前に生まれた者であつて平成16年に公的年金等所得を有するものについての平成18年度及び平成19年度における附則第3項の規定の適用については，同項中「15万円」とあるのは，平成18年度分にあつては「28万円」と，平成19年度分にあつては「22万円」とする。

第2条 神戸市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第4号を削る。

第10条の2を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は，平成18年4月1日から施行する。ただし，第1条中第5条第3項の改正規定及び附則第8項の改正規定は公布の日から施行し，第2条の規定

は同年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例第14条第1項及び第2項並びに第15条の11の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。
-

老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第83号

老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

老人医療費の助成に関する条例（昭和46年4月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号オ中「。以下「令」という。」を削る。

第3条第2項中「に各号」を「に当該各号」に改め、同項第1号中「令第15条第1項第4号に掲げる者（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者を除く。）」を「その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「65万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者」に改め、同項第2号中「令第15条第1項第3号に掲げる者（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者を除く。）」を「その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課さ

れない者（市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし，当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）」に改める。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし，規則で定める者については，この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
 - 2 この条例による改正後の老人医療費の助成に関する条例の規定は，施行日以後に行われた診療，薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し，同日前に行われた診療等に係る医療費の助成については，なお従前の例による。
 - 3 施行日から平成20年6月30日までの間に行われた診療等に係る医療費の助成における第2条第1項第4号の規定の適用については，同号中「市町村民税が課されていない者」とあるのは，「市町村民税が課されていない者又は地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項若しくは第4項に規定する者」とする。
-

神戸市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第84号

神戸市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

神戸市乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年 4月条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「に各号」を「に当該各号」に改め、同項第 2 号中「140万円（その居住者が年齢65歳未満である場合には、70万円）に満たないときは、140万円（その居住者が年齢65歳未満である場合には、70万円）」を「70万円に満たないときは、70万円」に改める。

第 5 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める者については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成18年 7月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第85号

神戸市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

神戸市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年 4月条例第 7号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号」の次に「（市長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、第 1 号及び第 2 号）」を加え、同条第 2 号オ中「障害の程度」を「障害等級」に改め、「。以下「法」という。」を削り、同条第 3 号中オをキとし、エの次に次のように加える。

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第 4 条及び同令第 8 条第 3 項において読み替えて準用する同令第 5 条の規定の例により計算された前年の所得（医療を受ける日の属する月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年の所得。以下この号において同じ。）が同令第 7 条に規定する額以上である者

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 4 条及び第 5 条の規定の例により計算されたその者の配偶者の前年の所得又はその者の生計を維持する民法（明治29年法律第89号）第877条第 1 項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」という。）の前年の所得が同令第 2 条第 2 項に規定する額以上である者

第 3 条第 2 項第 2 号中「民法（明治29年法律第89号）第877条第 1 項の規定により扶養をする義務のある者」を「扶養義務者」に改め、「（昭和40年法律第33号）」を削り、「140万円（その居住者が年齢65歳未満である場合には、70万円）に満たないときは、140万円（その居住者が年齢65歳未満である場合には、

70万円)」を「70万円に満たないときは、70万円」に改める。

第4条第2項中「重度障害者医療費受給者証（」の次に「老人保健医療受給者である資格者にあつては、高齢重度障害者医療費受給者証。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める者については、この限りでない。

第4条第3項第4号中「法第45条第2項の規定により」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により1級の障害等級が記載された」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 資格の喪失は、資格者が第2条各号のいずれかに該当しなくなつた日からとする。ただし、規則に定める場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第2条第2号オ、第3条第2項第2号及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の神戸市重度障害者医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
-

神戸市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第86号

神戸市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

神戸市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年3月条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「若しくは父子家庭の父又は」を「，父子家庭の父若しくは養育者（父母のない児童と同居して，これを監護し，かつ，その生計を維持する者をいう。以下同じ。）又は」に，「の規定により扶養をする義務のある者」を「に定める扶養義務者」に，「若しくは父子家庭の父と」を「，父子家庭の父若しくは養育者と」に，「140万円（その居住者が年齢65歳未満である場合には，70万円）に満たないときは，140万円（その居住者が年齢65歳未満である場合には，70万円）」を「70万円に満たないときは，70万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし，第4条第2項第2号の改正規定中「の規定により扶養をする義務のある者」を「に定める扶養義務者」に改める部分及び「140万円（その居住者が年齢65歳未満である場合には，70万円）に満たないときは，140万円（その居住者が年齢65歳未満である場合には，70万円）」を「70万円に満たないときは，70万円」に改める部分は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する部分を除く。）による改正後の神戸市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は，施行日以後に行われた診療，薬

剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第87号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第 5 号中「事由」の次に「並びに同条第 3 号及び第 4 号中「公営住宅」とあるのを「公営住宅等」と読み替えた場合のこれらの規定に掲げる事由」を加え、同条中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とする。

別表第 1 号アの表神戸市営札幌住宅の項、神戸市営新生田川住宅の項及び神戸市営中之島住宅の項を削り、同表第 1 号アの表神戸市営山の街住宅の項中「緑町 2 丁目及び緑町 4 丁目」を「緑町 4 丁目」に改め、同表第 1 号アの表神戸市営番町住宅の項、神戸市営大橋住宅の項及び神戸市営乙木谷住宅の項を削り、同表第 1 号アの表神戸市営ベルデ玉津住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営リバーサイド玉津南住宅	神戸市西区玉津町上池
-----------------	------------

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第88号

神戸市事務分掌条例の一部を改正する条例

神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条市民参画推進局の項第1号中「推進」の次に「及び区政」を加え、同項第3号中「区政」を「市民生活」に改める。

第1条生活文化観光局の項を次のように改める。

国際文化観光局

- (1) 市民文化に関する事項
- (2) 観光に関する事項
- (3) 国際化の推進に関する事項

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第89号

神戸市市税条例の一部を改正する条例

神戸市市税条例（昭和25年 8月条例第199号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第4号の4中「第68条の15第11項若しくは第12項」を「第68条の15第6項若しくは第7項」に改め、同項第4号の5中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額」を「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額」に改める。

第19条の2第3項中「22万円」を「21万円」に改める。

第29条第1項の表第1号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第2号から第8号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第5項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第29条の2第1項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に、「資本若しくは出資」を「資本金若しくは出資金」に改め、同条第2項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に、「資本若しくは出資」を「資本金若しくは出資金」に改める。

附則第3条の3第1項中「35万円を」を「32万円を」に改める。

附則第7条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第6号中「アに」を「法附則第17条第8号イに」に、「イに」を「同号ロに」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「アに」を「法附則第17条第6号イに」に、「イに」を「同号ロに」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 住宅用地 宅地等のうち法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。

(4) 商業地等 宅地等のうち住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されたものをいう。）をいう。

附則第7条の2の見出しを「(平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成16年度分」を「平成19年度分」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改め、同条第2項中「平成16年度分」を「平成19年度分」に、「平成16年度適用土地」を「平成19年度適用土地」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改める。

附則第8条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条中「(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)」を削り、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条に次の5項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3

又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、法附則第18条第4項に規定する住宅用地据置固定資産税額を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、法附則第18条第5項に規定する商業地等据置固定資産税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、法附則第18条第6項に規定する商業地等調整固定資産税額とする。

附則第8条の2及び附則第8条の3を次のように改める。

第8条の2 削除

第8条の3 法附則第18条第7項第1号から第3号までに掲げる宅地等で平成18年度から平成20年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第18条の3第1項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「用途変更宅地等」という。)に係る当該各年度分の固定資産税については、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号。以下「平成18年改正法」という。)附則第15条第1項の規定により法附則第18条の3第1項の規定を適用せず、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞ

れ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、附則第7条及び第8条の規定を適用する。

- 2 法附則第18条第7項第2号に掲げる宅地等で平成18年度に係る賦課期日において法附則第18条の3第1項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成18年度の宅地等」という。）、法附則第18条第7項第3号に掲げる宅地等で平成19年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成19年度の宅地等」という。）又は同条第7項第4号に掲げる宅地等で平成20年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成20年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（附則第7条第7号に規定する類似土地をいう。以下同じ。）が平成18年度の宅地等にあつては平成17年度、平成19年度の宅地等にあつては平成18年度、平成20年度の宅地等にあつては平成19年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成18年度の宅地等にあつては平成18年度分、平成19年度の宅地等にあつては平成19年度分、平成20年度の宅地等にあつては平成20年度分の固定資産税については、平成18年改正法附則第15条第1項の規定により法附則第18条の3第3項の規定を適用せず、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、附則第7条及び第8条の規定を適用する。
- 3 平成18年度から平成20年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第18条の3第1項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか2以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る附則第7条、第8条及び前2項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ1の宅地等とみなす。

附則第9条（見出しを含む。）中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改める。

附則第9条の2第3項中「平成16年度」を「平成19年度」に改め、同条第4項中「平成17年度」を「平成20年度」に改める。

附則第9条の4第1項中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第2項中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に、「附則第19条の4第6項」を「附則第19条の4第8項」に、「附則第14条の2の2第3項」を「附則第14条の2の2第6項」に、「第1項の規定（」を「前各項の規定（」に、「平成15年度である」を「平成18年度である」に、「平成15年改正前」を「平成18年改正前」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の8を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額と

する。

- 4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、法附則第19条の4第4項に規定する市街化区域農地据置固定資産税額を超える場合には、当該市街化区域農地据置固定資産税額とする。

附則第10条及び附則第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

附則第12条中「附則第8条第1項、第8条の2」を「附則第8条」に、「附則第8条第1項又は第8条の2」を「附則第8条」に改める。

附則第13条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条中「(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)」を削り、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条に次の5項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け

る宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、法附則第25条第4項に規定する住宅用地据置都市計画税額を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、法附則第25条第5項に規定する商業地等据置都市計画税額とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、法附則第25条第6項に規定する商業地等調整都市計画税額とする。

附則第13条の2及び附則第13条の3を次のように改める。

第13条の2 削除

第13条の3 法附則第25条第7項において読み替えられた法附則第18条第7項第1号から第3号までに掲げる宅地等で平成18年度から平成20年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第25条の3第1項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の都市計画税については、平成18年改正法附則第15条第1項の規定により法附則第25条の3第1項の規定を適用せず、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、附則第7条及び第13条の規定を適用する。

2 法附則第25条第7項において読み替えられた法附則第18条第7項第2号に掲げる宅地等で平成18年度に係る賦課期日において法附則第25条の3第1項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成18年度の宅地等」という。）、法附則第25条第7項において読み替えられた法附則第18条第7項第3号に掲げる宅地等で平成19年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成19年度の宅地等」という。）又は法附則第25条第7項において読み替えられた法附則第18条第7項第4号に掲げる宅地等で平成20年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成20年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地が平成18年度の宅地等にあつては平成17年度、平成19年度の宅地等にあつては平成18年度、平成20年度の宅地等にあつては平成19年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成18年度の宅地等にあつては平成18年度分、平成19年度の宅地等にあつては平成19年度分、平成20年度の宅地等にあつては平成20年度分の都市計画税については、平成18年改正法附則第15条第1項の規定により法附則第25条の3第3項の規定を適用せず、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、附則第7条及び第13条の規定を適用する。

3 平成18年度から平成20年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第25条の3第1項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか2以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の都市計画税に係る附則第7条、第13条及び前2項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ1の宅地等とみなす。

附則第14条（見出しを含む。）中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成

18年度から平成20年度まで」に改める。

附則第14条の2の2第1項中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の8を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

同条第3項中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に、「第1項の規定（」を「前各項の規定（」に、「平成15年度である」を「平成18年度である」に、「平成15年改正前」を「平成18年改正前」に、「附則第27条の2第6項」を「附則第27条の2第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上

のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、法附則第27条の2第4項に規定する市街化区域農地据置都市計画税額を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。

附則第14条の2の3を次のように改める。

第14条の2の3 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18条、第29条及び第29条の2の改正規定は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の3の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成17年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第92号

神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立児童福祉施設等に関する条例施行規則（昭和33年 4 月規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表保育所の項中

「			を	」
神戸市立浜御影保育所	乳児	24人		
	幼児	66人		
神戸市立本山北町保育所	乳児	45人		
	幼児	75人		
「			に，	」
神戸市立浜御影保育所	乳児	24人		
	幼児	66人		
「			を	」
神戸市立桜ヶ丘保育所	乳児	24人		
	幼児	60人		
神戸市立中原保育所	乳児	39人		
	幼児	85人		
「			に，	」
神戸市立桜ヶ丘保育所	乳児	24人		
	幼児	60人		

「	神戸市立ひよどり台保育所	乳児	30人	を
		幼児	80人	
	神戸市立鈴蘭台北町保育所	乳児	24人	
		幼児	66人	
」				
「	神戸市立ひよどり台保育所	乳児	30人	に
		幼児	80人	
」				

改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第93号

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年 3月規則第117号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「若しくは第 3 項又は」を「若しくは第 3 項に規定する申請書又は」に、「申請書の様式」を「申請書（条例第23条の 2 第 1 項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に管理を行わせている都市公園（その一部を含む。以下「指定管理公園」という。）に係るものを除く。）の様式」に改め、同条第 4 項中「申請書の様式」を「申請書（指定管理公園に係るものを除く。）の様式」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号の表中

王子公園陸上競技場 王子公園陸上補助競技場 王子公園バレーボールコート 相撲場	1 月 4 日から12 月28日まで。ただし、水曜日は休場日とする。	を	王子公園陸上競技場 王子公園陸上補助競技場 王子公園バレーボールコート 相撲場	1 月 4 日から12 月28日まで	に改め、
---	---	---	---	---------------------------	------

同表王子公園プールの項中「。ただし、水曜日は休場日とする。」を削り、同表落合中央公園プールの項中「月曜日」を「第 1 月曜日、第 4 月曜日及び第 5 月曜日」に改め、同表中

落合中央公園体育館 柔剣道室 落合中央公園トレーニング室	1 月 5 日から12 月27日まで。ただし、月曜日は休業日とする。	「	落合中央公園体育館 柔剣道室 落合中央公園トレーニング室	1 月 5 日から12 月27日まで。ただし、第 1 月曜日、第 4 月曜日及び第 5 月
---	---	---	---	--

落合中央公園集 会室 落合中央公園料 理室 音楽室 美術室 陶芸室 落合中央公園工 芸室		を	落合中央公園集 会室 落合中央公園料 理室 音楽室 美術室 陶芸室 落合中央公園工 芸室	曜日は休業日 とする。	に改め、
--	--	---	--	----------------	------

「

北神戸田園スポ ーツ公園体育館 神戸総合運動公 園体育館 神戸総合運動公 園補助体育館 苔谷公園体育館	1 月 4 日から12 月28日まで。た だし、火曜日 (苔谷公園体育 館にあつては、 水曜日)は休業 日とする。	午前 9 時から午後 9 時ま で
---	---	----------------------

を

「

北神戸田園スポ ーツ公園体育館	1 月 4 日から12 月28日まで。た だし、第 4 火曜 日は休業日と する。	午前 9 時から午後 9 時ま で
神戸総合運動公 園体育館 神戸総合運動公 園補助体育館	1 月 4 日から12 月28日まで。た だし、火曜日は 休業日とする。	午前 9 時から午後 9 時ま で

に改め、

苔谷公園体育館	1 月 4 日から12 月28日まで。た だし、水曜日は 休業日とする。	午前 9 時から午後 9 時ま で
---------	---	----------------------

」

同条第 2 項の表電源の項中

「	「		
名谷公園	を	名谷公園 糀台公園 西神中央公園	に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「市長」の次に
」	」		

「（指定管理公園にあつては、指定管理者）」を加える。

第 6 条の表共通利用券の項の次に次のように加える。

年間利用券	動物園
-------	-----

第 7 条第 2 項第 2 号及び第 4 号中「市長」の次に「（指定管理公園にあつては、指定管理者）」を加える。

第10条中「認める場合」の次に「及び指定管理公園の使用料に係る場合」を加える。

別表 1 第 1 号の表北神戸田園スポーツ公園の項中「球技場」を「球技場 第 2 球技場」に改め、同表離宮公園の項を削り、同表苔谷公園の項の次に次のように加える。

舞子東海浜緑地	駐車場	
---------	-----	--

別表第 1 第 2 号の表中

「	「		
名谷公園	を	名谷公園 糀台公園 西神中央公園	に改め、同表中
」	」		

神戸総合運動公園	附属会議室 貴賓室 夜間照明設備 電光掲示板 場内放送 設備 冷暖房設備 可動席 競技用器具 電源 聖火台
----------	--

を

神戸総合運動公園	附属会議室 貴賓室 夜間照明設備 電光掲示板 大型映像 装置 場内放送設備 冷暖房設備 可動席 競技用器具 電 源 聖火台
舞子東海浜緑地	コインシャワー

に改める。

別表 2 第 6 号の表球技場の項中

3,400円	4,600円
--------	--------

を

3,300円	4,400円
--------	--------

に改め、同表第2球技場の項中

神戸総合運動公園	土・日・祝	4,100円	5,500円		9,600円			1時間		
								1,400円		
	その他	3,400円	4,600円		8,000円			1時間 1,100円		

を

北神戸田園スポーツ公園	土・日・祝						1時間		
							1,000円		
	その他						1時間 850円		
神戸総合運動公園	土・日・祝	4,100円	5,500円		9,600円		1時間		
							1,400円		

に改め、

	その他	3,300円	4,400円		8,000円			1時間		
								1,100円		

」

同表体育館の項中

「

5,300円	7,000円
--------	--------

を「

5,250円	7,000円
--------	--------

に,

」

「

3,700円	5,000円
--------	--------

を「

3,600円	4,800円
--------	--------

に,

」

「

全面	5,000円	6,800円	6,000円	11,800円	12,800円	17,800円	1時間 1,700円
半面	2,500円	3,400円	3,000円	5,900円	6,400円	8,900円	1時間 850円

を

」

「

全面	5,000円	6,800円	5,950円	11,800円	12,800円	17,800円	1時間 1,700円
----	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------------

に改め,

」

同表駐車場の項中

「

離宮公園	大型自動車								1台1回 2,000円	
	自動車(大型自動車及び自動車二輪車を除く。)								1台1回 500円	

を

	自転車又は自動二輪車								1台1回 100円	
--	------------	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--

」

「

舞子東海 浜緑地	大型自動車								1台1回 2,000円	
	自動車(大型自動車及び自動二輪車を除く。)								1台1時間 200円	

に改め、

」

別表 2 第 7 号の表電光掲示板の項中

「

陸上競技場用	1 回 1 日につき	15,000円
体育館用 (大型)	1 回 1 日につき	10,000円

を

」

「

体育館用 (大型)	1 回 1 日につき	10,000円
-----------	------------	---------

に改め、

」

同表スコアボードの項の次に次のように加える。

大型映像装置	神戸総合運動公園	動画を映写する場合	1 時間につき	15,000円
		静止画を表示する場合	1 回 1 日につき	15,000円

別表 2 第 7 号の表コインシャワーの項中

「

しあわせの森

を

「

しあわせの森 舞子東海浜緑地

に改め、同表電源の項中

」

」

「
名谷公園
」を「
名谷公園
糀台公園
西神中央公園
」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の神戸市都市公園条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
-

神戸市立老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第94号

神戸市立老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立老人福祉施設条例施行規則（昭和38年12月規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条から第7条までを削る。

第8条の見出しを「（特別養護老人ホームの入所）」に改め、同条第1項中「特別養護老人ホーム」の次に「（条例第5条第1項第1号に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）にその管理を行わせている施設（以下「指定管理施設」という。）を除く。）」を加え、同条を第3条とする。

第9条の見出しを「（軽費老人ホームの入所）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、条例第5条第1項第3号の許可をしたときは、様式第4号による軽費老人ホーム入所許可書を当該申請者に交付するものとする。

第9条を第4条とする。

第10条を削る。

第11条第1項中「同条第6項第1号及び第4号」を「同条第6項第1号、第3号、第4号、第6号及び第8号」に、「介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による通所介護、短期入所生活介護及び介護福祉施設サービス」を「特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設」に改め、同条を第5条とし、第12条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（老人デイサービスセンターの事業）

第7条 老人デイサービスセンターは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する便宜を供与することに係る事業及び虚弱状態その他これに類する状態にある高齢者の在宅福祉の増進を図るため市長が必要があると認める事業を行う。

第13条を削る。

第14条第1項中「老人デイサービスセンター」の次に「（指定管理施設を除

く。）」を加え、同条を第8条とする。

第15条第2項中「市長」の次に「（指定管理施設にあっては、指定管理者。以下「市長等」という。）」を加え、同条を第9条とする。

第16条第1項第4号及び第2項中「市長」を「市長等」に改め、同条を第10条とする。

第17条第1号中「条例第5条第1項第1号に規定する」を削り、同条を第11条とし、第18条を第12条とする。

別表第1 軽費老人ホームの項中

「

神戸市立長寿園	80名
神戸市立柏寿園	100名

を

」

「

神戸市立柏寿園	100名
---------	------

に改める。

」

別表第3中

「

神戸市立 長寿園	神戸市立 柏寿園
-------------	-------------

を

」

「

神戸市立柏寿園

に、

」

「

76,000円	64,400円
74,300円	

を

」

「

64,400円

に改める。

」

様式第1号中「（第8条関係）」を「（第3条関係）」に、「神戸市長 様」を「神戸市長 あて」に改める。

様式第2号中「（第8条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

様式第3号中「（第9条関係）」を「（第4条関係）」に、「神戸市長 様」を「神戸市長 あて」に改める。

様式第 4 号中「（第10条関係）」を「（第 4 条関係）」に改める。

様式第 5 号中「（第14条関係）」を「（第 8 条関係）」に，「神戸市長 様」を「神戸市長 あて」に，

「

備考

- 1 この申込書は，本人又はその代理人が記入するもの
です。
- 2 太線の中のみ記入してください。
- 3 ここから下は，記入する必要はありません。

を

」

「

に，

」

「

を

」

「

備考

- 1 この申込書は，本人又はその代理人が記入すること。 に改める。
- 2 申込みの年月日，住所及び氏名並びに太枠の中のみ記
入すること。

」

附 則

この規則は，平成18年 4 月 1 日から施行する。

災害派遣手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第95号

災害派遣手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害派遣手当の支給に関する条例施行規則（平成7年6月規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市災害派遣手当等の支給に関する条例施行規則

第1条中「災害派遣手当の支給に関する条例」を「神戸市災害派遣手当等の支給に関する条例」に、「対する災害派遣手当」を「対する災害派遣手当等（条例第1条に規定する災害派遣手当等をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市立須磨ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第96号

神戸市立須磨ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立須磨ヨットハーバー条例施行規則（昭和53年4月規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（指定管理者の指定の申請に係る書類）

第2条 条例第17条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書（団体の名称，主たる事務所の所在地，代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）
- (2) 事業計画書
- (3) 神戸市立須磨ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）の管理に係る人員の配置計画に関する書類
- (4) ヨットハーバーの管理に関する業務の収支予算書
- (5) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては，これらに相当する書類）
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める書類

第3条から第11条までを削る。

第12条第2項中「市長は，特別の」を「指定管理者は，特に」に改め，同条を第3条とする。

第13条第2項中「市長は，特別の」を「指定管理者は，特に」に改め，同条を第4条とし，第14条を第5条とする。

附則に次の2項を加える。

（指定管理者不在等期間におけるヨットハーバーの管理に関する業務）

5 条例附則第5項に規定する指定管理者不在等期間における第3条第2項及び第4条第2項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

6 条例附則第5項に規定する指定管理者不在等期間におけるヨットハーバーの使用については、神戸市立須磨ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年3月規則第96号）による改正前の神戸市立須磨ヨットハーバー条例施行規則第2条から第10条まで及び様式第1号から様式第12号までの規定の例による。

様式第1号から様式第12号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第97号

神戸ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則

神戸ヘリポート条例施行規則（昭和62年12月規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

第6条第1項第2号中「ヘリポート」を「神戸ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項第1号中「工作物の設置等」を「条例第11条第1項の許可を受けた行為」に改め、同条第2項第4号中「必要な」を「市長が必要があると認める」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定の申請に係る書類）

第6条 条例第19条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに条例第19条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）
- (2) 事業計画書
- (3) ヘリポートの管理に係る人員の配置計画に関する書類
- (4) ヘリポートの管理に関する業務の収支予算書
- (5) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第8条及び第9条を削り、第10条を第7条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（指定管理者の不在等の期間におけるヘリポートの管理に関する業務）

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し，指定管理者が解散し，その他指定管理者がいなくなつた時又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた時からその直後に指定管理者を指定し，又は当該停止の期間が終了する時までの間におけるヘリポートの使用については，神戸ヘリポート条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年3月規則第97号）による改正前の神戸ヘリポート条例施行規則第3条及び第4条の規定の例による。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

神戸市消防吏員服制規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第98号

神戸市消防吏員服制規則

神戸市消防吏員服制規則（昭和42年 1月規則第60号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第14条の 4 第 2 項の規定に基づき、消防吏員の服制について必要な事項を定めるものとする。

（制服等及び被服等）

第 2 条 消防吏員の制服及び制帽並びにこれらの附属品（以下「制服等」という。）は、次の各号に掲げる消防吏員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとし、その色及び製式その他の制服等に関する事項は、消防長が定める。

- (1) 男性の消防吏員 冬帽、夏帽、冬服、夏服、ワイシャツ、ネクタイ、バンド、黒短靴及び手袋
- (2) 女性の消防吏員 冬帽、夏帽、冬服、夏服、スカーフ、ネクタイ、バンド、黒短靴及び手袋

2 消防活動その他勤務の性質により必要とする制服等以外の着衣及びこれらの附属品（以下「被服等」という。）は、次に掲げるものとし、その色及び製式その他の被服等に関する事項は、消防長が定める。

- (1) 一般被服等（冬活動帽、夏活動帽、冬活動服、夏活動服、防寒衣、雨衣、活動服用シャツ、バンド及び特殊作業靴をいう。）
- (2) 防火被服等（防火帽、防火衣、防火靴及び作業手袋をいう。）
- (3) 特殊被服等（冬救急帽、夏救急帽、冬救急服、夏救急服、救急服用シャツ、救急靴、救急用バンド、救助帽、救助服、航空帽、航空服、航空救助服、航空靴、整備服及び保安帽をいう。）
- (4) 音楽隊被服等（冬帽、合帽、夏帽、冬服、合服、夏服、ネクタイ、演奏用バンド、飾緒、肩章及び演奏靴をいう。）

（制服等及び被服等の貸与）

第 3 条 制服等及び被服等は、消防吏員に貸与するものとする。

(施行細目の委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第99号

神戸市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和41年12月規則第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号。以下「社会保険算定方法」）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「診療報酬算定方法」）」に、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年8月厚生省告示第237号）」を「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」に改め、同条第3項中「社会保険算定方法」を「診療報酬算定方法」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第100号

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（収納事務の委託）

第 8 条の 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の 2 第 1 項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 公金又はこれに類するものの収納の事務に関し十分な実績を有していること。
- (2) 委託する事務を遂行するために十分な事業規模を有し、かつ、安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 収納に係る情報を電子計算機により適正に管理し、かつ、当該情報に係る電磁的記録を速やかに本市に提供することができること。
- (4) 収納金を安全かつ速やかに本市に払い込むことができる能力を有していること。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の保護及び適正な管理のために必要な措置を講じていること。

第29条第 1 項第15号中「第20号」を「第19号」に改める。

第 4 号様式（その 3）を次のように改める。

(その3)

年度 軽自動車税 納税通知書兼領収証書（車検用納税証明書）

税率	円
車種	
車両・標識番号	
組合番号	

納期	年	月	日から
	年	月	日まで

継続検査の本書有効期限	年	月	日まで
-------------	---	---	-----

地方税法及び神戸市市税条例の規定によって本書のとおり賦課しましたので、納期限までに必ず納税してください。

年 月 日 神戸市 区長

印

賦課年度	通知番号	納期限	年 月 日
期別	領収日付印		
税額	左記の金額を領収しました。		
延滞金			
合計			

備考

- 1 この納税通知書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 賦課の根拠となる法律及び条例の規定
 - (2) 税率
 - (3) 納期限までに税金を納付しなかつた場合においてとられる措置
 - (4) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項
- 2 納付場所を記載すること。

第 5 号 様 式（その 1）の次に次の 1 様式を加える。

(その 1 の 2)

領 収 証 書 公

年度

区取扱い

加入者名	神戸市収入役	口座番号	納付額						円
通知書番号			延滞金						
年度			合計						
期		納期限	年	月	日				

期

通知書番号

納付額

延滞金

合計

納期限

年

月

日

領 収 日 付 印

上記の金額を領収しました。

原 符 公

年度

区 取扱い

加入者名	神戸市収入役	口座番号	納付額						円
通知書番号			延滞金						
年度			合計						
期		納期限	年	月	日				

加入者名

神戸市収入役

口座番号

納付額

延滞金

合計

納期限

年

月

日

(主管職名)

領 収 日 付 印

(受付店・局・コンビニ店保存)

領 通 知 書 公

年度

区取扱い

加入者名	神戸市収入役	口座番号	納付額						円
通知書番号			延滞金						
年度			合計						
期		納期限	年	月	日				

加入者名

神戸市収入役

口座番号

納付額

延滞金

合計

納期限

年

月

日

領 収 日 付 印

(ご注意) パーコードのない納付書では、コンビニエンスストアでは納付できません。

(収納代行)

神戸市 区長あて (取りまとめ金融機関)

本書のとおり領収しましたので 通知します。

(受付店・局→取りまとめ店・局→神戸市) (コンビニ本部保存)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保健所及び神戸市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第101号

保健所及び神戸市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

保健所及び神戸市保健センター条例施行規則（平成10年 3 月規則第92号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6 年 3 月厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第 92号）」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

神戸市障害者自立支援法等施行細則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第102号

神戸市障害者自立支援法等施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成18年法律第123号。以下「法」という。）及び神戸市障害者自立支援法施行条例（平成18年3月条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の名称等)

第2条 条例第2条に規定する審査会（以下「審査会」という。）の名称は、神戸市障害程度区分判定審査会とする。

2 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第8条第1項に規定する合議体（以下「合議体」という。）を構成する委員の定数は、5人とする。

(合議体の長の職務等)

第3条 合議体は、合議体の長が招集する。

2 合議体の長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の解任)

第4条 市長は、審査会の委員が心身の故障その他の理由により職務の遂行に堪えないと認めるときは、その委員を解任することができる。

(案件を取り扱う合議体)

第5条 法第4条第4項に規定する障害程度区分の審査及び判定の案件を取り扱う合議体は、審査会の会長が指定するものとする。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務（合議体の会議に係るものを除く。）は、保健福祉局において処理する。

2 合議体の会議に係る庶務は、区役所（審査会の会長が特に必要があると認め

る場合にあっては、保健福祉局）において処理する。

（審査会に関する施行細目の委任）

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

（市町村が定めた割合）

第8条 法第31条に規定する市町村が定めた割合は、100分の95、100分の97又は100分の100のうち、同条の規定による認定（以下「特例認定」という。）を受け者の同条に規定する障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難である程度に応じて市長が定めたものとする。

（特例認定に係る申請等）

第9条 特例認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に法第31条に規定する特別の事情があることを証する書類その他市長が必要があると認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、生年月日及び住所並びに受給者証（法第22条第5項に規定する受給者証をいう。）の番号
- (2) 法第31条に規定する障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難である理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 市長は、特例認定を行ったときは、その旨、その適用期間その他必要な事項を書面により申請者に通知するものとする。

3 市長は、特例認定を行わないときは、その旨を書面により申請者に通知しなければならない。

（施行細目の委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（児童福祉法施行細則の一部改正）

2 神戸市児童福祉法施行細則（昭和62年3月規則第80号）の一部を次のように改正

する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第5条の見出しを「(療育券の返還)」に改め、同条中「育成医療又は」及び「育成医療券又は」を削る。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号から様式第3号まで 削除

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

3 神戸市身体障害者福祉法施行細則(平成15年3月規則第72号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

労務職員の給与等に関する規則の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第103号

労務職員の給与等に関する規則の特例に関する規則を廃止する規則

労務職員の給与等に関する規則の特例に関する規則(平成14年12月規則第44号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第104号

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成10年 3月規則第119号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年 1月条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第 2 条 条例第 2 条に規定する規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

(1) 神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年 3月条例第 8 号。以下「給与条例」という。）第10条の 6 第 1 項に規定する人事委員会規則で指定する職（管理職手当の支給に関する規則（昭和37年 7月人事委員会規則第11号。以下「管理職手当規則」という。）別表第 1 に規定する職のうち支給額が丁であるものを除く。）にある者

(2) 給与条例第20条に規定する職員

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職にある者の区分に応じ、当該各号に定める特殊勤務手当を支給することができる。

(1) 管理職手当規則別表第 1 に規定する職のうち支給額が丙であるもの 年末年始出務者手当，災害待機手当及び消防職員手当（条例第36条第 1 項第 3 号及び第 5 号に掲げるものに限る。）

(2) 管理職手当規則別表第 1 に規定する職のうち支給額が乙及び丙であるもの 消防職員手当（条例第36条第 1 項第 1 号に掲げるものに限る。）

（国民健康保険料徴収業務手当）

第 3 条 条例第 5 条に規定する規則で定める業務は、6月 1 日から同月30日までの間及び11月 1 日から同月30日までの間に行う業務とする。

(救急病棟等看護業務手当)

第4条 条例第18条第3号に規定する規則で定めるものは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する1類感染症，同条第3項に規定する2類感染症，同条第7項に規定する指定感染症及び同条第8項に規定する新感染症並びに結核とする。

(有害物等取扱手当)

第5条 条例第29条に規定する規則で定める有害物又は危険物は，次に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項に規定するばい煙，同条第4項に規定する揮発性有機化合物及び同条第8項に規定する粉じん
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の3に規定する指定有害廃棄物
- (3) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第7項に規定する有害物質
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類
- (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物
- (6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項第1号及び第2号に規定する化学物質並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条から第18条の2までに規定する有害物
- (7) 前各号に掲げるもののほか，市長が人体に有害又は危険であると認めるもの

(年末年始出務者手当)

第6条 条例第34条に規定する規則で定める額は，次の各号に掲げる勤務に従事する日の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

- (1) 12月29日又は同月30日 3,500円
- (2) 12月31日又は1月1日 4,600円
- (3) 1月2日又は同月3日 3,900円

(災害待機手当)

第7条 条例第35条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1時間以上3時間未満 2,750円
- (2) 3時間以上5時間未満 4,300円
- (3) 5時間以上7時間未満 5,850円
- (4) 7時間以上 6,500円

(大学職員手当)

第8条 条例第38条第1号に規定する規則で定める額は、同号の教員が兼任して行う副学長又は学生部長の職務にあつては月額89,000円、同号の教員が兼任して行う図書館長又は研究所長の職務にあつては月額71,500円とする。

2 条例第38条第2号に規定する規則で定める額は、別表第1の左欄に掲げる勤務の内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

3 条例第38条第3号に規定する規則で定める額は、別表第2の左欄に掲げる同号の事務職員の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額とする。

4 条例第38条第4号に規定する規則で定める額は、同号の教員のうち教授が行う同号の勤務にあつては月額16,700円、同号の教員のうち助教授が行う同号の勤務にあつては月額14,700円、同号の教員のうち助手が行う同号の勤務にあつては月額13,000円、同号の教員のうち常勤講師が行う同号の勤務にあつてはその者の学歴、経歴等を参酌してこれらの額に準じた額とする。

5 条例第38条第5号に規定する規則で定める額は、勤務の区分により、別表第3の左欄に掲げる同号の教員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

6 前3項に規定する額については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額し、又は支給しない。

- (1) 第3項に規定する額の支給を受ける者が市長が定める所定の勤務に従事しなかったとき。 別表第2の右欄に掲げる額の減額
- (2) 第4項に規定する額の支給を受ける者が当該月の外国語学部第2部の担任時間の3分の1以上授業を行わなかったとき。 当該額の2分の1に相当する額の減額

(3) 第4項に規定する額の支給を受ける者が当該月の外国語学部第2部の担任時間の3分の2以上授業を行わなかったとき。 不支給

(4) 前項に規定する額の支給を受ける者が所定の担任時間に授業を行わなかったとき(代講又は補講をもって所定の担任時間を補ったときを除く。)。 授業を行わなかった時間数に応じた額の減額

7 前項第2号から第4号までに掲げる減額又は不支給に関しては、市長が定める日に属する授業時間は、担任時間に算入し、かつ、担任時間に授業を行ったものとみなす。

8 第6項第4号に掲げる減額に関しては、1時間当たりの額は、別表第3に掲げる額を1週の担任時間数に5を乗じて得た額で除した額とする。

9 前項の規定は、月の途中において勤務が開始し、又は終了した者について準用する。

10 市長が定める休暇期間中における条例第38条第5号に掲げる大学職員手当は、担任時間数が6月未満の者に対しては、支給しない。

(支給方法)

第9条 条例第39条第2項に規定する規則で定める特殊勤務手当は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に定める日に支給する。

(1) 年末年始出務者手当 2月における給与条例第5条第2項に規定する給料の支給日(以下「給料の支給日」という。)

(2) 4月における人事異動により月の途中において新たに支給を受けることとなる特殊勤務手当 6月における給料の支給日

(施行細目の委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

勤務の内容	教員の区分		
	教授	助教授	常勤講師又は助手

1 博士課程における授業，研究又は指導	26,150円	19,400円	14,300円
2 外国語学研究科又は看護学研究科における授業，研究又は指導（1の項に規定する勤務を除く。）	21,200円	15,900円	11,850円
3 1の項又は2の項の勤務を補助するもの	10,650円	8,000円	5,900円

別表第2（第8条関係）

事務職員の区分		額	減額する額
1 2の項に規定する者以外の者	給料月額が350,000円を超えるもの	19,100円	4,200円
	給料月額が300,000円を超え350,000円以下であるもの	18,100円	3,900円
	給料月額が250,000円を超え300,000円以下であるもの	17,100円	3,700円
	給料月額が200,000円を超え250,000円以下であるもの	16,100円	3,500円
	給料月額が200,000円以下であるもの	15,100円	3,300円
2	給与条例第10条の6第1項に規定する管理職手当の支給を受ける者	14,200円	3,200円

別表第3（第8条関係）

- (1) 外国語大学に勤務する教員であって外国語学部勤務を本務とするものが兼務して行う外国語学部第2部における勤務

教員の区	額（1週当たりの担任時間数）								
	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
教授	円 9,700	円 19,400	円 29,100	円 38,800	円 48,500	円 58,200	円 67,900	円 77,600	1時間につき3,600円を加算する。

助 教 授	円 9,100	円 18,200	円 27,300	円 36,400	円 45,500	円 54,600	円 63,700	円 72,800	1 時間につ き 3,400 円 を 加 算 す る。
助 手	円 8,500	円 17,000	円 25,500	円 34,000	円 42,500	円 51,000	円 59,500	円 68,000	1 時間につ き 3,250 円 を 加 算 す る。

備考 常勤講師については、学歴、経歴等を参酌し、各人について教授の項、
助教授の項又は助手の項の規定を準用する。

- (2) 外国語大学に勤務する教員であって外国語学部第2部勤務を本務とするもの
が兼務して行う外国語学部における勤務

教員 の 区 分	額（1週当たりの担任時間数）								
	1 時間	2 時間	3 時間	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	9 時間以上
教授	円 8,500	円 17,000	円 25,500	円 34,000	円 42,500	円 51,000	円 59,500	円 68,000	1 時間につ き 3,250 円 を 加 算 す る。
助 教 授	円 8,100	円 16,200	円 24,300	円 32,400	円 40,500	円 48,600	円 56,700	円 64,800	1 時間につ き 3,050 円 を 加 算 す る。
助 手	円 7,700	円 15,400	円 23,100	円 30,800	円 38,500	円 46,200	円 53,900	円 61,600	1 時間につ き 2,950 円 を 加 算 す る。

備考 常勤講師については、学歴、経歴等を参酌し、各人について教授の項、
助教授の項又は助手の項の規定を準用する。

神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第105号

神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則

労務職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年 3月規則第 120号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第 289号）附則第5項に規定する職員（以下「職員」という。）に対して支給する神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年 3月条例第5号）附則第2項において準用する同条例第6条の規定による特殊勤務手当の額及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規則の規定は、労務職員の給与等に関する規則（昭和31年 7月規則第40号）第6条に規定する臨時的任用職員，非常勤職員及び臨時職員以外の職員に適用する。

（特殊勤務手当の種類）

第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 環境業務手当
- (2) 遺体取扱手当
- (3) 高所作業手当
- (4) 夜間業務手当
- (5) 年末年始出務者手当
- (6) 災害待機手当
- (7) 班長手当

（環境業務手当）

第4条 環境業務手当は、次に掲げる場合における業務に従事するものに対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 環境局事業所又は自動車管理事務所に勤務する第1作業手、第2作業手又は自動車運転手が、市民の生活に支障が及ぶことがないように迅速に作業を行うことにより所定の作業（従事すべきことを指定された特定の区域における特定の種類のごみ又はし尿の収集又は運搬の作業をいう。以下この号において同じ。）を終了したため、同じ日に、所定の作業以外のごみ又はし尿の収集又は運搬の作業を行うとき。所定の作業以外のごみ又はし尿の収集又は運搬の作業に係る収集運搬回数（ごみ（市長が定める量以上の量のものに限る。）又はし尿を収集し、かつ、自動車によりそのごみ又はし尿を運搬すべき場所まで運搬した1日当たりの回数をいう。以下この項において同じ。）1回につき1,200円
- (2) 環境局事業所又は自動車管理事務所に勤務する第1作業手又は自動車運転手が行う所定の作業の収集運搬回数が、市民の生活に支障が及ぶことがないように迅速に作業を行うことにより4回（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区又は須磨区の区域において有蓋車又は軽自動車であるダンプカーに乗務して月曜日又は火曜日に燃えるごみの収集に係る作業に従事する場合にあっては5回、北区、垂水区又は西区の区域において反転式有蓋車に^{がい}乗務して木曜日又は金曜日に燃えるごみの収集に係る作業に従事する場合並びに燃えるごみ以外のごみの収集に係る作業に従事する場合にあっては3回。以下この号において「基準収集運搬回数」という。）を超えるとき。収集運搬回数から基準収集運搬回数を控除して得た回数1回につき1,200円
- (3) 職務に従事できない職員の職務を当該事業所の他の職員が行うとき。
次に掲げる当該職務を行う職員の職の区分に応じそれぞれ次に定める額
ア 環境局事業所又は自動車管理事務所に勤務する第1作業手、第2作業手又は自動車運転手 収集運搬回数1回につき850円

イ 環境局クリーンセンターに勤務する機械操作手 日額400円

ウ 環境局施設課淡河環境センター，布施畑環境センター若しくは妙賀山クリーンセンター又は業務課美化センターに勤務する第3作業手，自動車運転手又は機械操作手 日額300円

（遺体取扱手当）

第5条 遺体取扱手当は，保健福祉局高齢福祉部和光園，ひよどり台ホーム又は西神戸ホームに勤務する介護業務員で入所者の遺体の取扱業務に従事するものに対して支給し，その額は，1体につき1,750円とする。

（高所作業手当等）

第6条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号。以下「条例」という。）第30条，第33条，第34条及び第35条の規定は，職員について準用する。

（班長手当）

第7条 班長手当は，現場作業を円滑に進めるための計画管理業務であって次の各号に掲げるものに従事する者に対して支給し，その額は，それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 総作業長，副総作業長若しくは作業長，総括班長又は守衛長（第3号の守衛長を除く。）が行う業務 月額54,000円
- (2) 作業長補佐又は総括班長補佐が行う業務 月額52,000円
- (3) 産業振興局中央卸売市場本場に勤務する守衛長が行う業務 月額22,400円
- (4) 班長が行う業務 月額15,700円

（支給方法）

第8条 特殊勤務手当の支給方法については，条例に定める特殊勤務手当の例による。

（施行細目の委任）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は，行財政局長が定める。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

神戸ファッション美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第106号

神戸ファッション美術館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸ファッション美術館条例施行規則(平成9年4月規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを削る。

第6条中「第15条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第2条とし、第7条を第3条とし、第8条を第4条とする。

第9条第1項第2号中「施設等」を「条例第5条第1項に規定する施設等(以下単に「施設等」という。)」に改め、同項第3号中「市長」を「条例第22条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」に改め、同条を第5条とする。

第10条第1項第1号中「市又は条例第22条の規定により美術館の全部又は一部の管理の委託を受けた公共的団体」を「指定管理者」に、「美術館の事業」を「神戸ファッション美術館(以下「美術館」という。)」に改め、同項第6号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第11条第1項第2号中「使用者」を「条例第10条第1項に規定する使用者(以下単に「使用者」という。)」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同項第3号中「、セミナー室又はコンピュータデザイン室」を「又はセミナー室」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同項第4号中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第5号中「、セミナー室又はコンピュータデザイン室」を「又はセミナー室」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同項第6号及び第7号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第12条第6号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第13条及び第14条を削る。

第15条第1項中「，コンピュータデザイン室」を削り，「市長」を「指定管理者」に改め，同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め，同条を第9条とする。

第16条第1項中「美術館」を「条例第4条各号（第7号を除く。）に掲げる施設」に改め，同項第3号中「市長」を「指定管理者」に改め，同条第2項中「市長」を「指定管理者」に，「美術館」を「前項の施設」に改め，同条に次の1項を加える。

3 ホールの休館日は，指定管理者がホールの管理運営上特に必要があると認める日とする。

第16条を第10条とし，第17条を第11条とする。

附則を附則第1項とし，同項に見出しとして「(施行期日)」を付し，附則に次の2項を加える。

(指定管理者不在等期間における美術館の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し，指定管理者が解散し，その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は，その時からその直後に指定管理者を指定し，又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条第3号，第6条第1号及び第6号，第7条第2号から第7号まで，第8条第6号，第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号，第2項及び第3項の規定の適用については，第5条第3号中「条例第22条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と，第6条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と，同条第6号，第7条第2号から第7号まで，第8条第6号，第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号，第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 指定管理者不在等期間における美術館の使用については，神戸ファッション美術館条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年4月規則第106号)による改正前の神戸ファッション美術館条例施行規則第2条から第5条まで，第10条第2項及び第11条第2項並びに様式第1号から様式第8号までの規定の例による。

別表中「別表(第7条関係)」を「別表(第3条関係)」に改める。

様式第1号から様式第8号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

神戸市市民文化振興基金条例施行規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第107号

神戸市市民文化振興基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市市民文化振興基金条例（平成18年 3月条例第80号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の管理)

第2条 神戸市市民文化振興基金（以下「基金」という。）は、国際文化観光局長が管理する。

2 国際文化観光局長は、次の帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。

(1) 基金明細簿

(2) 基金運用台帳

(施行細目の委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、国際文化観光局長が行財政局長と協議して定める。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第108号

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）の一部を次のように改正する。

第11条中「若しくは第33条第2項」を「，第33条第2項若しくは第33条の2第1項」に改める。

第12条中「第27条第6項ただし書」を「第27条第3項ただし書」に改め，「第33条第4項」の次に「，第33条の2第2項，第33条の3第2項」を加える。

第13条第1項中「法第27条第10項前段」を「法第27条第7項前段」に改め，「第33条第4項」の次に「，第33条の2第2項及び第33条の3第2項」を加え，同条第1号中「要支援者」を「同条第2項に規定する要支援状態区分」に改め，同項第2号中「第28条第1項（同条第6項）」を「第28条第1項（同条第10項）」に改め，同項第3号中「第27条第8項後段」を「第27条第5項後段」に改め，「第33条第4項」の次に「，第33条の2第2項及び第33条の3第2項」を加え，同条第2項中「又は施設サービス」を「，地域密着型サービス，施設サービス，介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改める。

第15条第2項中「又は施設サービス」を「，地域密着型サービス，施設サービス，介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改める。

第16条第2項中「基準該当居宅サービスを行う者」の次に「，法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者若しくは法第42条の3第1項第2号に規定する指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）若しくはこれに相当するサービスを行う者」を加え，「基準該当居宅介護支援を行う者」の次に「，法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者若しくは法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスを行う者，法第54条の2に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは法第54条の3第1項第2号に規定する指定地域密

着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う者，法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者若しくは法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護支援を行う者」を加える。

第18条第1項中「特例居宅介護サービス費」の次に「，法第42条の2第1項の規定による地域密着型介護サービス費，法第42条の3第1項の規定による特例地域密着型介護サービス費」を加え，「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費」に，「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費，法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費，法第54条の3第1項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費」に，「居宅支援サービス計画費」を「介護予防サービス計画費」に，「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に，「特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費」に，「特例特定入所者サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に，「第24条第1項」を「第23条第1項」に，「（法第53条第4項において準用する場合を含む。）」を「，法第42条の2第7項」に改め，「（法第58条第4項において準用する場合を含む。）」を削り，「又は法第51条の2第5項（法第61条の2第4項において準用する場合を含む。）」を「，法第51条の2第5項，法第53条第5項，法第54条の2第7項，法第58条第5項又は法第61条の2第5項」に改め，同条第2項中「第24条第1項」を「第23条第1項」に改める。

第33条第1号中「第38条第1項第1号ロ」を「第39条第1項第1号ロ」に改め，同号ア中「第38条第1項第1号イ(1)」を「第39条第1項第1号イ(1)」に改め，「同号イに該当する者」の次に「又は同項第2号イに該当することにより同号に該当する者」を加え，同号ア(7)及び(イ)中「第1段階所属者」を「条例第8条第1号該当者」に，「第38条第1項第1号ハ」を「第39条第1項第1号ハ又は第2号ロ」に改め，同号イ中「第38条第1項第1号イ(2)」を「第39条第1項第1号イ(2)」に，「同号イに該当する者又は同号ハ」を「同号イ若しくはハに該当する者又は同項第2号ロに該当することにより同号」に改め，同号イ(7)及び(イ)中「第1段階所属者」を「条例第8条第1号該当者」に改め，同号ウ(7)及び(イ)中「第2段階所属者」を「条例第8条第2号該当者」に，「第38条第1項第1号ハ」を「第39条第1項第1号ハ又は第2号ロ」に改める。

第34条第3項第1号中「受けることとなる」の次に「場合であつて、当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第1号に規定する額となることが見込まれる」を加え、同号ア中「10分の2」を「10分の4.8」に改め、同号イ中「(次号において「第4段階の第1号被保険者」という。)」を削り、「10分の3」を「10分の5」に改め、同号ウ中「(次号において「第5段階の第1号被保険者」という。)」を削り、「10分の3.5」を「10分の5.5」に改め、同号に次のように加える。

エ 当該年度分の保険料について条例第8条第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6の額

オ 当該年度分の保険料について条例第8条第7号又は第8号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の6.5の額

第34条第3項第2号中「第1号被保険者が」を「その属する世帯のすべての世帯員が」に改め、「こととなる」の次に「場合であつて、当該第1号被保険者の翌年度分の保険料が条例第8条第2号に規定する額となることが見込まれる」を加え、「条例第8条第1号から第3号まで」を「条例第8条第1号又は第2号」に改め、同号ア中「第4段階の第1号被保険者」を「当該年度分の保険料について条例第8条第3号に該当する者」に、「10分の1.5」を「10分の2.4」に改め、同号イ中「第5段階の第1号被保険者」を「当該年度分の保険料について条例第8条第4号に該当する者」に、「10分の2」を「10分の3」に改め、同号に次のように加える。

ウ 当該年度分の保険料について条例第8条第5号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の3.5の額

エ 当該年度分の保険料について条例第8条第6号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の4.5の額

オ 当該年度分の保険料について条例第8条第7号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5の額

カ 当該年度分の保険料について条例第8条第8号に該当する者 事実発生日以降の保険料の額の10分の5.5の額

第34条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 保険料の賦課期日の属する年度の翌年度分の市町村民税について、第1号被保険者が地方税法第295条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなる場合であつて、翌年度分の保険料が条例第8条第3号に規定する額となることが見込まれるとき（前2号に該当するとき及び当該第1号被保険者の当該年度分の保険料が条例第8条第1号から第3号までに規定するものであるときを除く。）。次に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該年度分の保険料について条例第8条第4号に該当する者 事実発生月以降の保険料の額の10分の0.8の額

イ 当該年度分の保険料について条例第8条第5号に該当する者 事実発生月以降の保険料の額の10分の1.8の額

ウ 当該年度分の保険料について条例第8条第6号に該当する者 事実発生月以降の保険料の額の10分の3の額

エ 当該年度分の保険料について条例第8条第7号に該当する者 事実発生月以降の保険料の額の10分の3.9の額

オ 当該年度分の保険料について条例第8条第8号に該当する者 事実発生月以降の保険料の額の10分の4.6の額

第34条第4項第3号中「第1段階所属者」を「条例第8条第1号該当者」に改める。

様式第2号中「神戸市長 様」を「神戸市長 あて」に、

「

提出代行者の名称	該当するものを○で囲んでください。(指定居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設)
----------	--

を

」

「

提出代行者の名称	該当するものを○で囲んでください。(地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・指定介護
----------	---

に、

老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設)

現在（前回）の要介護状態区分（認定結果）等	要介護状態区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3		
	要介護 4	要介護 5	要支援認定			
	有効期間	年	月	日から	年	月

本人以外の方と訪問調査が必要な場合のみ記入	氏名	本人との関係	電話番号
現在（前回）の要介護状態区分（認定結果）等	要介護状態区分	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

以下の欄には、第 2 号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方のみ記入してください。

医療保険者の名称		医療保険被保険者証の記号番号	
特定疾病の名称			

備考

1 この申請書は、介護保険法（以下「法」という。）第27条第1項、第28条第2項若しくは第29条第1項又は第32条第1項若しくは第33条第2項の規定により申請する場合に使用してください。

2 訪問先の欄には、法第27条第2項（法第28条第4項、第29条第

2 項及び第32条第2項（法第33条第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による調査を行う場所が住所と異なる場合における当該場所を記載してください。

3 現在（前回）の要介護状態区分（認定結果）等の欄には、介護保険法施行規則（以下「厚生省令」という。）第40条第1項第2号、第42条第1項第3号又は第54条第1項第2号に規定する事項を記載してください。

4 変更申請の理由の欄には、厚生省令第42条第1項第2号に規定する事項を記載してください。

5 主治の医師の欄の医療機関の名称の欄には、厚生省令第35条第1項第3号、第40条第1項第3号、第42条第1項第4号、第49条第1項第2号又は第54条第1項第3号に規定する事項（名称に係る部分に限る。）を記載してください。

6 主治の医師の欄の所在地の欄には、厚生省令第35条第1項第3号、第40条第1項第3号、第42条第1項第4号、第49条第1項第2号又は第54条第1項第3号に規定する事項（所在地に係る部分に限る。）を記載してください。

7 厚生省令第26条第1項の規定による被保険者証未交付第2号被保険者を除き、被保険者証を添付してください。

8 第2号被保険者にあつては、厚生省令第26条第2項に規定する医療保険被保険者証等を提示してください。

」

「

※医療保険者の名称		※医療保険被保険者 証の記号番号	
※特定疾病の名称			

備考

1 訪問先の欄には、介護保険法（以下「法」という。）第27条第2項

（法第28条第4項、第29条第2項及び第32条第2項（法第33条第4項及び第33条の2第1項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による調査を行う場所が住所と異なる場合における当該場所を記載すること。

2 現在（前回）の要介護状態区分（認定結果）等の欄には、介護保険法施行規則（以下「省令」という。）第40条第1項第2号、第42条第1項第3号、第54条第1項第2号又は第55条の2第1項第3号に規定する事項を記載すること。

3 変更申請の理由の欄には、省令第42条第1項第2号又は第55条の2第1項第2号に規定する事項を記載すること。

4 主治の医師の欄の医療機関の名称の欄には、省令第35条第1項第3号、第40条第1項第3号、第42条第1項第4号、第49条第1項第2号、第54条第1項第3号又は第55条の2第1項第4号に規定する事項（名称に係る部分に限る。）を記載すること。

5 主治の医師の欄の所在地の欄には、省令第35条第1項第3号、第40条第1項第3号、第42条第1項第4号、第49条第1項第2号又は第54条第1項第3号又は第55条の2第1項第4号に規定する事項（所在地に係る部分に限る。）を記載すること。

6 ※の欄には、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）のみ記入すること。

7 省令第26条第1項の規定による被保険者証未交付第2号被保険者を除き、被保険者証を添付すること。

8 第2号被保険者にあつては、省令第26条第2項に規定する医療保険被保険者証等を提示すること。

に改める。

様式第4号中「神戸市長 様」を「神戸市長 あて」に、

「

現に受けている要介護認定又は要支援認定

要介護状態区分	要介護1	要介護2	要介護3
要介護4	要介護5	要支援認定	

を

定 の 内 容	有 効 期 間	年	月	日	か ら	年	月	日	ま で
---------	---------	---	---	---	-----	---	---	---	-----

」
「

現 に 受 け て い る 要 介 護 認 定 又 は 要 支 援 認 定 の 内 容	要 介 護 状 態 区 分 有 効 期 間	年	月	日	か ら	年	月	日	ま で
---	------------------------------	---	---	---	-----	---	---	---	-----

に，

」

「居宅サービス又は施設サービスの種類」を「サービスの種類」に，「居宅サービス若しくは施設サービスの種類又は現に指定を受けている居宅サービス若しくは施設サービスの種類の記載の消除を求める旨」を「サービスの種類又は現に指定を受けているサービスの種類の記載の消除を求める旨」に，

「

以下の欄には，第 2 号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方のみ記入してください。

医 療 保 険 者 の 名 称		医 療 保 険 被 保 険 者 証 の 記 号 番 号	
特 定 疾 病 の 名 称			

備 考

- この申請書は，介護保険法（以下「法」という。）第37条第 2 項の規定により申請をする場合に使用してください。
- 現に受けている要介護認定又は要支援認定の内容の欄には，介を
護保険法施行規則（以下「厚生省令」という。）第59条第 1 項第 4 号に規定する事項を記載してください。
- 種類の指定変更の理由の欄には，厚生省令第59条第 1 項第 2 号に規定する事項を記載してください。
- 主治の医師の欄の医療機関の名称の欄には，厚生省令第59条第 1 項第 5 号に規定する事項（名称に係る部分に限る。）を記載してください。
- 主治の医師の欄の所在地の欄には，厚生省令第59条第 1 項第 5

号に規定する事項に規定する事項（所在地に係る部分に限る。）を記載してください。

6 厚生省令第35条第1項に規定する被保険者証未交付第2号被保険者を除き、被保険者証を添付してください。

7 第2号被保険者にあつては、厚生省令第26条第2項に規定する医療保険被保険者証等を提示してください。

」

「

※医療保険者の名称		※医療保険被保険者証の記号番号	
※特定疾病の名称			

備考

- 1 現に受けている要介護認定又は要支援認定の内容の欄には、介護保険法施行規則（以下「省令」という。）第59条第1項第4号に規定する事項を記載すること。
- 2 種類の指定変更の理由の欄には、省令第59条第1項第2号に規定する事項を記載すること。
- 3 主治の医師の欄の医療機関の名称の欄には、省令第59条第1項第5号に規定する事項（名称に係る部分に限る。）を記載すること。
- 4 主治の医師の欄の所在地の欄には、省令第59条第1項第5号に規定する事項に規定する事項（所在地に係る部分に限る。）を記載すること。
- 5 ※の欄には、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）のみ記入すること。
- 6 省令第35条第1項に規定する被保険者証未交付第2号被保険者を除き、被保険者証を添付すること。
- 7 第2号被保険者にあつては、省令第26条第2項に規定する医療保険被保険者証等を提示すること。

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の神戸市介護保険条例施行規則（以下「新規則」という。）第33条及び第34条の規定は、平成18年度分以後の保険料について適用し、平成17年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 次の表の第1欄に掲げる者が同表の第2欄に掲げるときに係る同表の第3欄に掲げる年度分の保険料についての同表の第4欄に掲げる規定の適用については、当該規定中同表の第5欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第6欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年3月条例第81号。以下「改正条例」という。）附則第3項に規定する者	新規則第34条第3項第1号に該当するとき	平成18年度分及び平成19年度分	新規則第34号第3項第1号イ	10分の5	10分の4.8
	新規則第34条第3項第2号に該当するとき	平成18年度分及び平成19年度分	新規則第34号第3項第2号イ	10分の3	10分の2.4
改正条例附則第4項に規定する者	新規則第34条第3項第1号に該当するとき	平成18年度分	新規則第34号第3項第1号ア	10分の4.8	10分の3.7
		平成19年度分	新規則第34号第3項第1号ア	10分の4.8	10分の4.3
	新規則第34条第3項第2号に該当するとき	平成18年度分	新規則第34号第3項第2号ア	10分の2.4	10分の0.6
		平成19年度分	新規則第34号第3項第2号ア	10分の2.4	10分の1.6

神戸市環境保健研究所手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第109号

神戸市環境保健研究所手数料条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市環境保健研究所手数料条例施行規則（昭和53年 4月規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表医学的検査の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6年 3月厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

神戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第110号

神戸市契約規則の一部を改正する規則

神戸市契約規則（昭和39年 3月規則第120号）の一部を次のように改正する。

第25条第 5号中「保険会社」の次に「，銀行，農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の 3 第 2号の規定により財務大臣が指定する金融機関」を加える。

第25条の 2 に次の 3 項を加える。

2 市長は、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 3 号に規定する契約（同項第 1 号に規定する契約を除く。）を締結したときは、次に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日

(4) 契約の相手方の氏名又は名称及び住所

(5) 契約金額

(6) 契約の相手方とした理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 市長は、前項第5号に掲げる事項の変更をしたときは、当該変更をした日及び当該変更後の前項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする。

4 前2項の規定による公表は、事務所における備付けその他の適切な方法により行うものとする。

第53条の見出しを「(監督員の指定)」に改め、同条中「所属職員」の次に「(主管課長を含む。次条において同じ。)」を加え、「命じなければ」を「指定しなければ」に改める。

第59条の見出しを「(検査員の指定)」に改め、同条中「所属職員」の次に「(工事の請負契約のうち契約金額が市長が定める額以上のものに係る検査（担保検査を除く。）については、検査員候補者名簿に登録された者)」を加え、「命じなければ」を「指定しなければ」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第111号

神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

神戸市児童福祉法施行細則（昭和62年 3月規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

4,500	2,300	3,000	1,500
9,700	4,900	8,200	4,100

を

」

「

5,400	2,700	3,600	1,800
11,700	5,900	9,900	5,000

に改め、

」

同表D階層の項を次のように改める。

D 階 層	D1	A階層を除く前 年分の所得税課 税世帯であつて、 その所得税の額 の区分が次の区 分に該当するも の	24,000円未満である世 帯	19,500	9,800	17,600	8,800
	D2		24,000円以上64,000円 未満である世帯	24,000	12,000	21,600	10,800
	D3		64,000円以上160,000円 未満である世帯	35,600	17,800	29,800	14,900
	D4		160,000円以上408,000 円未満である世帯	48,800	24,400	30,900	15,500
	D5		408,000円以上である世 帯	64,000	32,000	31,400	15,700

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第112号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出しを「（結核医療付加金の支給）」に改め、同条中「又は精神医療付加金」を削り、「国民健康保険 結核医療付加金 支給申請書に、同条第1号 精神医療付加金

又は第2号」を「同条」に、「医療等」を「医療又は移送」に、「当該医療」を「当該医療又は移送」に、「添えて区長に提出しなければ」を「添えた書面により区長に申請しなければ」に改める。

第9条を削り、第9条の2を第9条とする。

第13条第1号及び第3号中「場合」の次に「（市長が特に必要がないと認める場合を除く。）」を加える。

第17条第1項第14号及び第15号を次のように改める。

(14)及び(15) 削除

第17条第1項第16号中「（第9条の2関係）」を「（第9条関係）」に改める。

附則第7項中「附則第35条の3第12項」を「附則第35条の3第11項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（保険料の減額に係る特例）

- 11 条例附則第13項に規定する者についての平成18年度及び平成19年度における附則第2項の規定の適用については、同項中「15万円」とあるのは、平成18年度分にあつては「28万円」と、平成19年度分にあつては「22万円」とする。

様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第14号及び様式第15号 削除

様式第23号を次のように改める。

様式第23号

国民健康保険料 領 収 証 書

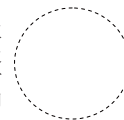
領 収 金 額 内 訳	住所											
	氏名	様										
	被保険者証番号					領 収 金 額					円	
	会 計		納 期			異 動		保 険 料 額	科 目	備 考		
	元 号	年 度	元 号	年	期	元 号	年 度					

年 月 日領収

上記の金額を領収しました。



取扱者印



(御注意)

- 1 この領収証書に出納員の公印及び取扱者の受領印のないもの又は領収金額を訂正したものは、無効です。
- 2 小切手でお支払いの場合で小切手が不渡りになったときは、この領収証書は無効です。
- 3 この領収証書は、2年間保存してください。

No.

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第113号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（保険料の減免に係る特例）

- 12 平成17年度及び平成18年度における第13条第1号の規定の適用については、同号中「条例第18条の2第1項の例により」とあるのは、「条例附則第13項の規定を適用しないものとして条例第18条の2第1項の例により」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第114号

神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市しあわせの村条例施行規則（平成元年 4月規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条の見出しを「（許可を要する行為）」に改め、同条第 1 項中「次の」を「次に」に改め、同項第 4 号中「ホール等」を「条例別表第 2 号に規定する施設（以下「ホール等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条を第 2 条とする。

第 4 条第 3 項第 1 号中「使用者」を「条例第 6 条第 1 項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 4 号中「市長」を「条例第21条第 1 項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項第 2 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項第 3 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 号中「条例第21条第 1 項に規定する」を削り、同条を第 7 条とする。

第 9 条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 8 条とする。

第10条第 2 項第 3 号、第 3 項第 3 号および第 4 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 9 条とし、第11条を第10条とする。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 2 項を加える。

（指定管理者不在等期間における条例第 5 条第 1 項に掲げる施設の管理に関する業務）

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時から

その直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第4条第4号、第5条第2号、第6条第3号、第8条第2項並びに第9条第2項第3号、第3項第3号及び第4項の規定の適用については、第4条第4号中「条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第2号、第6条第3号、第8条第2項並びに第9条第2項第3号、第3項第3号及び第4項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

- 3 指定管理者不在等期間における条例第5条第1項に掲げる施設の使用については、神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年4月規則第114号）による改正前の神戸市しあわせの村条例施行規則第2条、第3条第2項及び第3項、第6条第2項並びに第7条第2項並びに様式第1号から様式第10号までの規定の例による。

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第115号

神戸市立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立総合福祉センター条例施行規則（昭和44年10月規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とする。

第6条第3号中「市長」を「条例第15条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第7条を削る。

第8条第1号中「条例第15条第1項に規定する」を削り、同条を第4条とする。

第9条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第10条第1項第3号及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とし、第11条を第7条とする。

附則に次の2項を加える。

(指定管理者不在等期間における会議室等の管理に関する業務)

- 3 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなつた場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第3条第3号、第5条第2項並びに第6条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第3条第3号中「条例第15条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第2項並びに第6条第1項第3号及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

- 4 指定管理者不在等期間における会議室等の使用については、神戸市立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年4月規則第115号)による改正前の神戸市立総合福祉センター条例施行規則第2条から第4条まで並びに様式第1号及び様式第2号の規定の例による。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第116号

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則の一部を改正する規則
神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則（平成6年3月規則第94号）
の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とする。

第5条第1号中「研修室等」を「条例第5条第1項の研修室等（以下単に「研修室等」という。）」に改め、同条第2号中「市長」を「条例第20条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項第1号中「市が」を「指定管理者が」に改め、同項第2号及び第3号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第7条第1項第2号、第4号及び第5号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第8条第6号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第9条を削る。

第10条中「条例第20条第1項に規定する」を削り、同条を第7条とする。

第11条第4項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第12条第1項第2号、第2項第3号、第3項第3号及び第4項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とし、第13条を第10条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務）

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第3条第2号、第4条第1

号から第3号まで、第5条第2号、第4号及び第5号、第6条第6号、第8条第4項並びに第9条第1項第2号、第2項第3号、第3項第3号及び第4項の規定の適用については、第3条第2号中「条例第20条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第2号及び第3号、第5条第2号、第4号及び第5号、第6条第6号、第8条第4項並びに第9条第1項第2号、第2項第3号、第3項第3号及び第4項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

- 3 指定管理者不在等期間におけるセンターの使用については、神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年4月規則第116号）による改正前の神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則第2条、第3条、第6条第2項及び第7条第2項並びに様式第1号から様式第10号までの規定の例による。

別表第1号の表卓球マシンの項を削る。

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第117号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年 4月規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「様式第 1 号による神戸市営住宅入居申込書」を「その旨を記載した書面」に改める。

第11条中「第14条第 6 号又は第 7 号」を「第14条第 5 号」に，「様式第 2 号による神戸市営住宅変更申請書又は様式第 3 号による神戸市営住宅交換申請書」を「その旨を記載した書面」に改める。

第13条中「様式第 4 号」を「様式第 1 号」に改める。

第18条第 1 号を次のように改める。

(1) 連帯保証人の連署する使用証書

第19条第 1 項中「様式第 6 号による神戸市営住宅敷金徴収猶予申請書」を「その旨を記載した書面」に改め，同条中第 2 項を削り，第 3 項を第 2 項とする。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条第 1 項中「様式第 9 号による神戸市営住宅同居者入居承認申請書」を「その旨を記載した書面」に改め，同条第 3 項を削る。

第22条中「様式第11号による神戸市営住宅同居者異動報告書を，」を「その旨を記載した書面を」に改める。

第23条第 1 項中「様式第12号による神戸市営住宅入居承継承認申請書」を「その旨を記載した書面」に改め，同項第 1 号を次のように改める。

(1) 連帯保証人の連署する使用証書

第23条第 3 項を削る。

第24条中「様式第14号による収入申告書」を「当該収入を記載した書面」に改

める。

第27条第1項中「様式第15号による神戸市営住宅家賃等減免・徴収猶予申請書」を「その旨を記載した書面」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第30条から第33条までを次のように改める。

第30条から第33条まで 削除

第34条中「様式第21号による神戸市営住宅修繕箇所報告書を、」を「その旨を記載した書面を」に改める。

第35条中「様式第22号による神戸市営住宅一時不使用届出書を、」を「その旨を記載した書面を」に改める。

第36条第1項中「様式第23号による神戸市営住宅模様替等承認申請書」を「その旨を記載した書面」に改め、同条第2項を削る。

第37条第1項中「第38条第2項」を「条例第38条第2項」に改め、同条第3項中「様式第24号による収入増減報告書」を「その旨を記載した書面」に改める。

第37条の2中「条例第40条第2項第1号」を「条例第40条の2第2項第1号」に改める。

第40条中「本市の」を削り、「様式第4号」を「様式第1号」に改める。

第41条中「様式第25号」を「様式第2号」に改める。

第42条第1項中「様式第26号による神戸市営住宅返還届出書に様式第8号による神戸市営住宅入居許可書その他」を「その旨を記載した書面に」に改め、同条第2項中「様式第27号による工作物等無償寄附申請書」を「その旨を記載した書面」に改める。

第44条第1項中「様式第28号による指定社会福祉事業に係る公営住宅使用許可申請書」を「その旨を記載した書面」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項から第8項までを2項ずつ繰り上げる。

第46条を第47条とし、第45条の次に次の1条を加える。

（管理の特例に係る条例の規定の適用に関する技術的読替え等）

第46条 条例第63条の規定による条例の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条、第13条第1項及び第3項、第14条、第15条第2項から第5項まで、第17条、第18条第1項、第2項（第2号を除く。）、第3項第1号及び第5項、第19条から第22条まで、第30条第3項、第34条、第36条、第37条、第45条、第46条第2項、第48条第1項、第61条第2項及び第3項並びに第66条第1項第2号	市長	神戸市住宅供給公社の理事長
第15条第5項	次条第1項	市長が次条第1項
	の意見を聴かなければ	から聴取した意見に基づいて行わなければ
第30条第1項及び第4項	市長が	神戸市住宅供給公社の理事長が
第46条第1項	市長は、第25条、第25条の2、第25条の3、第40条第1項、第40条の2第1項及び第2項若しくは第44条第1項の規定による家賃の決定、第26条（第40条第2項、	神戸市住宅供給公社の理事長は、前条の規定によるあっせんの措置

	第40条の2第3項， 第41条第3項又は第 44条第3項において 準用する場合を含 む。)の規定による 家賃，割増賃料若し くは金銭の減免若し くは徴収の猶予，第 38条第1項の規定に よる収入超過者に関 する認定，第41条第 1項及び第2項の規 定による割増賃料の 決定，第42条第1項 の規定による高額所 得者に関する認定， 第43条第1項の規定 による明渡しの請求 又は前条の規定によ るあっせんの措置	
第47条第1項	市長	市長又は神戸市 住宅供給公社の 理事長

- 2 法第47条第1項の規定により国の補助に係る公営住宅及び共同施設の管理を神戸市住宅供給公社に行わせる場合における第3条，第3条の2，第9条，第11条，第12条，第15条，第17条，第18条第4号，第21条から第23条まで，第34条から第36条まで，第42条及び第45条の規定の適用については，これらの規定中「市長」とあるのは，「神戸市住宅供給公社の理事長」とする。

様式第1号から様式第3号までを削る。

様式第4号中「職 名」を「 」に、「神戸市長」を「 」に
改め、同様式を様式第1号とする。

様式第5号から様式第24号までを削る。

様式第25号中「職 名」を「 」に、「神戸市長」を「 」に
改め、同様式を様式第2号とする。

様式第26号から様式第29号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市厚生年金住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第118号

神戸市厚生年金住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市厚生年金住宅条例施行規則（平成11年 9月規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「様式第 1 号による神戸市厚生年金住宅使用申請書に様式第 2

号による 厚生年金保険料 納入証明書」を「その旨を記載した書面に厚生年金保険 船員保険料

料又は船員保険料を納入していることを証する書面」に改める。

第 4 条中「様式第 3 号による神戸市厚生年金住宅入居者届出書」を「その旨を記載した書面」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（入居者等の異動の報告）

第 6 条 使用事業主は，出生，死亡，転出その他の理由により使用者に異動が生じたとき又は入居者以外の者に異動が生じたときは，その旨を記載した書面を，遅滞なく，市長に提出しなければならない。

第11条第 2 項を削る。

第12条中「様式第 7 号による神戸市厚生年金住宅返還届出書」を「その旨を記載した書面」に改める。

様式第 1 号から様式第 7 号までを削る。

附 則

この規則は，平成18年 4月 1 日から施行する。

神戸市立六甲山牧場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第119号

神戸市立六甲山牧場条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立六甲山牧場条例施行規則（昭和51年 3月規則第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改める。

第3条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

（指定管理者不在等期間における牧場の管理に関する業務）

2 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における第2条第2項及び第3条第2項の規定の適用については、第2条第2項中「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第3条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における牧場の使用については、神戸市立六甲山牧場条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年 3月規則第119号）による改正前の神戸市立六甲山牧場条例施行規則第4条及び様式第1号から様式第4号までの規定の例による。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

神戸市立自然環境活用センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第120号

神戸市立自然環境活用センター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立自然環境活用センター条例施行規則（昭和59年 5月規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを削る。

第 5 条第 1 項中「センター」を「神戸市立自然環境活用センター（以下「センター」という。）」に改め、同条第 2 項中「市長」を「条例第 9 条第 1 項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改め、同条を第 2 条とする。

第 6 条第 1 項第 3 号及び第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 3 条とし、第 7 条を第 4 条とする。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 2 項を加える。

（指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務）

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第 2 条第 2 項並びに第 3 条第 1 項第 3 号及び第 2 項の規定の適用については、第 2 条第 2 項中「条例第 9 条第 1 項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 2 項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 指定管理者不在等期間におけるセンターの使用については、神戸市立自然環境活用センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年 3月規則第120号）による改正前の神戸市立自然環境活用センター条例施行規則第 2 条及び別記様式の規定の例による。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1 日から施行する。

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第121号

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則
(事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 神戸市事務分掌規則(昭和33年 4月規則第17号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第 1 章 内部組織 (第 1 条)
- 第 2 章 分掌事務
 - 第 1 節 秘書室 (第 2 条)
 - 第 2 節 危機管理室 (第 3 条)
 - 第 3 節 企画調整局 (第 4 条－第10条)
 - 第 4 節 行財政局 (第11条－第21条)
 - 第 5 節 市民参画推進局 (第22条－第30条)
 - 第 6 節 国際文化観光局 (第31条－第33条)
 - 第 7 節 保健福祉局 (第34条－第49条)
 - 第 8 節 環境局 (第50条－第58条)
 - 第 9 節 産業振興局 (第59条－第66条)
 - 第10節 建設局 (第67条－第81条)
 - 第11節 都市計画総局 (第82条－第101条)
 - 第12節 みなと総局 (第102条－第112条)
- 第 3 章 会計室 (第113条・第114条)
- 第 4 章 職及び職務等 (第115条－第118条)

附則

第 1 章 内部組織

第 1 条中

「 新交通建設室	計画課	管理係 計画係	」 を
	建設課	工務係 工事係 建築係	

「 医療産業都市構 想推進室			」 に改め、
-------------------	--	--	--------

同表行財政局の項中「 課税係」を削り、同表市民参画推進局の項及び生活文化観光局の項を次のように改める。

市 民 参 画 推 進 局	参画推進部	広聴課	庶務係 広聴係 調整係
		広報課	
		市民情報サービス課	
		区政振興課	区政係 指導係
		地域力強化推進課	
	市民生活部	消費生活課	消費生活係 調査係 計量検査係
		勤労市民課	勤労福祉係
		男女共同参画課	
		青少年課	調整係 育成係
国 際 文 化 観 光 局	文化観光部	文化交流課	庶務係 文化振興係
		観光交流課	
	国際推進室	国際交流課	

第 1 条の表保健福祉局の項中「管理係 調査係」を「管理係」に、「在宅福祉係」を「調整指導係」に、「認定係 調整指導係」を「認定係 地域包括支援係 介護予防推進係」に、「障

害相談課」を「障害福祉課」に、「相談係 調査係」を「管理係 計画係 事業推進係」に、「育成課」を「自立支援課」に、「知的障害福祉係 身体障害福祉係」を「自立支援係 地域生活支援係」に改め、同表環境局の項中「地球環境係 環境教育係 地域活動支援係」を削り、同表産業振興局の項中「調査係」、「貿易・投資促進係」及び「畜産振興係」を削り、同表建設局の項中「事業用地課」を「業務課」に、「調査係 用地係」を「業務係 用地係」に、「施設課」を「緑地課」に、「設計係 工務係 治山砂防係」を「設計係 美緑花協働係 治山砂防係」に改め、同表都市計画総局の項中「六甲道事業係」及び「六甲道換地係」を削り、「建築調整係 指導係 整備係」を「事務係 建築調整係」に、「安全対策室」を「建築安全課」に、「推進係 監察第1係 監察第2係 監察第3係 ビル監察係」を「指導係 建築安全係 整備係 道路調査係」に、「建築安全課」を「安全対策課」に、「建築情報係 道路調査係 建築安全係」を「安全推進係 ビル防災対策係 違反对策係」に改め、同表みなと総局の項中「空港整備室」を「空港事業室」に、「技術本部」を「技術部」に、

「 工務第2課	事務係 臨海工務係 内陸工務第1係 内陸工務第2係 公園係 電気機械係	を
臨海建設課		」

「 工務第2課	事務係 臨海工務係 内陸工務係 公園係 電気機械係	に改め、
		」

同条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 分掌事務

第1節 秘書室

第8条中「、本部長」を削り、「別に」を「市長が」に改め、同条を第118条とする。

第7条第2項中「生活文化観光局長」を「国際文化観光局長」に改め、同条第3項中「第5条」を「第115条」に改め、同条を第117条とする。

第6条第3項中「、本部長」を削り、同条を第116条とする。

第5条第2項中「、本部に本部長を」を削り、同条第3項中「、部に相当する室及び本部」を「及び部に相当する室」に改め、同条を第115条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 職及び職務等

第4条の見出しを「(会計室会計課の分掌事務)」に改め、同条中「会計室の」を「会計室会計課の」に改め、「会計課」を削り、同条を第114条とする。

第3条を第113条とし、同条の前に次の章名を付する。

第3章 会計室

第2条を次のように改める。

(秘書室秘書課)

第2条 秘書室秘書課総務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室及び課の庶務に関すること。
- (2) 市長及び助役の秘書に関すること。
- (3) 儀式及び交際に関すること（国際的なものを除く。）。)
- (4) 叙勲、褒章及び表彰並びに各種待遇者に関すること。
- (5) 市長公舎等に関すること。

第2条の次に次の11節を加える。

第2節 危機管理室

(危機管理室)

第3条 危機管理室は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室の庶務並びに室内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 危機管理（大規模な災害、事故又は事件により、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処をいう。以下同じ。）に係る事務の総括に関すること。
- (3) 神戸市防災会議に関すること。
- (4) 地域防災計画の総括に関すること。

- (5) 災害警戒本部及び災害対策本部に関すること。
- (6) 防災指令に関すること。
- (7) 区の防災活動に係る連絡及び調整に関すること。
- (8) 防災関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (9) 危機管理教育に関すること。
- (10) 危機管理に係る訓練の実施に関すること。
- (11) 災害時相互応援協定及び災害応援の総括に関すること。
- (12) 安全で安心なまちづくりの推進及び支援に関すること。
- (13) 安全都市づくり推進計画の策定及び調整に関すること。
- (14) 防災情報センターの管理に関すること。
- (15) 防災行政無線及び神戸市総合防災通信ネットワークシステムに関すること。
- (16) 神戸市職員震災バンクに関すること。
- (17) 財団法人暴力団追放兵庫県民センターとの連絡及び調整に関すること。
- (18) 国民保護措置等に係る事務の総括に関すること。

第3節 企画調整局

(企画調整局企画調整部企画課)

第4条 企画調整局企画調整部企画課企画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局、部及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 震災復興に係る国の行政機関その他関係機関との協議、連絡及び調整に関すること。
- (3) 組織の管理に関すること。
- (4) 職務及び分掌事務の調査に関すること。
- (5) 政策課題の研究に関すること。
- (6) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (7) 局の予算の経理に関すること。
- (8) 歴史的資料の収集及び保存に関すること。
- (9) 新修神戸市史の編集及び刊行に関すること。
- (10) 神戸新交通株式会社に関すること。
- (11) 財団法人神戸都市問題研究所に関すること。
- (12) 財団法人阪神・淡路大震災復興基金に関すること。

2 企画調整局企画調整部企画課都市政策係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市政の基本的施策の立案に関すること。
- (2) 大都市制度に関すること。
- (3) 他都市との連絡及び協力に関すること。
- (4) 市の区域の基本的事項に関すること。
- (5) 組織の管理に関すること（企画係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 東京事務所との連絡及び調整に関すること。

(企画調整局企画調整部調整課)

第5条 企画調整局企画調整部調整課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市政の基本的施策その他重要な事務事業の調整に関すること。
- (3) 外郭団体の事業調整に関すること。
- (4) 財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構に関すること。
- (5) 関西国際空港株式会社及び関西国際空港用地造成株式会社に関すること。

(企画調整局企画調整部総合計画課)

第6条 企画調整局企画調整部総合計画課計画調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 総合基本計画の調査及び立案に関すること。
- (3) 中期計画の策定及び調整に関すること。
- (4) 市政の総合調査に関すること。
- (5) 大学との連携に関すること。

- (6) 神戸からの発信継承事業の推進に関する事。
- (7) 特命による重要事項の調査及び計画に関する事。
- 2 企画調整局企画調整部総合計画課計画調整係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 総合基本計画及び中期計画に関連する諸計画の調整に関する事。
 - (2) 広域圏計画及びこれに伴う調整に関する事。
 - (3) 震災復興に係る調査及び調整に関する事。
 - (4) 特命による重要事項の調査及び計画に関する事（計画調査係及び地域政策係の所管に属するものを除く。）。
- 3 企画調整局企画調整部総合計画課地域政策係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 地域活性化施策の立案及びこれに伴う調整に関する事。
 - (2) 特命による重要事項の調査及び計画に関する事（計画調査係及び計画調整係の所管に属するものを除く。）。
- 4 企画調整局企画調整部総合計画課統計係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 統計調査事務の連絡及び調整に関する事。
 - (2) 国勢調査その他の法令による統計調査（保健衛生及び港湾に関するものを除く。）に関する事。
 - (3) 基本的な市の統計調査に関する事。
 - (4) 各種の統計資料の整備及び編集に関する事。
 - (5) 各種の統計調査の結果の総合的解析、人口推計等に関する事。
 - (6) 各種の統計の研究、指導及び改善に関する事。

（企画調整局調査室）

第7条 企画調整局調査室は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室の庶務に関する事。
 - (2) 市政の新規施策の調査に関する事。
 - (3) 民間プロジェクトの調整に関する事。
 - (4) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に関する事。
 - (5) 地域再生法（平成17年法律第24号）に関する事。
 - (6) 公共交通体系の整備に係る総合調整に関する事。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、特命による重要事項の調査に関する事（企画調整部総合計画課の所管に属するものを除く。）。
- （企画調整局医療産業都市構想推進室）

第8条 企画調整局医療産業都市構想推進室は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室の庶務に関する事。
 - (2) 神戸医療産業都市構想の推進に関する事（保健福祉局総務部計画調整課調整係の所管に属するものを除く。）。
 - (3) 健康を楽しむまちづくりの推進に関する事。
 - (4) 神戸臨床研究情報センターに関する事。
 - (5) 財団法人先端医療振興財団に関する事。
 - (6) 神戸都市振興サービス株式会社に関する事。
- （企画調整局情報企画部情報化推進課）

第9条 企画調整局情報企画部情報化推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関する事。
- (2) 情報化施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事。
- (3) こうべICT推進計画の推進に関する事。
- (4) 情報セキュリティの総括的な推進及び調整に関する事。
- (5) 電子計算機の処理に係るデータの保護及び管理に関する事。
- (6) 電子計算機の導入に関する事前調整に関する事。

（企画調整局情報企画部情報システム課）

第10条 企画調整局情報企画部情報システム課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 電子計算機等の管理及び運用に関する事。

- (2) 情報システムの計画、開発、運用及び保守に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子計算機の処理に係る計画、開発、運用及び保守並びに関係部局との連絡及び調整に関すること。

第4節 行財政局

(行財政局行政部庶務課)

第11条 行財政局行政部庶務課庶務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局、部及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局職員の安全衛生に関すること。
- (3) 相楽園会館に関すること。
- (4) 政治倫理の確立のための神戸市長の資産等の公開に関する条例（平成7年10月条例第27号）に関すること。
- (5) 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員との連絡に関すること。
- (6) 神戸高速鉄道株式会社に関すること。
- (7) 他の局、部、室、課及び係の所管に属しないこと。

2 行財政局行政部庶務課文書係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 文書に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 複写及び郵送事務の集中管理に関すること。

3 行財政局行政部庶務課法規係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 条例、規則、訓令甲その他重要文書案の審査及び意見に関すること。
- (2) 法規の運用及び解釈に関すること。
- (3) 訴訟、調停等の統轄に関すること。
- (4) 例規集の編集に関すること。
- (5) 神戸市公報その他公告式に関すること。
- (6) 官報掲載事項の報告に関すること。

4 行財政局行政部庶務課庁舎管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市役所本庁舎の管理に関すること。
- (2) 市有電話に関すること。

5 行財政局行政部庶務課自動車係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 集中管理車の配車及び整備に関すること。
- (2) 本庁舎車庫の使用に関すること。

(行財政局行政部行政経営課)

第12条 行財政局行政部行政経営課行政経営係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 行財政改善の推進に関すること。
- (3) 地方独立行政法人制度に関すること。
- (4) 事務改善に関すること。
- (5) 提案制度に関すること。
- (6) 職員の研修その他の人材開発に関すること。

2 行財政局行政部行政経営課行政監理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 事務事業の監理、考査及び改善指導に関すること。
- (2) 工事施行の調査及び改善指導に関すること。
- (3) 事務引継に関すること。

(行財政局職員部人事課)

第13条 行財政局職員部人事課人事第1係及び人事第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること（人事第1係に限る。）。
- (2) 人事制度の調査及び研究に関すること。
- (3) 職員の定数に関すること。
- (4) 職員の配置に関すること。

- (5) 職員の選考に関する事。
- (6) 職員の服務に関する事。
- (7) 人事考課に関する事。
- (8) 職員の表彰及び懲戒に関する事。
- (9) 職員衛生管理審査会に関する事。
- (10) 事業場の安全管理に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、人事に関する事。

2 行財政局職員部人事課人事第1係及び人事第2係の係ごとの分掌事務は、行財政局長が企画調整局長に合議して定める。

(行財政局職員部給与課)

第14条 行財政局職員部給与課給与係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関する事。
 - (2) 職員の給与支給に関する事。
- 2 行財政局職員部給与課労務第1係及び労務第2係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 職員の給与に関する事。
 - (2) 退職手当に関する事。
 - (3) 職員の公傷病に関する事。
 - (4) 職員団体及び職員の労働組合に関する事。
 - (5) 給与制度の調査、研究及び改善に関する事。
 - (6) 服制に関する事。
 - (7) その他職員の待遇に関する事。

3 行財政局職員部給与課労務第1係及び労務第2係の係ごとの分掌事務は、行財政局長が企画調整局長に合議して定める。

(行財政局職員部厚生課)

第15条 行財政局職員部厚生課福利係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 職員の福祉に関する事。
- (3) 職員公舎に関する事。
- (4) 神戸市職員共助組合及び神戸市職員信用組合に関する事。

2 行財政局職員部厚生課共済係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 退職年金及び恩給に関する事。
- (2) 神戸市職員共済組合に関する事。

3 行財政局職員部厚生課健康管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 職員の衛生管理（職員衛生管理審査会に係るものを除く。）に関する事。
- (2) 神戸市健康保険組合に関する事。

(行財政局財政部財務課)

第16条 行財政局財政部財務課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関する事。
- (2) 財政全般の企画及び調整に関する事。
- (3) 予算に関する事（所管部局は、行財政局長が企画調整局長に合議して定める。）。
- (4) 財政調査及び報告に関する事。
- (5) 財政事情の公表に関する事。
- (6) 道路目的財源及び地方交付税に関する事。

2 行財政局財政部財務課予算第1係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 予算に関する事（所管部局は、行財政局長が企画調整局長に合議して定める。）。
- (2) 予算の編成及び管理に関する事。

3 行財政局財政部財務課予算第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 予算に関する事（所管部局は、行財政局長が企画調整局長に合議して定める。）。
- (2) 市議会の議案及び業務報告に関する事。

4 行財政局財政部財務課公債係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公債、宝くじ及び借入金に関すること。
 - (2) 神戸市被災てん補基金、神戸市公債基金、神戸市財政調整基金及び神戸市しあわせの村運営等基金に関すること（管財課管理係の所管に属するものを除く。）。
 - (3) 予算に関すること（所管部局は、行財政局長が企画調整局長に合議して定める。）。
- （行財政局財政部管財課）

第17条 行財政局財政部管財課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 財産区有財産の管理及び処分に関すること。
- (3) 財産区管理会の指導に関すること。
- (4) 財産区有金の会計経理に関すること。
- (5) 公有財産の保険の契約及び請求に関すること。
- (6) 神戸市被災てん補基金に係るてん補財産の決定及び損害てん補の額の査定に関すること。
- (7) 自動車損害賠償保険事務の連絡及び調整に関すること。
- (8) 公有財産台帳のシステム管理に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、財産の管理に関すること。

2 行財政局財政部管財課活用係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公有財産の調査及び総括に関すること。
- (2) 公有財産事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 不動産専用公印の管守に関すること。
- (4) 局所管の普通財産（職員部厚生課福利係の所管に属するものを除く。）の貸付け、管理及び保全に関すること。
- (5) 不動産（建設局、都市計画総局及びみなと総局の所管に属するものを除く。）の取得及びこれに伴う損失補償に関すること。
- (6) 開発指導要綱に基づく公益用地の取得及び管理に関すること。
- (7) 土地活用の企画及び促進に関すること。

3 行財政局財政部管財課推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 不動産の処分に係る総合調整に関すること。
- (2) 普通財産の処分の企画及び促進に関すること。
- (3) 普通財産（建設局、都市計画総局及びみなと総局の所管に属するものを除く。）の処分にに関すること。
- (4) 普通財産の処分後の契約の履行確認及び是正に関すること。

4 行財政局財政部管財課調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 不動産の取得関係事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 不動産の評価に関すること。
- (3) 神戸市不動産評価審議会に関すること。
- (4) 公共用地の取得に伴う損失補償基準の総括に関すること。
- (5) 不動産の先行取得に係る調整に関すること。
- (6) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に関すること。
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。
- (8) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく土地等の価額の審査及び特定住宅用地の譲渡の認定に関すること。
- (9) 地価公示等に関すること。

（行財政局財政部経理課）

第18条 行財政局財政部経理課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 工事請負契約（建築及び設備に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 入札の参加資格に関すること。
- (4) 契約事務の連絡、調整、調査及び改善に関すること。
- (5) 入札及び契約に係るシステムの改善及び管理に関すること。

2 行財政局財政部経理課工事契約係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 工事請負契約（管理係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 工事請負契約の施工の体制及び業者の調査に関すること。

3 行財政局財政部経理課物品契約係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 物品購入契約に関すること。
- (2) 製造請負契約に関すること。
- (3) 物品賃借契約に関すること。
- (4) その他請負契約に関すること。
- (5) 不用物品売却契約に関すること。

（行財政局主税部税制課）

第19条 行財政局主税部税制課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 税制の調査及び企画に関すること。
- (3) 市税関係例規の制定及び改廃に関すること。
- (4) 市税関係予算に関すること。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金、地方消費税交付金、特別とん譲与税、地方特例交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金及び特別地方消費税交付金の収納に関すること。
- (6) 市税に関する不服申立て及び訴訟に関すること。
- (7) 税務統計に関すること。
- (8) 税務広報に関すること。

2 行財政局主税部税制課市民税係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 普通徴収に係る個人の市民税（個人の県民税を含む。以下同じ。）及び軽自動車税の賦課事務の指導、改善及び調整に関すること。
- (2) 特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。
- (3) 法人等の市民税の賦課に関すること。
- (4) 市たばこ税の賦課に関すること。
- (5) 入湯税の賦課に関すること。
- (6) 事業所税の賦課に関すること。
- (7) 特別徴収に係る個人の市民税、法人等の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税に関する各種の台帳の整備に関すること。
- (8) 市民税（個人の県民税を含む。）、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び事業所税のシステムに関すること。
- (9) 特別徴収に係る個人の市民税、法人等の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税に係る徴収金の収納、欠損処分、徴収の嘱託及び徴収の嘱託を受けることに関すること。
- (10) 特別徴収に係る個人の市民税、法人等の市民税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に関する証明及び閲覧の手数料の調定及び収納に関すること（納税機動課の所管に属するものを除く。）。)
- (11) 滞納に係る諸収入金の徴収に関すること（納税機動課及び区役所の所管に属するものを除く。）。)
- (12) 特別徴収に係る個人の市民税、法人等の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税に係る徴収金の滞納処分及び納税督促に関すること。
- (13) 税務事務の改善に関すること。
- (14) 税務のシステムの総合調整に関すること。
- (15) 税務職員の研修に関すること。

（行財政局主税部納税機動課）

第20条 行財政局主税部納税機動課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市税に係る徴収金の滞納処分事務、納税督促事務及び収納事務の指導、改善及び調整に関すること。

- (3) 市税の口座振替及び納税貯蓄組合に関すること。
- (4) 収納管理及び滞納整理のシステムに関すること。
- (5) 特別土地保有税に係る徴収金の収納，欠損処分，徴収の嘱託及び徴収の嘱託を受けることに関すること。
- (6) 市長が指定する市税その他徴収金の収納，欠損処分及び徴収の嘱託に関すること。
- (7) 特別徴収に係る個人の市民税，法人等の市民税，市たばこ税，特別土地保有税，入湯税及び事業所税に関する証明及び閲覧の手数料の調定及び収納に関すること（税制課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 滞納に係る諸収入金の徴収に関すること（税制課及び区役所の所管に属するものを除く。）。
- (9) 特別土地保有税及び市長が指定する市税その他徴収金の滞納処分及び納税督促に関すること（固定資産税課資産係の所管に属するものを除く。）。

（行財政局主税部固定資産税課）

第21条 行財政局主税部固定資産税課土地係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 固定資産税の賦課事務の指導，改善及び調整に関すること。
- (3) 固定資産のシステムに関すること。
- (4) 土地評価事務の指導，改善及び調整に関すること。
- (5) 特定の土地の調査及び評価に関すること。
- (6) 土地の価格の決定及び修正に関すること（区役所の所管に属するものを除く。）。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金に係る資料の調査及び請求に関すること。
- (8) 固定資産税地図情報システムに関すること。

2 行財政局主税部固定資産税課家屋係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 家屋の評価事務の指導，改善及び調整に関すること。
- (2) 特定の家屋の調査及び評価に関すること。
- (3) 家屋の価格の決定及び修正に関すること（区役所の所管に属するものを除く。）。

3 行財政局主税部固定資産税課資産係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 償却資産の評価事務の指導，改善及び調整に関すること。
- (2) 特定の償却資産の調査及び評価に関すること。
- (3) 償却資産の価格の決定及び修正に関すること（区役所の所管に属するものを除く。）。
- (4) 価格等の配分に係る償却資産に関すること。
- (5) 特別土地保有税の賦課に関すること。
- (6) 特別土地保有税に関する各種の台帳の整備に関すること。
- (7) 特別土地保有税の納税義務の免除に関すること。

第5節 市民参画推進局

（市民参画推進局参画推進部広聴課）

第22条 市民参画推進局参画推進部広聴課庶務係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局，部及び課の庶務並びに局内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 局の予算の経理に関すること。
- (3) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (4) 局が所管する外郭団体の総合調整に関すること。
- (5) 他の部，課及び係の所管に属しないこと。

2 市民参画推進局参画推進部広聴課広聴係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 広聴事務の企画，連絡及び調整に関すること。
- (2) 市政に関する市民との懇談会に関すること。
- (3) 市民の意識調査に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，広聴活動に関すること。

3 市民参画推進局参画推進部広聴課調整係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市民の提案，苦情，要望等の調整及び処理に関すること。

- (2) 市政相談に関すること。
- (3) 市民との対話に関すること。

(市民参画推進局参画推進部広報課)

第23条 市民参画推進局参画推進部広報課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 広報活動の企画及び実施に関すること。
- (3) 報道機関との連絡に関すること。
- (4) 広報事務に関する各部局との連絡及び調整に関すること。
- (5) 広報資料の調整に関すること。
- (6) 総合インフォメーションセンターに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広報に関すること。

(市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課)

第24条 市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 情報公開制度の運用に関すること。
- (3) 神戸市情報公開審査会に関すること。
- (4) 市政情報の収集、整備及び提供に関すること。
- (5) 市民の意見提出手続制度に関すること。
- (6) 個人情報保護制度の運用に関すること。
- (7) 神戸市個人情報保護審議会に関すること。
- (8) 市民相談に関すること。
- (9) 庁内案内に関すること。

(市民参画推進局参画推進部区政振興課)

第25条 市民参画推進局参画推進部区政振興課区政係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 区政の企画及び調査に関すること。
- (3) 区役所に属する事務の連絡及び調整に関すること。
- (4) 区役所に属する予算の調製に関すること。
- (5) 神戸市立公会堂に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区役所に関すること。

2 市民参画推進局参画推進部区政振興課指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 印鑑（認可地縁団体印鑑を除く。）の登録、住民基本台帳、戸籍、外国人登録等の事務の統括、改善及び指導に関すること。
- (2) 住居表示制度の実施及び維持管理に関すること。
- (3) 区の区域に関すること。
- (4) 町名に関すること。
- (5) 新たに生じた土地の確認に関すること。

(市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課)

第26条 市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 協働と参画のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 地域活動推進の仕組みづくり及び調整に関すること。
- (4) 区のまちづくりの支援及び調整に関すること。
- (5) 地域住民の自治組織等の活動の支援に関すること。
- (6) 市民の活動の調査及び研究に関すること。
- (7) 地域の集会所に対する助成等に関すること。
- (8) 市民活動傷害等見舞金制度に関すること。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体に関すること。
- (10) 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関すること。

- (11) 民間の非営利団体に関すること。
- (12) 美しいまち推進に係る連絡及び調整に関すること。
- (13) 協働と参画のプラットフォームに関すること。
- (14) 交通安全対策の調査、研究及び総合計画並びに連絡及び調整に関すること。
- (15) 交通安全思想の普及に関すること。
- (16) 違法駐車対策に関すること。
- (17) 交通事故の被害者の福祉対策に関すること。
- (18) 神戸市交通安全対策会議に関すること。

(市民参画推進局市民生活部消費生活課)

第27条 市民参画推進局市民生活部消費生活課消費生活係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 消費者行政の連絡及び調整に関すること。
- (3) 消費者保護施策の企画立案に関すること。
- (4) 消費者団体の育成及び指導に関すること。
- (5) 神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関すること。
- (6) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に関すること。
- (7) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に関すること。
- (8) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に関すること。
- (9) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に関すること。
- (10) 神戸市生活情報センターに関すること。

2 市民参画推進局市民生活部消費生活課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 消費生活及び物価対策に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 消費者教育及び消費生活の啓発に関すること。
- (3) 物価対策の総合調整に関すること。
- (4) 物価情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 生活関連物資の価格及び需給状況の調査及び監視に関すること。

3 市民参画推進局市民生活部消費生活課計量検査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 計量法（平成4年法律第51号）第2条第4項に規定する特定計量器（以下この項において「特定計量器」という。）の定期検査及び再検査に関すること。
- (2) 特定計量器の定期検査に代わる計量士による検査等に係る届出に関すること。
- (3) 計量法に規定する立入検査、指導、勧告等に関すること。
- (4) 計量法第2条第1項に規定する計量（以下この項において「計量」という。）に関する調査、研究及び啓発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計量に関すること。

(市民参画推進局市民生活部勤労市民課)

第28条 市民参画推進局市民生活部勤労市民課勤労福祉係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 勤労市民の福祉の増進に関すること。
- (3) 労働関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4) 労働諸団体に関すること。
- (5) 技能職者の福祉対策に関すること。
- (6) 神戸市勤労会館及び神戸市立勤労市民センターに関すること。
- (7) 財団法人神戸勤労福祉振興財団、財団法人神戸市シルバー人材センター及び神戸マリンホテルズ株式会社に関すること。
- (8) 勤労者福祉共済制度に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、労働福祉に関すること。

(市民参画推進局市民生活部男女共同参画課)

第29条 市民参画推進局市民生活部男女共同参画課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る計画の推進に関すること。

- (3) 男女共同参画に係る啓発に関する事。
- (4) 男女共同参画に係る施策の立案並びに連絡及び調整に関する事。
- (5) 男女共同参画を推進するための調査及び研究に関する事。
- (6) 婦人大学に関する事。
- (7) 神戸市男女共同参画センターに関する事。

(市民参画推進局市民生活部青少年課)

第30条 市民参画推進局市民生活部青少年課調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 青少年に関する諸施策の企画及び調査並びに連絡及び調整に関する事。
- (3) 成人お祝いの会その他の青少年行事の運営に関する事。
- (4) 青少年の国際交流に関する事。
- (5) 神戸市青少年会館に関する事。
- (6) 青少年活動の振興及び青少年団体の育成に関する事。
- (7) 勤労青少年の福祉増進に関する事。

2 市民参画推進局市民生活部青少年課育成係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 青少年育成協議会に関する事。
- (2) 青少年育成市民運動に関する事。
- (3) 青少年地域指導者の育成に関する事。
- (4) 青少年の非行防止並びに補導機関との連絡及び調整に関する事。

第6節 国際文化観光局

(国際文化観光局文化観光部文化交流課)

第31条 国際文化観光局文化観光部文化交流課庶務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局、部及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関する事。
- (2) 局の予算の経理に関する事。
- (3) 局の職員の安全衛生に関する事。
- (4) 局が所管する外郭団体の総合調整に関する事。
- (5) 他の室、課及び係の所管に属しない事。

2 国際文化観光局文化観光部文化交流課文化振興係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 文化行政の連絡及び調整に関する事。
- (2) 市民の文化活動その他文化に係る企画、調査及び研究並びに当該活動に係る事業の実施に関する事。
- (3) 芸術文化の振興及び普及に関する事。
- (4) 神戸文化ホール、神戸アートビレッジセンター、神戸市立区民センター、神戸市立丸山コミュニティ・センター及び神戸市立王子市民ギャラリーに関する事。
- (5) 財団法人神戸市民文化振興財団に関する事。
- (6) 市民の余暇活動に関する事。
- (7) 神戸市民祭協会に関する事。

(国際文化観光局文化観光部観光交流課)

第32条 国際文化観光局文化観光部観光交流課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 観光の振興に係る調査、計画及び調整に関する事。
- (3) コンベンションの推進に関する事。
- (4) 観光客の誘致及び受入れに関する事。
- (5) 観光交流事業並びに関係団体との連絡及び当該団体に対する指導に関する事。
- (6) 泉源の管理に関する事。
- (7) 神戸市立国民宿舎、神戸市立須磨海浜水族園、神戸市有馬温泉の館、神戸市立太閤の湯殿館、神戸市立有馬温泉観光交流センター、神戸国際会議場、神戸国際展示場及び神戸市立神戸セミナーハウスに関する事。
- (8) 財団法人神戸国際観光コンベンション協会及び株式会社有馬温泉企業に関する事。

(国際文化観光局国際推進室国際交流課)

第33条 国際文化観光局国際推進室国際交流課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室及び課の庶務に関すること。
- (2) 国際的な儀式及び交際に関すること。
- (3) 国際化の推進に関する連絡及び調整に関すること。
- (4) 国際化に関する調査に関すること。
- (5) 財団法人神戸国際協力交流センターに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、国際交流に関すること。

第7節 保健福祉局

(保健福祉局総務部庶務課)

第34条 保健福祉局総務部庶務課庶務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局、部及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局の職員の人事に関すること（行財政局職員部人事課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (4) 福祉事務所との連絡及び調整に関すること。
- (5) 市民福祉の啓発に関すること。
- (6) 阪神・淡路大震災による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。
- (7) 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金に関すること。
- (8) 前2号に掲げるもののほか、自然災害による被災者の生活再建の支援に関すること。
- (9) 他の部、課及び係の所管に属しないこと。

2 保健福祉局総務部庶務課経理係は、局の予算の経理に関すること（病院経営管理部経営管理課経理係の所管に属するものを除く。）を分掌する。

(保健福祉局総務部計画調整課)

第35条 保健福祉局総務部計画調整課調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 神戸市市民福祉調査委員会に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 神戸市保健医療審議会に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。
- (4) 市民福祉総合計画に関すること。
- (5) 保健医療計画に関すること。
- (6) 福祉事業の開発及び推進に関すること。
- (7) 福祉情報システムの運用及び開発に関すること。
- (8) 福祉に資する人材の確保に関すること。
- (9) 市民福祉大学に関すること。
- (10) 福祉施設等の利用計画及び整備事業の調整に関すること。
- (11) 民間（国及び地方公共団体以外の者の設置に係るものをいう。以下この節において同じ。）の社会福祉施設に対する助成の調整に関すること。
- (12) 神戸医療産業都市構想に関する連絡及び調整に関すること（企画調整局医療産業都市構想推進室の所管に属するものを除く。）。
- (13) 神戸市しあわせの村に関すること。
- (14) 神戸市立こうべ市民福祉交流センターに関すること。
- (15) 神戸市立総合福祉センターに関すること。
- (16) 玉津健康福祉ゾーンに関すること。
- (17) 財団法人こうべ市民福祉振興協会に関すること。
- (18) 財団法人神戸在宅ケア研究所に関すること。

2 保健福祉局総務部計画調整課地域福祉係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 地域福祉に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 地域福祉に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) ふれあいのまちづくりに関すること（区役所まちづくり推進部の所管に属するものを除く。）。
- (4) 神戸市社会福祉協議会及び本市の各区の社会福祉協議会に関すること。

(5) 民生委員及び児童委員に関すること。

(6) ボランティア活動の推進に関すること。

3 保健福祉局総務部計画調整課ユニバーサルデザイン推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりに関すること。

(2) 高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関すること。

(保健福祉局総務部監査指導課)

第36条 保健福祉局総務部監査指導課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 社会福祉法人の設立の認可に関すること。

(3) 社会福祉法人の監査及びこれに伴う指導に関すること。

(4) 社会福祉事業を行う施設（保護施設及び市立の保育所（以下「市立保育所」という。）を除く。）の監査及びこれに伴う指導に関すること。

(5) 認可外の保育施設への立入調査及び指導に関すること。

(保健福祉局総務部保護課)

第37条 保健福祉局総務部保護課保護係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 生活保護（医療扶助及び介護扶助を除く。）に関すること。

(3) 保護施設についての認可、指導及び監督に関すること。

(4) 住所不定者の保護の決定及び実施に関すること。

(5) 和光園との連絡及び調整に関すること（高齢福祉部高齢福祉課施設調整係の所管に属するものを除く。）。)

(6) 市立の保護施設並びに簡易宿泊施設及び一時宿泊施設に関すること。

2 保健福祉局総務部保護課医療係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 生活保護（医療扶助及び介護扶助に限る。）に関すること。

(2) 低所得世帯療養資金の償還に関すること。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療機関等の指定及び取消しに関すること。

(4) 生活保護法に規定する指定医療機関等の指導及び監督に関すること。

(5) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

(保健福祉局総務部人権推進課)

第38条 保健福祉局総務部人権推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 総合的かつ効果的な人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に関すること。

(3) 人権教育及び人権啓発に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(保健福祉局健康部保健推進課)

第39条 保健福祉局健康部保健推進課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。

(2) 保健衛生行政の企画に関すること。

(3) 部及び保健所の経理に関すること。

(4) 保健衛生行政に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(5) 保健所及び環境保健研究所との連絡及び調整に関すること。

(6) 神戸市健康づくりセンターに関すること。

(7) 神戸高齢者総合ケアセンターに関すること（高齢福祉部の所管に属するものを除く。）。)

(8) 財団法人兵庫県予防医学協会に関すること。

2 保健福祉局健康部保健推進課地域医療係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 地域医療の確保に関すること。

(2) 救急医療対策に関すること。

(3) 看護師の確保に関すること。

- (4) 神戸市立こうべ市歯科センターに關すること。
- (5) 財団法人神戸市地域医療振興財団に關すること。
- 3 保健福祉局健康部保健推進課環境保健係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公害健康被害に係る補償給付及び認定等に關すること。
- (2) 神戸市公害健康被害認定審査会に關すること。
- (3) 公害医療機関、医学的検査機関等との連絡及び調整に關すること。
- (4) 公害健康被害の認定等の不服申立てに關すること。
- (5) 公害保健福祉事業及び環境保健事業に關すること。

(保健福祉局健康部地域保健課)

第40条 保健福祉局健康部地域保健課事業推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に關すること。
- (2) 保健事業の企画、推進及び調整に關すること。
- (3) 保健情報の収集及び分析に關すること。
- (4) 衛生上の統計に關すること。
- (5) 健康こうべ21の推進に關すること。
- (6) 食生活の改善に關すること（保健所及び区役所の所管に属するものを除く。）。)
- (7) 歯科保健に關すること。

2 保健福祉局健康部地域保健課成人保健係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 成人保健及び老人保健に關すること。
- (2) 機能の訓練に關すること。
- (3) 健康教育に關すること。
- (4) 難病の対策に關すること（子育て支援部母子保健係の所管に属するものを除く。）。)

(保健福祉局健康部予防衛生課)

第41条 保健福祉局健康部予防衛生課結核・感染症係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に關すること。
- (2) 結核、エイズその他の感染症に係る連絡及び調整に關すること。
- (3) 神戸市立防疫所に關すること。

2 保健福祉局健康部予防衛生課医務薬務係は、医務及び薬務に係る連絡及び調整に關することを分掌する。

(保健福祉局健康部生活衛生課)

第42条 保健福祉局健康部生活衛生課食品衛生係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に關すること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に關すること。
- (3) 調理師法（昭和33年法律第147号）及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に關すること。
- (4) 神戸市食品衛生協会に關すること。
- (5) 食品衛生検査所及び衛生監視事務所との連絡及び調整に關すること。
- (6) 魚介類行商条例（昭和39年兵庫県条例第61号）に關すること。
- (7) と畜場法（昭和28年法律第114号）に關すること。
- (8) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關する法律（平成2年法律第70号）に關すること。
- (9) 食肉衛生検査所に關すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、食品衛生に關すること。

2 保健福祉局健康部生活衛生課環境衛生係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）その他関係法令に關すること。
- (2) ねずみ、昆虫等の駆除に關すること。
- (3) 環境衛生に係る地区組織の育成に關すること。
- (4) 化製場等に關する法律（昭和23年法律第140号）に關すること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に關する法律（昭和45年法律第20号）に關すること。

- (6) 胞衣及び産汚物取締条例（昭和39年兵庫県条例第47号）に関すること。
- (7) 水道法（昭和32年法律第177号）に関すること。
- (8) 飲料水の衛生に関すること。
- (9) 温泉法（昭和23年法律第125号）に関すること。
- (10) 遊泳用プールの指導に関すること。
- (11) 神戸市環境衛生協会に関すること。
- (12) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）に関すること。
- (14) 動物管理センターに関すること。
- (15) 動物の愛護に対する啓発に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、環境衛生に関すること。

3 保健福祉局健康部生活衛生課斎園係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市立の墓園に関すること。
- (2) 神戸市立斎場に関すること。
- (3) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に関すること。
- (4) 墓園管理センター及び斎場管理センターとの連絡及び調整に関すること。

（保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課）

第43条 保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 高齢者対策に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 高齢者の社会参加に関すること。
- (4) シルバーカレッジに関すること。
- (5) 老人クラブの育成に関すること。
- (6) 敬老優待乗車証及び福祉乗車証に関すること。
- (7) 敬老祝い金に関すること。
- (8) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること。
- (9) 神戸市立老人いこいの家に関すること。
- (10) 在日外国人等に対する福祉給付金に関すること。
- (11) 老人居宅生活支援事業に関すること。
- (12) 和光園、ひよどり台ホーム及び西神戸ホームとの連絡及び調整に関すること。
- (13) 柏寿園及びケアハウス松寿園に関すること。

2 保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課施設整備係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 老人福祉施設の整備、認可、指導及び監督に関すること（総務部監査指導課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 介護老人保健施設の整備に関すること。
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホームに関すること。
- (4) 高齢者の介護に係る地域密着型サービス事業に関すること。

3 保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課調整指導係は、介護保険に係るサービスを行う事業者の指導及び育成に関すること（総務部監査指導課、介護保険課及び保健所の所管に属するものを除く。）を分掌する。

（保健福祉局高齢福祉部介護保険課）

第44条 保健福祉局高齢福祉部介護保険課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 介護保険制度に係る企画、調査及び研究に関すること。
- (3) 介護保険に関する不服申立て及び訴訟に関すること。
- (4) 介護保険事業計画に関すること。
- (5) 介護保険に関する統計、事業報告等に関すること。

2 保健福祉局高齢福祉部介護保険課保険事業係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 介護保険に係る被保険者の資格、保険料の賦課徴収及び保険給付に係る事務の指導、

改善及び調整に関すること。

(2) 介護保険システムの開発に関すること（認定系の所管に属するものを除く。）。

3 保健福祉局高齢福祉部介護保険課認定係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関すること。

(2) 神戸市介護認定審査会に関すること（区役所保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係の所管に属するものを除く。）。

(3) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に係るシステムの開発及び運用に関すること。

4 保健福祉局高齢福祉部介護保険課地域包括支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 地域包括支援センターに関すること。

(2) あんしんすこやか窓口に関すること。

(3) 介護予防ケアマネジメントに関すること。

5 保健福祉局高齢福祉部介護保険課介護予防推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) あんしんすこやかプランの実施に関すること（健康部の所管に属するものを除く。）。

(2) 地域見守り活動の推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、在宅の援護を要する高齢者の福祉に関すること（高齢福祉課の所管に属するものを除く。）。

（保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課）

第45条 保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 国民健康保険運営協議会に関すること。

(3) 国民健康保険団体連合会に関すること。

(4) 保険医療機関等との連絡及び協議に関すること。

(5) 保健事業活動の研究及び推進に関すること。

(6) 国民健康保険に関する諸統計、事業報告等に関すること。

2 保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課国民健康保険係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国民健康保険の被保険者の資格及び保険給付に関すること。

(2) 国民健康保険に係る保険料の賦課徴収に関すること。

(3) 国民健康保険料納付組合に関すること。

(4) 国民健康保険の普及及び宣伝に関すること。

(5) 区役所における国民健康保険事務の指導、連絡及び改善に関すること。

3 保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課福祉医療係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 老人保健医療事業に関すること。

(2) 老人、乳幼児、重度障害者及び母子家庭等に係る医療費助成事業に関すること。

(3) 老人保健医療に係る保険者、保険医療機関等との連絡に関すること。

(4) 老人、乳幼児、重度障害者及び母子家庭等に係る医療担当者等との連絡に関すること。

(5) 区役所における老人保健医療事業並びに老人、乳幼児、重度障害者及び母子家庭等に係る医療費助成事業の指導、連絡及び改善に関すること。

(6) 後期高齢者医療制度の導入（広域連合の設立に関するを含む。）の準備に関すること。

4 保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課国民年金係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国民年金の普及及び宣伝に関すること。

(2) 国民年金に関する諸統計、事業報告等に関すること。

(3) 区役所における国民年金事務の指導、連絡及び改善に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、国民年金に関すること。

(5) 特定障害者に係る特別障害給付金に関すること。

（保健福祉局子育て支援部）

第46条 保健福祉局子育て支援部管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 部の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。

(2) 部の経理に関すること。

- (3) 市立保育所の監査に関すること。
 - (4) 市立保育所の運営に関すること（運営係の所管に属するものを除く。）。
 - (5) 市民福祉調査委員会に関すること（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項に係るものに限る。）。
 - (6) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
 - (7) 若葉学園との連絡及び調整に関すること。
 - (8) 子育て支援センター子供の家に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、児童福祉に関すること。
- 2 保健福祉局子育て支援部子育て政策係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画の推進に関すること。
 - (2) 児童福祉施策の企画に関すること。
 - (3) 病後児保育事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第21条の19第4号に掲げる事業をいう。）に関すること。
 - (4) ファミリーサポート事業（児童福祉法施行規則第21条の19第8号に掲げる事業をいう。）に関すること。
 - (5) 在宅の児童の子育ての支援に関すること。
 - (6) 地域子育て支援センターに関すること。
- 3 保健福祉局子育て支援部児童育成係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 児童館の設置及び設置の認可並びに設置者に対する指導及び監督に関すること。
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業に関すること。
 - (3) 子ども会に関すること。
- 4 保健福祉局子育て支援部母子保健係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 母子保健に関すること。
 - (2) 難病の対策に関すること（健康部地域保健課成人保健係の所管に属するものを除く。）。
- 5 保健福祉局子育て支援部母子養護係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。
 - (2) 里親に関すること。
 - (3) 児童福祉施設（保育所、児童館及び障害のある児童に係る施設を除く。）の設置並びに設置の認可並びに設置者に対する指導及び監督に関すること（総務部監査指導課及び障害福祉部の所管に属するものを除く。）。
 - (4) 児童福祉施設（保育所及び障害のある児童に係る施設を除く。）の栄養指導に関すること。
 - (5) こども家庭センターとの連絡及び調整に関すること（障害福祉部自立支援課の所管に属するものを除く。）。
 - (6) 母子及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。
 - (7) 婦人の更生及び保護に関すること。
 - (8) 神戸市立母子婦人アパートに関すること。
 - (9) 神戸市立母子福祉センターに関すること。
 - (10) 神戸市立山の街福祉センターに関すること。
- 6 保健福祉局子育て支援部指導係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 保育の実施に伴う福祉事務所との連絡及び調整並びに当該保育の実施の事務に係る指導に関すること。
 - (2) 前号に規定する保育の実施に係る費用に関すること。
 - (3) 保育所の設置の認可に関すること。
 - (4) 民間の保育所の建設に関すること。
 - (5) 民間の保育所の助成、指導及び監督に関すること（総務部監査指導課の所管に属するものを除く。）。
 - (6) 赤ちゃんホーム及び家庭託児所に関すること。

- (7) 保育所の保育料に関すること。
- (8) 保育の内容の研究及び改善に関すること。
- (9) 保育所の職員の指導及び研修に関すること。
- (10) 保育所の栄養指導に関すること。

7 保健福祉局子育て支援部運営係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市立保育所の運営に関すること（管理係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 市立保育所の施設の管理及び保全に関すること。
- (3) 保育施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市立保育所に関すること。

（保健福祉局障害福祉部障害福祉課）

第47条 保健福祉局障害福祉部障害福祉課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 市立の障害者の福祉施設の設置に関すること。
- (3) 総合療育センター、心身障害福祉センター及びさざんか療護園との連絡及び調整に関すること。
- (4) ひまわり学園、のぼら学園、もとやま園及びおもいけ園に関すること。
- (5) 神戸市立東部在宅障害者福祉センター、神戸市立中部在宅障害者福祉センター及び神戸市立西部在宅障害者福祉センター（以下この条において「市立在宅障害者福祉センター」という。）に関すること（計画係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 市民福祉スポーツセンター及び神戸市立点字図書館に関すること。
- (7) 障害者のスポーツの振興に関すること。
- (8) 財団法人神戸市障害者スポーツ協会に関すること。
- (9) 第6回全国障害者スポーツ大会に関すること。

2 保健福祉局障害福祉部障害福祉課計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 障害者の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。
- (2) 障害者の福祉の啓発に関すること。
- (3) 神戸市障害者施策推進協議会に関すること。
- (4) 障害者保健福祉計画及び神戸市障害福祉計画に関すること。
- (5) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (6) 神戸市立在宅障害者福祉センターにおける障害者及び障害のある児童に係る事業に関すること。

3 保健福祉局障害福祉部障害福祉課事業推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 障害者の就労の促進に関すること。
- (2) 障害者施策に係る都市施設整備事業に関すること。
- (3) 小規模作業所及び小規模通所授産施設に関すること。
- (4) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに福祉手当（経過措置分に限る。）に関すること。
- (5) 重度心身障害者介護手当その他障害者に係る手当に関すること。
- (6) 指定居宅支援事業者等の指定、監査及びこれに伴う指導に関すること。
- (7) 障害者自立支援法等に係る請求及び支払の審査に関すること。
- (8) 神戸カム株式会社に関すること。

（保健福祉局障害福祉部自立支援課）

第48条 保健福祉局障害福祉部自立支援課自立支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 障害者自立支援法に係る自立支援給付に関すること。
- (2) 障害者自立支援法に係る国庫補助に関すること。
- (3) 障害程度区分の認定に関すること。
- (4) 健康部及びこころの健康センターとの連絡及び調整に関すること。
- (5) 障害者自立支援法等に係る支払事務に関すること。
- (6) こども家庭センター及び障害者更生相談所との連絡及び調整に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害者及び障害のある児童の福祉に関すること（地域生

活支援係の所管に属するものを除く。)

2 保健福祉局障害福祉部自立支援課地域生活支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 障害者自立支援法に係る地域生活支援事業に関すること。
 - (2) 障害者福祉施設の整備に係る補助に関すること。
 - (3) 聴覚障害者施設に関すること。
 - (4) 障害者及び障害のある児童の福祉施設（障害福祉課の所管に属するものを除く。）に関すること。
 - (5) 知的障害者援護施設、知的障害児施設及び身体障害者更生援護施設の設置の許可、指導及び監督（総務部監査指導課の所管に属するものを除く。）に関すること。
 - (6) 障害者更生相談所との連絡及び調整に関すること。
 - (7) 障害者地域生活支援センターに関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか障害者及び障害のある児童の福祉に関すること（自立支援係の所管に属するものを除く。）。
- （保健福祉局病院経営管理部経営管理課）

第49条 保健福祉局病院経営管理部経営管理課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務に関すること。
 - (2) 病院事業として経営する病院、看護大学及び看護大学短期大学部（以下「病院等」という。）との連絡、調整及び改善に関すること。
 - (3) 病院等の医師、看護師等の確保に関すること。
 - (4) 市立病院の医事紛争に関すること。
 - (5) 西神戸医療センターとの連絡及び調整に関すること（健康部保健推進課地域医療係の所管に属するものを除く。）。
 - (6) 財団法人先端医療振興財団との間の先端医療（市立病院の所管に属するものに限る。）に係る連絡及び調整に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、病院等の管理に関すること。
- 2 保健福祉局病院経営管理部経営管理課経営係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市立病院の経営の企画及び統計調査に関すること。
- (2) 市立病院の経営の分析及び改善に関すること。
- (3) 市立病院の運営形態に関すること。
- (4) 神戸市立中央市民病院の整備に関すること。

3 保健福祉局病院経営管理部経営管理課経理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 病院事業会計に属する財産の総括並びに公有財産及び物品の取得及び処分に関すること。
- (2) 病院事業会計の予算及び決算に関すること。
- (3) 病院事業会計の財政計画及び資産計画に関すること。
- (4) 病院事業会計その他経理に関すること。

第8節 環境局

（環境局庶務課）

第50条 環境局庶務課庶務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 事業所、自動車管理事務所及びクリーンセンター（妙賀山クリーンセンターを除く。）との連絡及び調整に関すること。
- (3) 環境保全に係る関係機関との連絡及び調整に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 局において行う事業に係る広報及び広聴に関すること。
- (5) 局職員の研修に関すること。
- (6) 局職員の安全衛生に関すること。
- (7) 局職員の公傷病に関すること。
- (8) クリーン神戸リサイクル株式会社に関すること。

- (9) 災害廃棄物対策に関すること。
- (10) 他の課及び係の所管に属しないこと。

2 環境局庶務課労務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局内人事に関すること。
- (2) 局職員の服務に関すること。
- (3) 局職員の賞罰に関すること。

3 環境局庶務課経理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局の予算の経理に関すること。
- (2) 補助事業の申請、報告及び精算に関すること。
- (3) 神戸市環境保全基金及び神戸市リサイクル基金の管理に関すること。

(環境局環境政策課)

第51条 環境局環境政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 神戸市環境保全審議会に関すること。
- (3) 地球環境市民会議に関すること。
- (4) 環境保全基本計画に関すること。
- (5) 一般廃棄物に関する基本計画（施設整備計画を含む。）の策定及び推進に関すること。
- (6) 産業廃棄物に関する基本計画の策定及び推進に関すること。
- (7) 廃棄物の処理の統計、調査、研究、企画及び改善に関すること。
- (8) 環境保全に係る基本的施策の調査及び企画に関すること。
- (9) 大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。
- (10) 財団法人兵庫県環境クリエイトセンターに関すること。
- (11) 公害防止計画に関すること。

(環境局地球環境課)

第52条 環境局地球環境課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 地球温暖化の防止その他の地球環境問題に係る施策の企画及び推進並びに連絡及び調整に関すること。
- (3) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に関すること。
- (4) 新エネルギー及び省エネルギーに関する施策の企画及び推進に関すること。
- (5) 環境保全資金等の融資に関すること。
- (6) 環境保全協定に関すること。
- (7) 環境教育の企画及び推進に関すること。
- (8) 環境に関する情報の発信及び環境学習の支援に関すること。
- (9) 学校教育との連携に関すること。
- (10) 自然環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること（建設局公園砂防部計画課自然環境係の所管に属するものを除く。）。
- (11) エコタウン（市民が主体となって環境にやさしいまちを形成していくことをいう。）の推進に関すること。
- (12) 美緑花神戸まちづくり（美化、緑化等を図る運動をいう。）に関すること。
- (13) 神戸市たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨ての防止等に関する条例（平成9年4月条例第8号）に関すること。
- (14) 自動販売機の届出に関すること。

(環境局減量リサイクル推進課)

第53条 環境局減量リサイクル推進課企画推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 廃棄物の減量化及びリサイクルの企画及び推進に関すること（分別推進係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 廃棄物の処理の事業化の企画及び推進に関すること。

- (4) 廃棄物の処理に係る新規事業に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (5) 事業用建築物における廃棄物の再利用等による減量の指導に関すること（保管場所その他これに類するものに係るものを除く。）。
- (6) 資源の集団回収に関すること。

2 環境局減量リサイクル推進課分別推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 家庭系一般廃棄物の分別の推進に関すること。
- (2) 家庭系一般廃棄物の分別に係る広報及び啓発に関すること。

（環境局施設課）

第54条 環境局施設課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 工事の施行手続に関すること。
- (3) 一般廃棄物の搬入に係る手数料及び産業廃棄物の搬入に係る費用に関すること（徴収を除く。）。
- (4) 局の所管に係る不動産及び施設（環境汚染監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。
- (5) ごみの資源化に係る作業計画並びに連絡及び調整に関すること。
- (6) 淡河環境センター，布施畑環境センター，妙賀山クリーンセンター及び資源リサイクルセンターに関すること。

2 環境局施設課施設係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局の所管に係る施設（環境汚染監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設，保全及び改良に係る計画並びに工事（土木工事を除く。）の設計，監督及び検査に関すること。
- (2) ごみの焼却及び破砕に係る作業計画並びにクリーンセンター及び破砕施設との連絡及び調整に関すること。
- (3) 埋立処分地の技術管理及び保全（土木技術に関するものを除く。）に関すること。
- (4) 一般廃棄物の処理技術に関すること。

3 環境局施設課環境調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) クリーンセンター及び埋立処分地の公害防止に関すること。
- (2) 局の所管に係る施設に係る環境影響評価に関すること。
- (3) 廃棄物の有効利用に係る技術に関すること。

4 環境局施設課土木係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 埋立処分地の技術管理及び保全（土木技術に関するものに限る。）に関すること。
- (2) 局の所管に係る土木工事の設計，調査，見積り，監督及び検査に関すること。
- (3) 埋立てに係る作業計画並びにこれに伴う淡河環境センター及び布施畑環境センターとの連絡及び調整に関すること。

（環境局業務課）

第55条 環境局業務課業務第1係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理作業の計画及び指導に関すること。
- (3) 処理作業（修繕，改修等の施設整備を除く。）に係る事業所，自動車管理事務所，クリーンセンター並びに淡河環境センター及び布施畑環境センター並びに高松事業所及び高松作業所との連絡及び調整に関すること。
- (4) 一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

2 環境局業務課業務第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 開発行為等に伴う指導及び審査に関すること（ごみステーションその他の廃棄物等の集積施設に係るものに限る。）。
- (2) 廃棄物等の保管場所等の届出等に関すること。
- (3) みぞ及び河川の環境整備作業の計画に関すること。
- (4) 美化センターに関すること。
- (5) 市民トイレ等に関すること。

(環境局事業系ごみ対策課)

第56条 環境局事業系ごみ対策課一般廃棄物指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業(浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。)の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 作業管理体制の指導及び改善に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可並びに維持管理に係る規制及び監督に関すること。
- (5) 一般廃棄物の再生利用及び処理技術に関すること。

2 環境局事業系ごみ対策課排出指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 不法投棄の防止及び対策に関すること。
- (2) 事業系一般廃棄物の排出に係る指導に関すること。
- (3) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(平成15年兵庫県条例第23号)に関すること(環境保全指導課水環境保全係及び産業振興局農林土木課土地改良係の所管に属するものを除く。)
- (4) 自社で排出する産業廃棄物の保管行為に係る規制及び指導に関すること。

3 環境局事業系ごみ対策課産業廃棄物審査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 産業廃棄物処理業者の指導及び育成に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可及び審査に関すること。
- (3) 特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物に限る。)の監視及び指導に関すること。

4 環境局事業系ごみ対策課産業廃棄物指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可及び審査に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る規制及び監督に関すること。
- (3) 特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物を除く。)の監視及び指導に関すること。
- (4) 産業廃棄物の再生利用及び処理技術に関すること。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること(都市計画総局建築技術部技術管理課建設リサイクル係の所管に属するものを除く。)
- (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に関すること。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に関すること。
- (8) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)に関すること。

(環境局環境保全指導課)

第57条 環境局環境保全指導課大気騒音係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 大気環境の保全及び交通公害の防止に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の規制及び指導並びに関係法令に基づく届出に関すること。
- (4) 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止技術の調査、研究及び指導に関すること。
- (5) 悪臭、騒音及び振動に係る規制地域の指定及び規制基準の設定に関すること。
- (6) 大気汚染、悪臭、騒音及び振動に係る環境影響評価の技術手法の調査及び研究に関すること。
- (7) 開発行為等に伴う指導及び審査に関すること(環境保全に係るものに限る。)
- (8) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の規定に基づく届出に関すること。
- (9) 公害等調整委員会事務局との連絡及び調整に関すること。
- (10) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に関すること(情報管理係及び水環境保全係の所管に属するものを除く。)
- (11) 神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例(平成14年4月条例第8号)に関すること(都市計画総局建築指導部建築調整課建築

調整系の所管に属するものを除く。))。

2 環境局環境保全指導課情報管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 環境汚染監視システムの管理及び運営に関すること。
- (2) 発生源監視システムの管理及び運営に関すること。
- (3) 環境監視局等の運営に関すること。
- (4) 環境監視結果の評価及び公表に関すること。
- (5) 大気汚染に係る基礎調査に関すること。
- (6) 水質保全に係る基礎調査に関すること。
- (7) 大気汚染予測及び緊急時広報に関すること。
- (8) 有害化学物質に係る調査及び施策の推進に関すること。
- (9) ダイオキシン類対策特別措置法に係る常時監視に関すること。
- (10) 環境汚染物質の排出及び移動の把握に関する制度の運営及び啓発に関すること。
- (11) 公共用水域の監視及び調査に関すること。

3 環境局環境保全指導課水環境保全係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 水環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 水質汚濁の規制及び指導並びに関係法令に基づく届出に関すること。
- (3) 水環境の保全・創造計画に関すること。
- (4) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に関すること（都市計画総局建築指導部建築安全課建築安全係の所管に属するものを除く。))。
- (5) 浄化槽保守点検業者の登録並びに一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものに限る。))の許可及び指導監督に関すること。
- (6) 生活排水に係る施策の推進に関すること。
- (7) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に関すること。
- (8) 地下水の水質の監視及び調査に関すること。
- (9) 海水浴場の水質保全に関すること。
- (10) 水質等に係る環境影響評価の技術手法の調査及び研究に関すること。
- (11) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関すること。
- (12) ダイオキシン類対策特別措置法に係る排水及び土壌汚染に関すること。
- (13) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例に係る土壌汚染に関すること。

（環境局環境審査室）

第58条 環境局環境審査室は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 環境影響評価に関する制度の企画、運営及び啓発に関すること。
- (3) 環境影響評価に関する制度に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4) 神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）に関すること。
- (5) 環境影響評価に係る指導及び審査に関すること。
- (6) 環境監視機構に関すること。
- (7) 開発事業計画に係る環境保全に関する関係機関との連絡及び調整に関すること。

第9節 産業振興局

（産業振興局庶務課）

第59条 産業振興局庶務課庶務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (3) 産業に係る諸団体及び事業所との連絡及び調整に関すること。
- (4) 市内産業の現況及び局の基本施策に係る調査、分析、統計並びに市民に対する情報提供に関すること。
- (5) 中小企業及び地域産業の振興に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (6) 雇用及び就業状況に関する連絡及び調整に関すること。
- (7) 中央卸売市場及び中小企業振興センターとの連絡及び調整に関すること。
- (8) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に関すること。

- (9) 株式会社神戸商工貿易センター及び株式会社神戸国際会館に関すること。
- (10) 局が所管する外郭団体の総合調整に関すること。
- (11) 他の課及び係の所管に属しないこと。

2 産業振興局庶務課経理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局の予算の経理に関すること。
- (2) 局が所管する補助金等に係る調査及び検査に関すること。
- (3) 各種の事業資金及び基金の管理に関すること。

(産業振興局企業誘致推進室企業立地課)

第60条 産業振興局企業誘致推進室企業立地課推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室及び課の庶務並びに室内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 企業立地に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンに関すること。
- (4) 医療産業都市構想の推進（医療関連産業の集積に限る。）に関すること。
- (5) 外国企業及び外資系企業の誘致に関すること。
- (6) 対内投資の促進に関すること。

2 産業振興局企業誘致推進室企業立地課企業誘致係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 企業の誘致に関すること（推進係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 企業の誘致に係る総合調整に関すること。

(産業振興局中国アジア経済課)

第61条 産業振興局中国アジア経済課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) シアトル、天津及び南京の海外事務所に関すること。
- (3) 上海・長江交易促進プロジェクト事業の推進に関すること。
- (4) 貿易の促進及びに経済交流に関すること。
- (5) 国内及び国外の貿易見本市及び展示会に関すること。

(産業振興局工業課)

第62条 産業振興局工業課新産業創造係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 新産業の振興に関すること。
- (3) 工業立地の相談及び指導に関すること。
- (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。
- (5) 中小工場の集団化及び団地建設の指導に関すること。
- (6) インナーシティに係る地域の工場立地に係る調査及び研究並びに諸事業に関すること。
- (7) 神戸市産業振興センターに関すること。
- (8) 神戸市ものづくり復興工場に関すること。
- (9) 財団法人神戸市産業振興財団に関すること。
- (10) 財団法人新産業創造研究機構に関すること。
- (11) 神戸RT（ロボットテクノロジー）構想に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、工業の振興に関すること。

2 産業振興局工業課生活産業係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 地場産業の育成及び振興に関すること。
- (2) 地場産業関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (3) 神戸ファッション美術館及び神戸ファッションマートに関すること。
- (4) 北野工房のまちに関すること。
- (5) 生活文化産業の振興に関すること。
- (6) くつのまちながた神戸株式会社にに関すること。
- (7) 神戸ものづくり職人大学に関すること。

(産業振興局商業課)

第63条 産業振興局商業課商業振興係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。

- (2) 小売商業施設の適正な配置に関すること。
 - (3) 商業団体の育成及び指導に関すること。
 - (4) 商店街及び小売市場の育成及び指導に関すること。
 - (5) 神戸市立公設市場に関すること。
 - (6) 流通対策に関する連絡及び調整に関すること。
 - (7) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、商業の振興に関すること。
- 2 産業振興局商業課調整係は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関することを分掌する。

（産業振興局農政計画課）

第64条 産業振興局農政計画課農政計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
 - (2) 農政の総括及び基本計画並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
 - (3) 農業構造の改善に関する調査、計画及び調整に関すること。
 - (4) 登録農家制度に関すること。
 - (5) 農業及び漁業に係る後継者等に係る施策に関すること。
 - (6) 農業共済事業に関する連絡及び調整に関すること。
 - (7) 米政策改革に係る調整に関すること。
 - (8) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及びその関係法令に関すること。
 - (9) 農業者年金に関する調整に関すること。
 - (10) 農漁業制度資金利子補給制度に関すること。
 - (11) 農業振興センター及び農業委員会との連絡及び調整に関すること。
- 2 産業振興局農政計画課地域整備係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 人と自然との共生ゾーンに関すること。
 - (2) 農業振興地域整備計画その他の計画の調査及び調整に関すること。
 - (3) 農村地域の総合整備に関する調査、計画及び調整に関すること。
 - (4) 集落営農事業の推進に関すること。
 - (5) 農地保有合理化事業の計画、調整等に関すること。
 - (6) 神戸市立自然休養村管理センター、神戸市立農村民具農具館及び神戸市立農村環境改善センターに関すること。

（産業振興局農水産課）

第65条 産業振興局農水産課農産園芸係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
 - (2) 農産物の生産の振興及び技術の普及に関すること。
 - (3) 神戸ブランド野菜育成推進事業に関すること。
 - (4) 園芸生産物の価格の安定、流通の改善及び出荷の統計に関すること。
 - (5) 農産物等の消費の拡大に関すること。
 - (6) 観光農業及び市民農園に関すること。
 - (7) 農業構造の改善に関すること（農政計画課の所管に属するものを除く。）。
 - (8) 農業生産組織の育成に関すること。
 - (9) 土づくり（有機質重点型農業をいう。）の推進に関すること。
 - (10) 先端技術の導入及び普及に関すること。
 - (11) 果実酒類等の調査、研究及び開発に関すること。
 - (12) 畜産の振興に関すること。
 - (13) 畜産物の消費拡大に関すること。
 - (14) 神戸市立六甲山牧場、神戸市立フルーツ・フラワーパーク及び神戸市立自然環境活用センターに関すること。
 - (15) 財団法人神戸みのりの公社及び株式会社神戸ワインに関すること。
- 2 産業振興局農水産課水産漁港係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 水産資源の培養に関する事。
- (2) 漁港の計画、整備及び管理に関する事。
- (3) 神戸市立海づり公園に関する事。
- (4) 栽培漁業センターに関する事。
- (5) マリンピア神戸の整備及び管理に関する事。
- (6) 漁業構造改善事業に関する事。
- (7) 漁港海岸に係る海岸保全区域の管理に関する事。
- (8) 漁業の統計及び調査に関する事。
- (9) 神戸市立水産会館に関する事。
- (10) 神戸市立水産体験学習館に関する事。
- (11) 神戸フィッシャリーナに関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、沿岸域の漁業の振興に関する事。

(産業振興局農林土木課)

第66条 産業振興局農林土木課調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 課の所管の工事等の施行に関する事務手続に関する事。
- (3) 課の所管の補助事業の申請、報告及び精算に関する事。
- (4) 農林土木事業の調査、計画及び調整に関する事。
- (5) 東播用水事業に関する事。
- (6) 農地開発事業に関する事。
- (7) 農地開発事業資金に関する事。
- (8) 農業協同組合等又は土地改良法(昭和24年法律第195号)第3条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業に係る事務(審査及び技術的援助を除く。)に関する事。
- (9) 排水処理施設(神戸市農業集落排水処理施設条例(平成元年1月条例第26号)第2条第2号に規定する排水処理施設をいう。)の使用料に関する事。

2 産業振興局農林土木課土地改良係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) ほ場整備事業に係る工事の計画、設計、監督及び検査に関する事。
- (2) 土地改良区の設立及び運営の指導に関する事。
- (3) 地籍調査(西区神出町五百蔵、神出町池田、神出町北、神出町古神、神出町小束野、神出町田井、神出町東、神出町広谷、神出町宝勢、神出町南、神出町紫合、神出町勝成、岩岡町岩岡、岩岡町印路、岩岡町西脇、岩岡町野中、岩岡町古郷、大沢1-2丁目、上新地1-3丁目、福吉台1-2丁目及び竜が岡1-5丁目に係るものに限る。)に関する事。
- (4) 農業協同組合等又は土地改良法第3条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業に係る事務(審査及び技術的援助に限る。)に関する事。
- (5) 農道及び林道整備事業に関する事。
- (6) 農道及び林道の管理に関する事。
- (7) 農業用水利施設整備事業に関する事。
- (8) ため池整備事業に関する事。
- (9) 農業用施設の災害復旧工事に関する事。
- (10) 農地改良等の技術の指導に関する事。
- (11) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8の規定による伐採の届出、同法第11条第4項の規定による認定及び同法第49条第1項の規定による許可に関する事。
- (12) 森林の保護及び育成に関する連絡及び調整に関する事。
- (13) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例第2条第5項に規定する特定事業の

うち、土砂の大量の堆積に伴う崩落等の災害防止に関する事(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する市街化調整区域の区域内で、かつ、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域の区域外の場所で行われるものに限る。))。

3 産業振興局農林土木課集落排水係は、農業集落排水事業に関することを分掌する。

第10節 建設局

(建設局総務部庶務課)

第67条 建設局総務部庶務課庶務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局、部及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善（調査防災係及び業務課業務係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (3) 他の部、課、室及び係に属しない調査に関すること。
- (4) 建設事務所及び水環境センターとの連絡及び調整に関すること。

2 建設局総務部庶務課経理第1係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局の予算の経理に関すること（経理第2係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 補助事業の申請、報告及び精算に関すること（経理第2係の所管に属するものを除く。）。

3 建設局総務部庶務課経理第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 下水道事業に係る予算及び決算に関すること。
- (2) 下水道事業に係る財政計画及び資金計画に関すること。
- (3) 下水道事業に係る経営改善に関すること（下水道河川部の所管に属するものを除く。）。
- (4) 下水道事業に係る補助事業の申請、報告及び精算に関すること。
- (5) 神戸市下水道事業基金に関すること。

4 建設局総務部庶務課調査防災係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公共土木施設の災害復旧の総括に関すること。
- (2) 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に関すること。
- (3) 雨量情報等水害予防に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 水防情報システムの運用に関すること。
- (5) 防災に関する情報及び資料の収集に関すること。
- (6) 水防計画の策定に関すること。
- (7) 前各号に掲げる事務に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (8) 局の重要な事業の調査に関すること。
- (9) 局の事務に係る事故処理の総括に関すること。
- (10) 局の広報事務及び広聴事務の総括に関すること。

(建設局総務部業務課)

第68条 建設局総務部業務課業務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 局の事務に係る不動産の取得又は処分に関する調査、連絡及び調整に関すること。
- (3) 局の事務に係る不動産の取得及び処分に関すること（建設局長が企画調整局長に合議して定める区域に限る。）。
- (4) 局の事務に係る不動産の管理及び活用に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 局の契約等に係る事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (6) 局所管の公共施設の活用の推進に関すること。

2 建設局総務部業務課用地係は、局（調査係を除く。）の事務に係る不動産の取得及び処分並びに局の事務に係る不動産の取得に伴う損失補償に関することを分掌する。

(建設局総務部宅地開発指導課)

第69条 建設局総務部宅地開発指導課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 開発行為（市街化調整区域内にあつては、大規模なものに限る。）の許可等、宅地造成工事の許可（開発許可と併せて行うもの及び土地区画整理事業に係るものに限る。）等及び国等との協議に関すること。
- (3) 既成宅地防災工事資金の融資及び貸付けの承認に関すること。

- (4) 優良宅地の認定に関すること（指導第1係、指導第2係及び指導第3係の所管に属するものを除く。）。
- (5) 市街化農地の計画的宅地化の認定に関すること（指導第1係、指導第2係及び指導第3係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 審査請求その他の不服申立てに関すること。
- (7) 開発登録簿に関すること。
- (8) 神戸市宅地保全審議会に関すること。

2 建設局総務部宅地開発指導課指導第1係、指導第2係及び指導第3係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 開発行為（市街化調整区域内にあつては、大規模なものに限る。）等の規制及び指導に関すること。
- (2) 宅地造成工事（開発許可と併せて行う許可，土地区画整理事業に係る許可及び国等との協議に係るものに限る。）等の規制及び指導に関すること。
- (3) 市街化区域内の建築確認に係る都市計画法及び宅地造成等規制法への適合性の審査に関すること。
- (4) 建設事務所の所管に属する宅地造成等規制法に係る事務の連絡及び調整に関すること。
- (5) 優良宅地の認定に係る技術審査に関すること。
- (6) 市街化農地の計画的宅地化の認定に係る技術審査に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、宅地の保全に関すること。

3 建設局総務部宅地開発指導課指導第1係、指導第2係及び指導第3係の係ごとの分掌事務は、建設局長が企画調整局長に合議して定める。

4 建設局総務部宅地開発指導課調整区域係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市街化調整区域内の大規模でない開発行為等の許可，規制及び指導に関すること。
- (2) 市街化調整区域内の宅地造成工事の許可，検査，規制，指導その他これらに付随するものに関すること（事務係、指導第1係、指導第2係及び指導第3係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 市街化調整区域内の建築確認に係る都市計画法及び宅地造成等規制法への適合性の審査に関すること。
- (4) 開発行為等及び宅地造成工事（開発許可と併せて行う許可，土地区画整理事業に係る許可及び国等との協議に係るものに限る。）等の検査に関すること。
- (5) 神戸市開発審査会に関すること。

（建設局道路部管理課）

第70条 建設局道路部管理課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部並びに部内の各課及び室の庶務並びに部内の事務の連絡，調整及び改善に関すること。
- (2) 「光のまち神戸」運動（街路灯の整備等により交通安全及び犯罪の防止を図る運動をいう。）の推進に関すること。
- (3) 道路事業の啓発及び広報に関すること。
- (4) 部の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (5) 放置自転車対策に関する連絡及び調整に関すること。
- (6) 自動車駐車場の管理に関すること。
- (7) 道路機動隊事務所との連絡及び調整に関すること。
- (8) 神戸市道路公社の業務の指導及び監督その他地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する事務の管理に関すること。

2 建設局道路部管理課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 道路の路線の認定，廃止及び変更に関すること。
- (2) 鉄道，軌道，索道，有料道路等に関する協議に関すること。
- (3) 土地区画整理事業，土地改良事業等に伴う道路及び溝渠^{きよ}の協議に関すること。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号），土地収用法（昭和26年法律第219号）等の規定に

よる道路管理者の意見の陳述に関すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、道路、溝渠及び堤塘の管理、調査及び調整に関すること。
- (6) 私道の整備の助成に関する連絡及び調整に関すること。
- (7) 神戸地下街株式会社に関すること。

3 建設局道路部管理課境界調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 道路、溝渠及び堤塘との境界の協定及び承認に関すること。
- (2) 道路敷地の確認及び整理に関すること。
- (3) 道路、溝渠及び堤塘の不用敷地の処分に関すること。

4 建設局道路部管理課道路台帳係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 道路台帳に関すること。
- (2) 道路、橋梁その他道路施設の統計に関すること。
- (3) 道路管理システムの入力に関すること。
- (4) 車両制限令（昭和36年政令第265号）に関すること。

5 建設局道路部管理課占用係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 道路の占用及び溝渠の使用に関すること。
- (2) 神戸市屋外広告物条例（平成12年1月条例第50号）に関すること。
- (3) 神戸市屋外広告物審議会に関すること。
- (4) 道路の巡視に関する連絡及び調整に関すること。
- (5) 道路占用工事及び道路掘削工事に関する連絡、調整及び指導に関すること。
- (6) 建設残土対策に関する連絡及び調整に関すること。
- (7) 財団法人道路管理センターとの連絡及び調整に関すること。

（建設局道路部計画課）

第71条 建設局道路部計画課計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 道路に関する基本的な企画及び立案並びにこれらに必要な調査に関すること。
- (2) 幹線道路（有料道路を含む。）の調査及び基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に関する国の機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4) 地下空間の利用に関する調査及び研究に関すること。
- (5) （仮称）土木博物館に関すること。

2 建設局道路部計画課指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 開発行為等に伴う道路及び溝渠の指導、調整及び検査に関すること。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条に規定する承認に係る工事の調整に関すること。

3 建設局道路部計画課広域幹線係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 国等が実施する広域幹線道路（都市高速道路を除く。）の整備の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げる道路の関連事業及び関連施策の調査、計画及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に関する国の機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

（建設局道路部技術管理室）

第72条 建設局道路部技術管理室技術管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 技術管理に関する総括及び調整に関すること。
- (2) 土木技術に関する連絡及び調査に関すること。
- (3) 土木工事の技術管理に係る調査、研究及び改善に関すること。
- (4) 公共事業の再評価システムに関すること。

2 建設局道路部技術管理室土木積算係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 土木工事の積算に関する調査、研究及び改善に関すること。
- (2) 土木積算システムの管理、運営及び改善に関すること。

3 建設局道路部技術管理室検査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 工事の請負契約に係る検査の総括に関すること。
 - (2) 工事の請負契約に係る検査（主管課の所属職員により行われる検査を除く。）に関すること。
 - (3) 工事の請負契約に係る検査員の研修及び指導に関すること。
- （建設局道路部工務課）

第73条 建設局道路部工務課補修係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 道路の維持及び補修に関すること。
- (2) 側溝及び溝渠^{きょ}の整備及び改良に関すること。
- (3) 道路の照明灯及び街路灯の整備に関すること。
- (4) 道路の美化に関すること。
- (5) 道路の維持及び補修作業に関する道路機動隊事務所等との連絡及び調整に関すること。
- (6) 建設機械の導入に関する計画、調査及び調整に関すること。
- (7) 建設副産物の対策に関する連絡及び調整に関すること。
- (8) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（舗装に関するものに限る。）。
- (9) 他の局、部、室、課及び係の所管に属しない土木工事の調整に関すること。

2 建設局道路部工務課工務第1係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 国道及び県道の新設及び改良に関すること。
- (2) 電線類の地中化及び共同溝の整備に関すること。
- (3) 道路の改良に関する技術の調査及び研究に関すること。
- (4) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（道路の改良に関するものに限る。）。

3 建設局道路部工務課工務第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市道の新設及び改良に関すること。
- (2) 橋梁^{りょう}の新設、維持及び補修に関すること。
- (3) 道路の防災に関すること。
- (4) 道路の舗装の新設に関すること。
- (5) 道路の災害復旧の計画及び調整に関すること。
- (6) 橋梁^{りょう}等重要構造物に関する技術の調査及び研究に関すること。
- (7) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（橋梁^{りょう}に関するものに限る。）。

4 建設局道路部工務課交通安全施設係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 交通安全施設（自転車駐車場及び道路の照明灯を除く。次号において同じ。）の整備に関する計画、調査、連絡及び調整に関すること。
- (2) 交通安全施設の整備に関すること。
- (3) 自動車駐車場の整備に関すること。
- (4) 自転車駐車場等の整備に関すること。
- (5) 道路の機能の改善に関すること。
- (6) 大規模の自転車道の整備に関すること。
- (7) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（交通安全施設に関するものに限る。）。

（建設局下水道河川部経営管理課）

第74条 建設局下水道河川部経営管理課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 下水道事業及び河川事業の啓発及び広報に関すること。
- (3) 下水道事業及び河川事業に係る物品の調達及び処分に関すること。
- (4) 下水道事業の経営に関する重要事項の調査及び研究に関すること。

- (5) 下水道事業及び河川事業に係る水環境センター及び建設事務所との連絡及び調整に関すること。

2 建設局下水道河川部経営管理課業務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 排除汚水量の調査及び認定に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 排水設備に係る助成及び貸付けに関すること。
- (4) 指定工事者に関すること（保全課調査係の所管に属するものを除く。）。
- (5) 下水道事業に係る財産の管理の企画及び総括に関すること（保全課調査係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 下水道事業及び河川事業に係る工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (7) 下水道事業に係る公舎の維持及び管理に関すること。
- (8) 下水道使用料その他の収入に係る水環境センター又は水道局との連絡及び調整に関すること。

（建設局下水道河川部計画課）

第75条 建設局下水道河川部計画課計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 下水道事業の計画及び調整に関すること。
- (2) 下水道事業に係る都市計画並びに都市計画事業の決定及び認可の申請に関すること。

2 建設局下水道河川部計画課指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 開発行為等に関連する下水道に係る指導、調整及び検査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、下水道事業に関する指導に関すること。

3 建設局下水道河川部計画課水質指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 汚水処理技術及び汚泥処理技術の研究及び開発に関すること。
- (2) 下水道事業に係る処理区域内の工場排水等の水質の認定に関すること。
- (3) 下水道事業に係る処理区域内の除害施設に係る届出の受付及び審査並びに指導及び監督に関すること。
- (4) 悪質な汚水排出工場等に対する指導及び立入検査に関すること。
- (5) 下水道事業に係る水質検査及び水質管理の統括に関すること。

（建設局下水道河川部工務課）

第76条 建設局下水道河川部工務課設計係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 汚水幹枝線の調査、設計及び検査に関すること（水環境センターの所管に属するものを除く。）。
- (2) 下水処理場（スラッジセンターを含む。以下同じ。）及びポンプ場（以下「下水処理場等」という。）の土木工事の調査、設計及び検査に関すること（雨水係及び水環境センターの所管に属するものを除く。）。
- (3) 下水処理場等の運転の管理の調整に関すること。
- (4) 汚水幹枝線及び下水処理場等の土木施設の災害対策に関すること。

2 建設局下水道河川部工務課雨水係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 雨水管渠^{きょ}及び合流管渠^{きょ}（以下「雨水管渠等」という。）並びに雨水ポンプ場の土木工事（水環境センターの所管に属するものを除く。）の調査、設計及び検査に関すること。
- (2) 雨水管渠^{きょ}等に係る災害対策に関すること。
- (3) 下水道事業に係る土木積算基準に関すること。

3 建設局下水道河川部工務課設備係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 下水処理場等の特定の機械設備工事及び電気設備工事の調査、設計及び検査に関すること。
- (2) 下水処理場等の機械設備工事及び電気設備工事に関する水環境センターとの連絡及び調整に関すること。

（建設局下水道河川部保全課）

第77条 建設局下水道河川部保全課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 汚水管渠^{きよ}、雨水管渠^{きよ}等（以下「下水管渠^{きよ}等」という。）、下水処理場等の改築、更新等に係る調査及び企画に關すること（処理場係の所管に属するものを除く。）。
 - (2) 排水設備に關する計画の確認に關すること。
 - (3) 排水設備及び指定工事者に關する指導その他技術的事項に關すること。
 - (4) 下水道事業に係る財産の管理に關する技術的事項に關すること。
 - (5) 下水道の利用に關する水環境センターとの連絡及び調整に關すること。
- 2 建設局下水道河川部保全課管路係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 下水道台帳に關すること。
 - (2) 下水管渠^{きよ}等の維持及び管理に關する水環境センターとの連絡及び調整に關すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、下水管渠^{きよ}等の管理に關すること。
- 3 建設局下水道河川部保全課処理場係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 下水処理場等の機械設備及び電気設備に關する改築、更新等に係る調査及び企画に關すること。
 - (2) 下水処理場等の保守、修繕及び運轉管理の調査の総括に關すること。
 - (3) 下水処理場等の保守、修繕及び運轉管理に關する水環境センターとの連絡及び調整に關すること。
 - (4) 神戸市降雨情報システム及び施設・設備情報システムの運用に關すること。
- （建設局下水道河川部河川課）
- 第78条 建設局下水道河川部河川課管理指導係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 河川事業に係る財産の管理の企画及び総括に關すること。
 - (2) 準用河川の指定、変更及び廃止に關すること。
 - (3) 準用河川に係る占用及び使用の許可に關すること。
 - (4) 開発行為等に関連する河川に係る指導、調整及び検査に關すること。
 - (5) 河川（一級河川及び二級河川を除く。）の用に供されている公有財産に係る立入り、境界確定並びに占用及び使用の許可に關すること。
 - (6) 河川に關する国及び兵庫県との連絡及び調整に關すること（総務部庶務課の所管に属するものを除く。）。
- 2 建設局下水道河川部河川課計画調整係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 河川事業の計画及び調整に關すること。
 - (2) 河川に係る災害復旧の計画及び調整並びに災害対策に關すること。
 - (3) 都市基盤河川改修事業並びに準用河川及び普通河川の改修事業に係る連絡及び調整に關すること。
 - (4) 河川事業に係る土木積算基準に關すること。
- （建設局公園砂防部管理課）
- 第79条 建設局公園砂防部管理課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 部及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に關すること。
 - (2) 森林整備事務所及び王子動物園との連絡及び調整に關すること。
 - (3) 財団法人神戸市公園緑化協会に關すること。
- 2 建設局公園砂防部管理課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 公園に係る不動産の管理に關すること。
 - (2) 有料公園施設その他の都市公園の運営及び使用の許可（建設事務所及び森林整備事務所の所管に属するものを除く。）に關すること。
 - (3) 公園施設の設置、管理及び占用の許可（建設事務所及び森林整備事務所の所管に属するものを除く。）に關すること。
- 3 建設局公園砂防部管理課整備係は、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 公園の維持、管理及び改良並びに街路樹及び緑地帯の維持及び管理に關する連絡及び調整に關すること。

- (2) 花時計及び東遊園地等の維持及び管理並びに移動街路樹の育成及び管理に関すること。
- (3) 開発行為等をした者等からの公園、街路樹及び緑地帯の管理の引継ぎに関すること。
- (4) 公園台帳に関すること。
- (5) 公園緑地の美化に関すること。
- (6) 部の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (7) 公園施設の安全の確保及び活用の推進に関すること。
- (8) 有料公園施設等の保全及び特定の改良に関する調整に関すること。

(建設局公園砂防部計画課)

第80条 建設局公園砂防部計画課計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公園事業及び緑化事業の計画及び調査に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 神戸市公園緑地審議会に関すること。
- (4) 開発行為等に伴う公園及び緑化の指導、調整及び検査に関すること。
- (5) 神戸文明博物館群公園事業等に関する国の行政機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

2 建設局公園砂防部計画課自然環境係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 自然環境の保全のための調査並びに自然保護の啓発及び指導に関すること。
- (2) 緑地の保全及び活用の制度に関すること。
- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）に関すること。
- (4) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年4月条例第32号）に関すること。
- (5) 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）に関すること。
- (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）及び森林法に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (7) 六甲山系グリーンベルト整備事業に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

(建設局公園砂防部緑地課)

第81条 建設局公園砂防部緑地課設計係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公園緑地の新設工事、特定の改良工事及び受託工事の調査、設計、連絡及び調整に関すること。
- (2) 神戸震災復興記念公園及び国営明石海峡公園に関する施設の整備に係る連絡及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に関する国の機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4) 舞子海岸の整備に関する造成地の処分計画及び企業誘致に関すること。
- (5) 土木積算に関する連絡及び調整（公園緑地に関するものに限る。）に関すること。
- (6) 造園技術に関する調査、連絡及び調整に関すること。
- (7) 森林整備事務所との事業の調整に関すること。
- (8) 公園緑地の土木工事に係る調査、設計、施行及び調整に関すること。
- (9) 公園の災害復旧の計画及び調整に関すること。

2 建設局公園砂防部緑地課美緑花協働係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市民公園に関する連絡及び調整に関すること。
- (2) 市民との協働による公園の管理に係る連絡及び調整に関すること。
- (3) 市民との協働等による花壇及び飾花等の維持管理及び助成に関すること。
- (4) 都市の緑化の推進及び市民の意識の啓発に関すること。
- (5) 街路の緑化に関する計画、調査、調整及び特定の工事の設計に関すること。

3 建設局公園砂防部緑地課治山砂防係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 砂防及び治山に関する調査、計画及び工事に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定に係る意見の陳述並びに関係機関との連絡に関すること。
- (4) 砂防法（明治30年法律第29号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の規定に基づく申請の受理並びに採石法（昭和25年法律第291号）の規定に基づく申請の副申に関すること。
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく区域の指定に係る意見の陳述に関すること。
- (6) 舞子海岸の整備に関する事業の調査、計画及び調整に関すること。
- (7) 山麓^{ろく}水防地区の水防並びに舞子海岸整備区域の海岸防災に係る国の機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (8) 林地崩壊防止事業等の災害復旧の計画及び工事に关すること。

第11節 都市計画総局

（都市計画総局庶務課）

第82条 都市計画総局庶務課庶務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局及び課の庶務並びに局内事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局職員の安全衛生に関すること。
- (3) 他の部及び係の所管に属しない調査に関すること。
- (4) 都市計画事業に伴う建築資金の融資に関すること。
- (5) 財団法人神戸市都市整備公社、神戸市土地開発公社及び神戸市住宅供給公社の業務の指導及び監督に関すること。
- (6) 財団法人阪神高速道路利用協会、株式会社神戸ハーバーランド情報センター及び社団法人神戸国際カントリー倶楽部に关すること。

2 都市計画総局庶務課経理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局の予算経理に関すること。
- (2) 補助事業の申請、報告及び清算に関すること。
- (3) 神戸市まちづくり等基金及び神戸市営住宅敷金等積立基金に関すること。

（都市計画総局計画部計画課）

第83条 都市計画総局計画部計画課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 都市計画に関する調査並びに基本的な企画及び立案に関すること。
- (3) 都市計画の決定及び都市計画事業の認可に関すること。
- (4) 都市計画決定に伴う公聴会、説明会その他都市計画の住民参加に関すること。
- (5) 神戸市都市計画審議会に関すること。
- (6) 都市計画の啓発及び広報に関すること。
- (7) 都市計画決定に係る環境影響評価の実施関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (8) 市街地の開発及び再開発の調査及び基本計画に関すること。
- (9) 都市高速道路の推進等の調査、計画及び調整に関すること。
- (10) 都市再生に関する調査、審査及び調整に関すること。
- (11) 都心ウォーターフロント（おおむね三宮駅、元町駅、神戸駅、東部新都心地区、ハーバーランド地区及び水際線で囲まれた区域をいう。）の活性化に関する計画及び調整に関すること。
- (12) 東部新都心地区及びハーバーランド地区に係る広報及び施設の立地の推進に関すること。
- (13) 神戸国際港都建設事業東部新都心地区土地区画整理事業（次号において「土地区画整理事業」という。）に係る事業用地の管理及び処分に关すること。
- (14) 前号に掲げるもののほか、土地区画整理事業に関すること。
- (15) ハーバーランド地区の地下街の管理並びに事業用地の管理及び処分に关すること。
- (16) 国道43号環境防災緑地に関する関係機関との連絡及び調整に関すること。

2 都市計画総局計画部計画課指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 都市計画決定事項の照会、案内、指導及び啓発に関すること。
- (2) 関係法令による建築行為許可申請書等の受付に関すること。
- (3) 都市計画法の規定による建築行為等の許可及び指導に関すること。
- (4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による建築行為等の許可及び指導に関すること（区画整理部区画整理課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の規定に基づく土地利用目的の審査に関すること。
- (6) 都市計画法の規定に基づく開発行為の審査及び指導に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 都市計画の変更に関連する開発計画及び都市計画法の規定に基づく提案に係る受付、指導及び調整に関すること。
- (8) 新たに開発される団地における基盤整備の促進等の調整に関すること。
- (9) 都市基盤整備公団その他関係機関との間の開発計画に係る連絡及び調整に関すること。
- (10) 都市計画総括図及び都市計画基本地図の作成に関すること。
- (11) 個人施行の土地区画整理事業の指導及び審査に関すること。
- (12) まちづくり総合支援事業の調整に関すること。
- (13) 地区計画に係る行為の届出の審査及び指導に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。

3 都市計画総局計画部計画課土地利用係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 総合土地利用計画に関すること。
- (2) 都市計画法に規定する区域区分に関すること。
- (3) 都市計画法に規定する地域地区に関すること。
- (4) 都市計画法に規定する地区計画等に関すること。
- (5) 都市計画の基礎調査に関すること。
- (6) 都市施設（街路その他の交通施設を除く。）の調査及び基本計画に関すること。
- (7) 都市再開発方針、住宅市街地の開発整備方針及び防災再開発方針に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、都市計画法に係る土地の利用に関すること。

4 都市計画総局計画部計画課街路係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 都市交通体系の調査及び基本計画に関すること。
 - (2) 街路等の調査及び基本計画に関すること。
 - (3) 都市高速道路、鉄道、軌道等の調査及び基本計画に関すること。
 - (4) 都市計画街路事業の調査及び計画に関すること。
 - (5) 前各号に掲げる事務に関する国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- （都市計画総局計画部地域支援室）

第84条 都市計画総局計画部地域支援室地域支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 地域におけるまちづくりの啓発、支援及び育成に関すること。
- (4) 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）に関すること。
- (5) 地域整備事業に関する調査、計画及び実施に関すること。
- (6) 住宅市街地総合整備事業（浜山地区及び真野地区に係るものを除く。）の計画、調整及び実施に関すること。
- (7) 街なみ環境整備事業（新長田地区に係るものを除く。）の計画、調整及び実施に関すること。
- (8) 区役所のまちづくり事業の推進に関する連絡及び調整に関すること。
- (9) 神戸市立こうべまちづくり会館に関すること。

2 都市計画総局計画部地域支援室景観係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 都市景観に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）に関すること。
- (3) 都市景観審議会に関すること。
- (4) 都市景観整備事業の調整に関すること。
- (5) 三宮地区及び元町地区のまちづくりに関すること。

（都市計画総局計画部工務課）

第85条 都市計画総局計画部工務課工務第1係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 課の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (3) 街路に関する補助事業等の総括、連絡及び調整に関すること。
- (4) 街路事業の調査、工事の計画、設計、検査及び管理の移管に関すること（工務第2係、工務第3係及び立体改良係の所管に属するものを除く。）。
- (5) 土木技術に関する局内の連絡及び調整に関すること。
- (6) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（工務第2係、工務第3係及び立体改良係に属するものを除く。）。
- (7) 事業用地の造成に関すること。

2 都市計画総局計画部工務課工務第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 住宅宅地関連街路事業等に伴う街路の調査、工事の計画、設計、検査及び管理の移管に関すること。
- (2) 再開発事業に伴う街路の調査、工事の計画、設計及び検査に関すること。
- (3) 地域整備事業に伴う土木工事の設計及び検査に関すること。
- (4) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（工務第1係、工務第3係及び立体改良係に属するものを除く。）。

3 都市計画総局計画部工務課工務第3係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 土地区画整理事業に伴う街路の調査、工事の計画、設計及び検査に関すること。
- (2) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（工務第1係、工務第2係及び立体改良係に属するものを除く。）。

4 都市計画総局計画部工務課立体改良係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 立体交差事業の調査、工事の計画、設計、検査及び管理の移管に関すること。
- (2) 連続立体交差事業の調査、工事の計画、設計、検査及び管理の移管に関すること。
- (3) 立体交差に関する土木技術の調査に関すること。
- (4) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（工務第1係、工務第2係及び工務第3係に属するものを除く。）。

（都市計画総局計画部用地課）

第86条 都市計画総局計画部用地課事業促進係、用地第1係及び用地第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること（事業促進係に限る。）。
- (2) 都市計画事業（土地区画整理事業及び再開発事業を除く。以下この条において同じ。）の用地の管理及び処分に関すること。
- (3) 都市計画事業に伴う検査及び補償金の審査に関すること（事業促進係に限る。）。
- (4) 都市計画事業に関連する不動産の取得及びこれに伴う損失補償に関すること。
- (5) 事業用地（他の課の所管に属するものを除く。）の売却に係る企画及び促進に関すること。

2 都市計画総局計画部用地課事業促進係、用地第1係及び用地第2係の係ごとの分掌事務は、都市計画総局長が企画調整局長に合議して定める。

（都市計画総局再開発部再開発課）

第87条 都市計画総局再開発部再開発課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 再開発事業等の啓発及び広報に関すること。
- (3) 再開発事業等に伴う検査及び補償金の審査に関すること。

- (4) 特定民間再開発事業等の事業認定に関すること。
- (5) 民間駐車場整備助成制度に関すること。
- (6) 課の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (7) 再開発事務所との連絡及び調整に関すること。
- (8) 株式会社神戸サンセンタープラザに関すること。

2 都市計画総局再開発部再開発課業務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 再開発事業に伴う建築施設等の管理及び処分並びに使用料等の徴収に関すること。
- (2) 再開発事業に伴う経営計画並びに保留床の処分に係る企業等の誘致及び調整に関すること。
- (3) 再開発事業等に伴い取得した用地等の管理及び処分に関すること。
- (4) 再開発事業に伴う清算金の徴収及び交付に関すること。
- (5) 再開発事業に係る不動産の取得並びに建築物等の移転及び除却に伴う損失補償に関すること。
- (6) 都市開発資金に関すること。

3 都市計画総局再開発部再開発課計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 再開発事業等の調査及び基本計画並びにこれらに伴う関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (2) 再開発事業の施行に伴う事業計画の調整に関すること。
- (3) 再開発事業の施行に伴う道路管理者その他関係機関との調整及び協議に関すること。
- (4) 都市防災不燃化促進事業に関すること。
- (5) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による建築行為等の許可（再開発事務所の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 住宅市街地総合整備事業（真野地区におけるものに限る。以下この項において同じ。）の調査及び計画に関すること。
- (7) 住宅市街地総合整備事業に関連する不動産の取得並びに建築物等の移転及び除却に伴う損失補償に関すること。
- (8) 住宅市街地総合整備事業に伴う建替促進事業に対する補助に関すること。
- (9) 長屋街区再生モデル事業（真野地区におけるものに限る。）に関すること。
- (10) 都市計画事業に伴う建築物等の設計、工事の施行及び検査に関すること（区画整理部区画整理課の所管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (11) 都市計画事業に伴う建築施設の保全工事に関すること。

4 都市計画総局再開発部再開発課民間再開発係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 民間再開発事業に関する調査及び計画に関すること。
- (2) 組合等市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の指導及び調整に関すること。
- (3) 組合等市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業に関する補助、検査及び審査に関すること。

5 都市計画総局再開発部再開発課設備係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 都市計画事業に伴う建築附帯設備の設計、工事の施行及び検査に関すること。
- (2) 都市計画事業に伴う建築附帯設備の保全工事に関すること。
- (3) 再開発事業に伴う建築附帯設備の取得並びに権利変換計画に関する調査及び評価並びに移転、除却等に伴う損失補償の調査及び算定に関すること。
- (4) 再開発事業に伴う一時収容施設の附帯設備の設計、工事の施行及び検査に関すること。
- (5) 建築附帯設備の管理経費資料の作成に関すること。

（都市計画総局区画整理部区画整理課）

第88条 都市計画総局区画整理部区画整理課審査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 土地区画整理事業の啓発及び調査に関すること。
- (3) 土地区画整理事業及び浜山地区における住宅市街地総合整備事業に伴う補償金及び工事の審査に関すること。
- (4) 土地区画整理事業に関連する不動産の取得に伴う損失補償に関すること。

- (5) 土地区画整理事業に係る審査請求その他の不服申立て及び訴訟に関すること。
- (6) 土地区画整理法及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定による認可及び監督の手續に関すること（個人、土地区画整理組合、区画整理会社及び住宅街区整備組合の施行に係るものに限る。）。
- (7) 土地区画整理事業に関する施設の建築の設計，施行，検査及び調整に関すること。
- (8) 浜山地区における住宅市街地総合整備事業の調査，計画，施設の建築の設計，施行，検査及び調整に関すること。

2 都市計画総局区画整理部区画整理課計画指導係は，次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の調査，計画及び調整に関すること。
- (2) 土地区画整理事業の進行管理の総括に関すること。
- (3) 個人施行に係る土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の指導及び審査に関すること。
- (4) 土地区画整理組合，区画整理会社及び住宅街区整備組合の指導及び育成に関すること。
- (5) 独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の指導及び補助事業の進行管理に関すること。
- (6) 道場八多地区特定土地区画整理事業の施行に関すること。
- (7) 土地区画整理法の規定による建築行為等の許可及び指導（個人，土地区画整理組合，区画整理会社及び独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業及び道場八多地区土地区画整理事業に係るものに限る。）に関すること。
- (8) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定による建築行為等の許可（計画部計画課の所管に属するものを除く。）に関すること。

（都市計画総局区画整理部清算課）

第89条 都市計画総局区画整理部清算課業務係は，部内の他の課又は係の所管に属しない区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 土地区画整理事業の啓発及び広報に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に係る清算金の徴収及び交付（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 土地区画整理事業に係る換地処分後の宅地等に関する権利者との調整（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 事業用地（他の課の所管に属するものを除く。次号において同じ。）の取得，管理及び処分に関すること。
- (7) 事業用地の売却に係る企画及び促進に関すること。
- (8) 土地区画整理事業に係る換地計画，換地処分及び登記の事務についての関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (9) 土地区画整理事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること。
- (10) 土地区画整理事業に係る工事の調査及び調整に関すること。
- (11) 土地区画整理事業に係る測量に関すること。

2 都市計画総局区画整理部清算課東灘事業清算係は，東灘山手地区に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 土地区画整理事業の啓発及び広報に関すること。
- (2) 土地区画整理事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に伴う検査及び補償金の照査に関すること。
- (4) 土地区画整理事業の直接施行に関すること。
- (5) 土地区画整理事業に関連する市有建築物の管理及び処分に関すること。
- (6) 土地区画整理事業に伴う再開発住宅等への入居に関すること。
- (7) 土地区画整理事業に係る仮換地の指定に関すること。

- (8) 土地区画整理事業に伴う換地計画及び換地設計に関すること。
- (9) 土地区画整理事業に係る換地処分に関すること。
- (10) 土地区画整理事業に係る清算金に関すること。
- (11) 土地区画整理事業に関する不動産の取得、管理及び処分に関すること。
- (12) 土地区画整理法の規定による建築行為等の許可に関すること。
- (13) 土地区画整理事業に係る土地区画整理審議会及び評価員に関すること。

(都市計画総局区画整理部地域調整課)

第90条 都市計画総局区画整理部地域調整課調整係は、森南地区、六甲道地区、御菅地区、松本地区及び鷹取東第一地区に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) まちづくり協議会等の活動に対する支援に関すること。
- (3) まちそだて事業の調整及び推進に関すること。
- (4) 土地区画整理事業の地区内の活性化に係る調整に関すること。

2 都市計画総局区画整理部地域調整課推進係は、森南地区、六甲道地区、御菅地区、松本地区及び鷹取東第一地区に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 土地区画整理事業に係る清算金の徴収及び交付に関すること。
- (2) 土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に係る換地処分後の宅地等に関する権利者との調整及び損失補償に関すること。
- (4) 土地区画整理事業に係る事業用地の管理及び隣接地の処分に関すること。

(都市計画総局区画整理部都市整備課)

第91条 都市計画総局区画整理部都市整備課新長田事業係は、新長田地区に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 土地区画整理事業の啓発及び広報に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること。
- (4) 土地区画整理事業に係る用地の取得、管理及び処分に関すること。
- (5) 土地区画整理事業に伴う検査及び補償金の照査に関すること。
- (6) 土地区画整理事業の直接施行に関すること。
- (7) 土地区画整理事業に関連する市有建築物の管理及び処分に関すること。
- (8) 土地区画整理事業に伴う再開発住宅等への入居に関すること。
- (9) 土地区画整理事業に係る清算金に関すること。
- (10) 街なみ環境整備事業の計画、調整及び実施に関すること。

2 都市計画総局区画整理部都市整備課新長田換地係は、新長田地区に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 土地区画整理事業に伴う換地計画及び換地設計に関すること。
- (2) 土地区画整理事業に係る仮換地の指定に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に係る建築物の移転及び除却の計画に関すること。
- (4) 土地区画整理法の規定による建築行為等の許可に関すること。
- (5) 土地区画整理事業に係る換地処分に関すること。
- (6) 土地区画整理事業に係る土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- (7) 土地区画整理事業に伴う組合再開発事業等の誘導、育成及び指導に関すること。
- (8) まちづくり協議会の活動に対する支援に関すること。

3 都市計画総局区画整理部都市整備課鷹取東事業係は、鷹取東第二地区に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 土地区画整理事業の啓発及び広報に関すること。
- (2) 土地区画整理事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に係る用地の取得、管理及び処分に関すること。

- (4) 土地区画整理事業に伴う検査及び補償金の照査に関すること。
- (5) 土地区画整理事業の直接施行に関すること。
- (6) 土地区画整理事業に関連する市有建築物の管理及び処分に関すること。
- (7) 土地区画整理事業に伴う再開発住宅等への入居に関すること。
- (8) 土地区画整理事業に係る清算金に関すること。

4 都市計画総局区画整理部都市整備課鷹取東換地係は、鷹取東第二地区に係る第2項各号に掲げる事務を分掌する。

(都市計画総局区画整理部浜山都市整備課)

第92条 都市計画総局区画整理部浜山都市整備課事業係は、浜山地区に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業の啓発及び広報に関すること。
- (3) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業に伴う不動産の取得及び処分並びにこれらに伴う損失補償に関すること。
- (4) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う損失補償に関すること。
- (5) 土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業に伴う検査及び補償金の照査に関すること。
- (6) 土地区画整理事業の直接施行に関すること。
- (7) 土地区画整理事業に関連する市有建築物の管理及び処分に関すること。
- (8) コミュニティ住宅の入居に関すること。
- (9) 土地区画整理事業に係る清算金に関すること。

2 都市計画総局区画整理部浜山都市整備課換地係は、浜山地区に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 土地区画整理事業に伴う換地計画及び換地設計に関すること。
- (2) 土地区画整理事業に係る仮換地の指定に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に係る建築物の移転及び除却の計画に関すること。
- (4) 土地区画整理事業及び密集住宅市街地整備促進事業の事業用地の管理に関すること。
- (5) 土地区画整理法の規定による建築行為等の許可に関すること。
- (6) 土地区画整理事業に係る換地処分に関すること。
- (7) 土地区画整理事業に係る土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- (8) まちづくり協議会の活動に対する支援に関すること。

(都市計画総局住宅部住宅政策課)

第93条 都市計画総局住宅部住宅政策課住宅支援係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 民営の賃貸住宅に対する融資及び補助に関すること。
- (3) 特定優良賃貸住宅に関する事業の調整及び実施に関すること。
- (4) 住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金の貸付事業に関すること。

2 都市計画総局住宅部住宅政策課住宅政策係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 住宅政策に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 住宅に係る基本計画に関すること。
- (3) 住宅政策に係る都市基盤整備公団、住宅金融公庫その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

3 都市計画総局住宅部住宅政策課民間住宅係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 民間住宅に対する支援施策の計画及び実施に関すること。
- (2) 優良建築物等整備事業（再開発部再開発課民間再開発係の所管に属するものを除く。）の計画、調整及び実施に関すること。
- (3) 個人住宅建設購入資金、既存住宅購入資金及び住宅改良資金の融資に関すること。
- (4) 住宅相談業務に関すること。

(都市計画総局住宅部住宅整備課)

第94条 都市計画総局住宅部住宅整備課調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市営住宅等の建築及び設備工事の施行に係る事務手続に関すること。
- (3) 市営住宅等の建設、大規模の修繕等に関する補助申請に係る事務手続に関すること。
- (4) 不動産（住宅部の所管に属するものに限る。）の取得、管理及び処分に関すること。

2 都市計画総局住宅部住宅整備課事業計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市営住宅等の再編及び改善に係る調査、計画及び実施に関すること。
- (2) 市営住宅等の建設、大規模の修繕等の実施計画に関すること。
- (3) 市営住宅等の建設、大規模の修繕等に関する補助申請に係る技術的事項に関すること。
- (4) 市営住宅等の建設、大規模の修繕等の推進に係る関係機関及び周辺住民との連絡及び調整に関すること。
- (5) 市営住宅等の建築及び設備工事の検査に関すること。
- (6) 市営住宅等の建設に係る土木関連施設整備計画に関すること。

3 都市計画総局住宅部住宅整備課調査係は、市営住宅等の再編及び改善に係る入居者の調整に関することを分掌する。

4 都市計画総局住宅部住宅整備課建設係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市営住宅等の建築工事、保守及び修繕の調査、見積り、設計、監督、検査及び評価に関すること。
- (2) 市営住宅等の建築工事の技術開発、調査及び研究に関すること。

5 都市計画総局住宅部住宅整備課設備係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市営住宅等の電気、機械、給排水及び衛生の設備工事、保守及び修繕の調査、見積り、設計、監督、検査及び評価に関すること。
- (2) 市営住宅等の設備工事の技術開発、調査及び研究に関すること。

（都市計画総局住宅部住宅管理課）

第95条 都市計画総局住宅部住宅管理課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市営住宅の経営及び管理に係る調査及び計画に関すること。
- (3) 市営住宅の使用料等の決定及び変更に関すること。
- (4) 市営住宅以外の公的住宅等のあつせんに関すること。
- (5) 市営住宅の入居者の募集及び選考に関すること。
- (6) 市営住宅の入退去及び不正使用に関すること。
- (7) 市営住宅の管理に関すること。
- (8) 市営住宅の敷地の保全及び譲渡に関すること。
- (9) 市営住宅の管理に関する補助申請に係る事務手続に関すること。
- (10) 神戸市立集会所に関すること。
- (11) 公営住宅制度に係る調査及び研究に関すること（指導係の所管に属するものを除く。）。)

2 都市計画総局住宅部住宅管理課指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市営住宅の管理に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 市営住宅の不正使用に係る指導及び争訟に関すること。
- (3) 市営住宅の使用料等の徴収及び収納に係る争訟に関すること。

（都市計画総局建築指導部建築調整課）

第96条 都市計画総局建築指導部建築調整課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び部内の各課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 指定確認検査機関からの報告書の受付に関すること。
- (3) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年3月条例第51号）第5条の2の規定に基づく届出の受付及び通知書の交付に関すること。
- (4) 建築確認申請書、建築許可申請書等の受付に関すること。
- (5) 建築確認済証、建築許可通知書及び検査済証の交付に関すること。
- (6) 住宅金融公庫関係申請書の受付及び合格書の交付に関すること。
- (7) 建築基準法の規定に基づく台帳の管理及び閲覧に関すること。

- (8) 建築物の滅失等の報告に関すること。
- (9) 建築統計の作成に関すること。
- (10) 優良住宅認定申請書の認定事務に関すること。
- (11) 建築に関する相談及び情報の提供に関すること。

2 都市計画総局建築指導部建築調整課建築調整係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の規定に基づく指定建築物の建築の届出の審査及び指定建築物に係る指導に関すること。
- (2) 日照その他の住環境に係る相談及び調整に関すること。
- (3) 日照等調停委員に関すること。
- (4) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の規定に基づくワンルームマンションに係る指導及びワンルームマンション又は特定共同住宅の駐車施設の確保に係る指導に関すること。
- (5) 開発行為の事前審査に関すること。
- (6) 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく既成都市区域の指定に係る証明の交付に関すること。
- (7) 電波法施行令（平成13年政令第245号）第5条に基づく伝搬障害防止区域を表示した図面の備付けに関すること。

（都市計画総局建築指導部建築安全課）

第97条 都市計画総局建築指導部建築安全課指導係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 建築行政に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 建築行政に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築協定に関すること。
- (4) 建築基準法の規定に基づく条例等の立案、整備等に関すること。
- (5) 建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和42年3月条例第54号）に関すること。
- (6) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）に関すること。
- (7) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第18条第1項に規定する文教地区内の建築制限及び第35条の2の規定に基づく近隣住環境計画に関すること。
- (8) 神戸市建築物総合環境性能評価制度に関すること。

2 都市計画総局建築指導部建築安全課建築安全係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 指定確認検査機関への連絡、調整及び指導に関すること。
- (2) 建築確認申請書、建築許可申請書等に係る審査及び現場検査に関すること。
- (3) 建築基準法第18条第2項の規定による通知に係る審査及び現場検査に関すること。
- (4) 住宅金融公庫関係申請書の審査及び工事の審査に関すること。
- (5) 建築物の敷地の安全性の審査に関すること。
- (6) 建築物の仮使用の承認に関すること。
- (7) 建築物についての防災計画に関すること。
- (8) 建築物の構造及び耐力の審査並びに現場検査に関すること。
- (9) 建築基準法第86条の8の規定に基づく認定に関すること。
- (10) 神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例第13条の規定による届出及び同条例第14条の規定による指導又は勧告に関すること。
- (11) 駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づく路外駐車場の設置の届出に関すること。
- (12) 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第118条の2の規定による建築物の緑化に係る届出及び指導又は助言に関すること。
- (13) 建築設備等の定期報告及び指導に関すること。
- (14) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽の構造の検査に関すること。
- (15) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定に基づく特定建築物に係る届出に関すること。

3 都市計画総局建築指導部建築安全課整備係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 建築基準法の規定に基づく許可及び認定に関すること。
- (2) 神戸市建築審査会及び建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取に関すること。
- 4 都市計画総局建築指導部建築安全課道路調査係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 建築基準法第42条に規定する道路の種別の調査、判定及び台帳の整備に関すること。
 - (2) 建築基準法第42条に規定する道路に係る相談、情報の提供に関すること。
 - (3) 建築基準法第42条に規定する道路の位置の指定、変更及び解除に関すること。
 - (4) 細街路の拡幅等に関する指導に関すること。

(都市計画総局建築指導部安全対策課)

第98条 都市計画総局建築指導部安全対策課安全推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 建築物安全安心推進計画に関すること。
- (2) 建築基準法の違反の防止に係る啓発並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 特殊建築物の定期報告及び指導に関すること。
- (4) 建築物におけるアスベスト対策の調査、啓発、支援及び指導に関すること。
- (5) 既存不適格の建築物等の調査及び当該建築物等に対する措置に関すること。
- (6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に関すること。
- (7) 被災建築物応急危険判定制度に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- 2 都市計画総局建築指導部安全対策課ビル防災対策係は、建築基準法に違反する既存の特殊建築物等の調査及び当該建築物に対する措置に関することを分掌する。
- 3 都市計画総局建築指導部安全対策課違反対策係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 建築基準法に違反する建築物の建築の監視に関すること。
 - (2) 建築基準法に違反する建築物の調査及び当該建築物に対する措置に関すること（ビル防災対策係の所管に属するものを除く。）。
 - (3) 建築基準法の規定に基づく老朽家屋の調査及び当該老朽家屋に係る指導に関すること。

(都市計画総局建築技術部技術管理課)

第99条 都市計画総局建築技術部技術管理課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び部内各課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 工事の施行手続及び調整に関すること。
- 2 都市計画総局建築技術部技術管理課技術管理係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 建築技術に関する連絡及び調整に関すること。
 - (2) 市有建築物の評価に関すること。
 - (3) 市有建築物及び市の補助に係る建築物の建築工事の検査に関すること。
 - (4) 建築技術の開発、調査、研究、改善及び普及に関すること。
- 3 都市計画総局建築技術部技術管理課建築ユニバーサルデザイン係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 建築に係るユニバーサルデザインの調査、研究、普及及び啓発に関すること。
 - (2) 建築文化の振興に関すること。
- 4 都市計画総局建築技術部技術管理課建設リサイクル係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること（環境局事業系ごみ対策課産業廃棄物指導係の所管に属するものを除く。）。
 - (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の規定に基づく分別解体に係る届出の事前相談、受理及び審査、命令、勧告、報告の徴収並びに立入検査に関すること。
- 5 都市計画総局建築技術部技術管理課土木係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 市有建築物及び住宅の建築工事に伴う土木工事の計画、設計、見積り、監督及び検査に関すること。
 - (2) 市有建築物及び住宅の建築工事に伴う土木施設の維持保全に係る調査、計画及び助言に関すること。

(都市計画総局建築技術部建築課)

第100条 都市計画総局建築技術部建築課特定建築係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市有建築物の企画、調査及び見積りに関すること。

- (2) 建築課の他の係の所管に属しない市有建築物の建築工事に関すること。
- 2 都市計画総局建築技術部建築課計画保全係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 市有建築物の維持保全に係る調査、計画、助言及び資料収集に関すること。
 - (2) 市有建築物の保守修繕の調査、見積り、設計、監督及び検査に関すること。
 - (3) 市有建築物の建築工事の検査に関すること。
- 3 都市計画総局建築技術部建築課建築第1係、建築第2係及び建築第3係は、市有建築物の建築工事の計画、設計、見積り、監督及び検査に関することを分掌する。
- 4 都市計画総局建築技術部建築課建築第1係、建築第2係及び建築第3係の係ごとの分掌事務は、都市計画総局長が企画調整局長に合議して定める。

(都市計画総局建築技術部設備課)

第101条 都市計画総局建築技術部設備課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市有建築物の電気及び機械の設備に係る企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 自家用電気施設の保守管理に関すること。
- (3) 市有建築物の電気及び機械の設備の保守修繕の調査、見積り、設計、監督及び検査に関すること。
- (4) 市有建築物の電気及び機械の設備の維持管理の調査、研究及び指導に関すること。
- (5) 市有建築物のE S C O事業（省エネルギーの改修工事による光熱費の削減分ですべての投資を賄う事業をいう。）に関する調査、省エネルギーの診断、設計、監理及び履行確認に関すること。
- (6) 市有建築物の電気及び機械の施設維持管理費用の適正化に関する調査、研究、助言及び指導に関すること。
- 2 都市計画総局建築技術部設備課電気係は、市有建築物の電気設備の工事の調査、評価、見積り、設計、監督及び検査に関することを分掌する。
- 3 都市計画総局建築技術部設備課機械係は、市有建築物の機械、給排水及び衛生の設備工事の調査、評価、見積り、設計、監督及び検査に関することを分掌する。

第12節 みなと総局

(みなと総局経営部総務課)

第102条 みなと総局経営部総務課庶務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局、部及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (3) 局の広聴及び広報の総括に関すること。
- (4) 神戸港港湾審議会に関すること。
- (5) ケーブルテレビ事業に関すること。
- (6) 局が所管する外郭団体の総合調整に関すること。
- (7) 財団法人神戸市開発管理事業団、財団法人神戸港埠頭公社、株式会社神戸ニュータウン開発センター、神戸航空貨物ターミナル株式会社、神戸航空交通ターミナル株式会社、株式会社神戸フェリーセンター、海上アクセス株式会社及び社団法人神戸港振興協会に関すること。
- (8) 他の部、室、課及び係の所管に属さないこと。
- 2 みなと総局経営部総務課経理係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 局の予算及び決算に関すること（空港事業室推進課の所管に属するものを除く。）。)
 - (2) 財政計画及び資金計画に関すること（空港事業室推進課の所管に属するものを除く。）。)
 - (3) 補助事業及び起債事業の総括に関すること（空港事業室推進課の所管に属するものを除く。）。)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、経理に関すること（空港事業室推進課の所管に属するものを除く。）。)
- 3 みなと総局経営部総務課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 港湾の経営及び新都市整備事業の経営に関する重要事項の調査及び企画に関すること。
 - (2) 港湾整備事業及び新都市整備事業の経営改善に関すること。
 - (3) 港湾事業の料金制度の調査及び研究に関すること。

4 みなと総局経営部総務課厚生環境係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 船員、港湾労働者等の福利厚生に関すること。
- (2) 船員、港湾労働者等の福利厚生施設の運営管理に関すること。
- (3) 臨港地区内の巡視に関すること（神戸港管理事務所の所管に属するものを除く。）。
- (4) 港湾環境整備負担金に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事務に付随する事務に関すること。

（みなと総局経営部経営課）

第103条 みなと総局経営部経営課経営第1係及び経営第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること（経営第1係に限る。）。
- (2) 港湾施設の管理の企画及び調整に関すること。
- (3) 港湾施設の使用の許可及び貸付けに関すること（神戸港管理事務所の所管に属するものを除く。）。
- (4) 港湾区域（港湾隣接地域を含む。）内の行為の規制に関すること。
- (5) 臨港地区内の分区における構築物の規制に関すること。
- (6) 不動産（海岸防災係、分譲推進課事業係及び西神整備事務所事務係の所管に属するものを除く。）の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償に関すること。
- (7) 公有水面の埋立免許に関すること。
- (8) 港湾台帳の整備に関すること。
- (9) 港湾資産の保険に関すること。
- (10) 国際埠頭施設の保安対策に関すること。
- (11) 水際対策の強化に関すること。
- (12) 神戸港管理事務所との連絡及び調整に関すること。

2 みなと総局経営部経営課経営第1係及び経営第2係の係ごとの分掌事務は、みなと総局長が企画調整局長に合議して定める。

3 みなと総局経営部経営課海岸防災係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 港湾施設及び海岸保全施設の災害対策の総合調整に関すること。
- (2) 海岸保全区域の占用及び当該区域における行為の許可（港湾施設に係るものを除く。）並びに海岸保全施設の管理に関すること。
- (3) 高潮事業に伴う不動産の取得及びこれに伴う損失補償に関すること。
- (4) 海岸保全区域の占用並びに当該区域における行為等に関する調査、指導及び監督（港湾施設に係るものを除く。）に関すること。
- (5) 海岸保全区域及び海岸保全施設の巡視（港湾施設に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 海岸占用料及び土石採取料の徴収に関すること。
- (7) 高潮防災情報システムの運用に関すること。
- (8) 須磨海水浴場の運営に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、海岸の管理に関すること。

（みなと総局経営部分譲推進課）

第104条 みなと総局経営部分譲推進課推進係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 造成地（新都市整備事業に係る住宅団地、旧埋立地及びポートアイランド沖事業に係る公共公益施設用地に限る。以下この項において同じ。）の処分の企画及び調査に関すること。
- (3) 造成地の処分及びこれに伴う登記事務に関すること。

2 みなと総局経営部分譲推進課管理係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 造成地（新都市整備事業に係るものに限る。以下この項において同じ。）及びその他の不動産（新都市整備事業に係る不動産に限る。）の管理の総括並びに連絡及び調整に関すること。
- (2) 造成地の一時使用に係る貸付けの総括並びに連絡及び調整に関すること。
- (3) 造成地の構築物及び行為の規制に関すること。
- (4) 公共施設用地等（新都市整備事業に係るものに限る。以下同じ。）の移管事務に関する

こと。

- (5) 造成地の売買契約に基づく履行の確認、指導その他の手続に関すること。
- (6) 造成地の賃貸借契約等（一時使用に係るものを除く。）に基づく賃料の調定、履行の確認、指導その他手続に関すること。
- (7) 造成地におけるまちづくりの啓発並びに関係部局との連絡及び調整に関すること。
- (8) ポートアイランド市民広場その他の新都市整備事業に係るコミュニティ施設及び公共施設の管理及び運営並びにそれらの施設の設置者との連絡及び調整に関すること。

3 みなと総局経営部分譲推進課事業係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業に係る不動産の取得等の総括並びに連絡及び調整に関すること。
- (2) 新都市整備事業に係る不動産（西神整備事務所の所管に属するものを除く。）の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償及び管理に関すること。
- (3) 新都市整備事業に係る表示登記事務に関すること。
- (4) 新都市整備事業に係る漁業権等の調査に関すること。

（みなと総局経営部海務課）

第105条 みなと総局経営部海務課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 岸壁及びドルフィン（以下「岸壁等係留施設」という。）、旅客乗降用渡橋、フェリー用可動橋並びに引船の使用料、運搬給水に係る給水料金並びに入港料の徴収に関すること。
- (3) 岸壁等係留施設、旅客乗降用渡橋、フェリー用可動橋及び引船並びに運搬給水に係る損害賠償に関すること。
- (4) こうべ国際VHF海岸局の運営に関すること。

2 みなと総局経営部海務課港務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 船舶の出入港その他の動静管理に関すること。
- (2) 岸壁等係留施設の使用の許可（船席の指定を要する船舶に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 港湾区域内の航行の安全に係る情報の収集及び関係機関等との調整に関すること。
- (4) 港湾区域内の^{しゅんせつ}浚渫、検測の調整及び海図その他これに類する関係図書の整備に関すること。

- (5) 海難及び台風その他の海洋気象の連絡に関すること。

- (6) 引船作業の許可に関すること。

- (7) 水先、引船、綱取りその他の船舶に対する役務のあつせんに関すること。

- (8) 国際水域施設の保安対策に関すること。

3 みなと総局経営部海務課けい船係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 岸壁に離着する船舶の立会い及び監督に関すること。
- (2) 岸壁等係留施設の使用の許可（船席の指定を要しない船舶に係るものに限る。）に関すること。

- (3) 旅客乗降用渡橋及びフェリー用可動橋の使用の許可に関すること。

- (4) 港内作業における火気の使用の許可及び潜水作業の調整に関すること。

- (5) 大型船舶の係留位置の調整に関すること。

- (6) 船舶の係離作業の許可に関すること。

- (7) 岸壁、防^{げん}舷材及び係船柱（小型船用のものを除く。）の維持及び管理に関すること。

- (8) 旅客乗降用渡橋の維持及び管理に関すること。

3 みなと総局経営部海務課海務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 引船兼給水船及び港務艇の運航並びに維持及び管理に関すること。

- (2) ドルフィンの維持及び管理に関すること。

- (3) 港湾区域内の船舶等の整理、油濁対策、運搬給水の作業及び沈廃船等障害物の処理に関すること。

- (4) 補油作業届, 船倉清掃作業届等の受付に関する事。
- (5) 運搬給水に係る給水の許可に関する事。

(みなと総局振興部振興課)

第106条 みなと総局振興部振興課振興係は, 次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡, 調整及び改善に関する事。
- (2) 港湾の利用促進その他港湾の振興及び宣伝に関する事。
- (3) 港湾に関する国際協力に関する事。
- (4) 港湾における物流に関する企画及び調査並びに関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (5) 客船の誘致に関する事。
- (6) 港湾手続及び港湾物流の情報化に関する情報処理の調査及び研究に関する事。
- (7) 港湾管理者EDIシステムの改修及び管理に関する事。
- (8) 港湾物流情報プラットフォームの導入に関する事。
- (9) 旧コンテナ地区(ポートアイランドコンテナバース1号から5号まで及びこれらの背後の港湾関連用地をいう。)の新規利用の企業誘致に関する事。
- (10) 港湾に係る国の行政機関その他関係機関との連絡及び調整に関する事。

2 みなと総局振興部振興課推進係は, 次に掲げる事務を分掌する。

- (1) ポートセールスに係る企画及び推進に関する事。
- (2) 船舶(客船を除く。)の誘致に関する事。
- (3) 貨物の誘致に関する事。
- (4) 国際的な海運, 物流及び港湾に係る情報の収集及び把握に関する事。
- (5) 海外ポートエージェントの運営及び連絡に関する事。

3 みなと総局振興部振興課情報統計係は, 港湾の統計に係る調査及び解析に関する事を分掌する。

(みなと総局振興部企業誘致課)

第107条 みなと総局振興部企業誘致課誘致第1係及び誘致第2係は, 次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関する事(誘致第1係に限る。)
- (2) 港湾産業の立地に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 港湾施設の利用者の誘致に関する事。
- (4) ウォーターフロント(ハーバーランド地区から東部新都心地区に至る臨港地区をいう。)への集客施設等の誘致に関する事。
- (5) 造成地(経営部分譲推進課の所管に属するものを除き, 新都市整備事業に係るものに限る。以下この項において「造成地」という。)の処分の企画及び調査に関する事。
- (6) 港湾地域及び造成地への企業の誘致に関する事。
- (7) 造成地の処分及びこれに伴う登記事務に関する事。

2 みなと総局振興部企業誘致課誘致第1係及び誘致第2係の係ごとの分掌事務は, みなと総局長が企画調整局長に合議して定める。

(みなと総局空港事業室推進課)

第108条 みなと総局空港事業室推進課は, 次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 室及び室内の各課の庶務並びに室内の事務の連絡, 調整及び改善に関する事。
- (2) 空港整備事業の予算の経理に関する事。
- (3) 補助事業の申請, 報告及び精算に関する事。
- (4) 神戸空港に関する企画並びにエアポートセールスの企画及び推進並びにこれらに係る関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (5) 神戸空港管理事務所及び神戸空港ターミナル株式会社との連絡及び調整に関する事。

(みなと総局空港事業室誘致課)

第109条 みなと総局空港事業室誘致課は, 次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 空港島への企業の誘致に係る調査及び研究並びに関係機関との連絡及び調整に関する事。

(2) 空港島への企業の誘致に関すること。

(みなと総局技術部計画課)

第110条 みなと総局技術部計画課調査係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 部及び課の庶務並びに部内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 港湾及び海岸の基本計画の調査に関すること。
- (3) 港湾の再開発事業に伴う協議及び調整に関すること。
- (4) 新都市整備事業に係る処分計画及び重要事項の調査に関すること。
- (5) 港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域及び海岸保全区域の指定に関すること。
- (6) 漁業権等の調査(経営部分譲推進課事業係の所管に属するものを除く。)に関すること。

2 みなと総局技術部計画課計画第1係及び計画第2係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 港湾及び海岸に係る基本計画、防災全体計画及び重要事項の企画に関すること。
- (2) 港湾及び海岸の施設整備に係る事業計画並びにこれらの事務に係る国その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 港湾事業の公有水面の埋立てに係る諸手続に関すること。
- (4) 港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域及び海岸保全区域内の施設の利用及び工作物の設置等に関する技術的審査に関すること。

3 みなと総局技術部計画課計画第1係及び計画第2係の係ごとの分掌事務は、みなと総局長が企画調整局長に合議して定める。

4 みなと総局技術部計画課内陸計画係、臨海計画係及び建築計画係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業の基本計画及び重要事項の企画に関すること。
- (2) 新都市整備事業及びこれに関連する事業に係る基本設計並びに関係機関との連絡及び協議に関すること。
- (3) 新都市整備事業に係る計画決定及び事業認可の諸手続に関すること。
- (4) 新都市整備事業に係る公有水面の埋立てに係る諸手続に関すること。
- (5) 新都市整備事業の実施計画の調整及び工程の管理に関すること。
- (6) 新都市整備事業及び港湾の再開発事業に係る建築の計画及び調整並びに民間事業者への技術的指導に関すること。

5 みなと総局技術部計画課内陸計画係、臨海計画係及び建築計画係の係ごとの分掌事務は、みなと総局長が企画調整局長に合議して定める。

(みなと総局技術部工務第1課)

第111条 みなと総局技術部工務第1課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 課の所管の工事等の施行手続に関すること。
- (3) 港湾及び海岸の工事に係る国庫補助事業の諸手続に関すること。
- (4) 局の所管の工事の検査の調整に関すること。

2 みなと総局技術部工務第1課工務係及び構造設計係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 港湾施設の整備、高潮対策、海岸の環境整備及びこれらに係る災害復旧に関する補助事業等の事業の総括、連絡及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げる事業の工事計画並びに土木工事に係る調査、計画、設計、調整及び検査に関すること。
- (3) 港湾幹線道路及び港島トンネル等の高規格道路の維持及び保全に係る調査、計画、設計及び検査に関すること。
- (4) 前号に規定する道路を除く既存の港湾及び海岸の土木施設全般の維持及び保全に係る調査、計画、設計、調整及び検査に関すること。
- (5) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整並びに調査、研究及び改善に関すること(港湾及び海岸に関するものに限る。)

3 みなと総局技術部工務第1課工務係及び構造設計係の係ごとの分掌事務は、みなと総局長が企画調整局長に合議して定める。

4 みなと総局技術部工務第1課建築係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 局の所管の建築施設の建設工事及び改良工事の調査、設計、監督及び検査に関すること。
- (2) 臨港地区内の建築の確認申請に係る調整及び事業者への技術的指導に関すること（計画課の所管に属するものを除く。）。

5 みなと総局技術部工務第1課機材係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 港湾及び海岸の建築施設及び土木施設の電気工事、機械工事、給排水工事及び衛生設備工事の調査、設計、監督及び検査に関すること。
- (2) 荷役機械等の工事の設計、監督及び検査に関すること。
- (3) 港湾及び海岸の電気施設の工事（新都市整備事業に係るものを除く。）の調査、設計、監督及び検査に関すること。
- (4) 港湾の再開発事業に係る機械設備及び電気設備の計画及び調整並びに民間事業者への技術的指導に関すること。

（みなと総局技術部工務第2課）

第112条 みなと総局技術部工務第2課事務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 課の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (3) 一般土砂の有料受入れの事務に関すること。

2 みなと総局技術部工務第2課臨海工務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業に係る臨海部の埋立工事及び関連受託工事の調査、計画、設計、調整及び検査に関すること。
- (2) 新都市整備事業に係る造成地（東部埋立地、西部埋立地、六甲アイランド、ポートアイランド、ポートアイランド（第2期）、ポートアイランド沖、鶴甲団地、渦森台団地、長峰団地、有野住宅団地、有野台住宅団地及び有野第2期住宅団地に限る。以下この項において「造成地」という。）及び造成地に係る宅地関連公共公益施設の整備工事に係る調査、計画、設計、調整及び検査に関すること。
- (3) 造成地に係る確定測量に関すること。
- (4) 造成地における公共公益施設用地等に係る移管図書の作成に関すること。
- (5) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（工務第1課及び内陸工務係に属するものを除く。）。

3 みなと総局技術部工務第2課内陸工務係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業に係る造成地（臨海工務係の所管に属するものを除く。以下この項において「造成地」という。）の造成工事、整備工事及び関連工事の調査、計画、設計及び検査に関すること。
- (2) 造成地に係る宅地関連公共公益施設の整備工事の調査、計画、設計及び検査に関すること。
- (3) 造成地に係る確定測量に関すること。
- (4) 造成地における公共施設に係る移管図書の作成に関すること。
- (5) 土木工事に係る積算に関する連絡及び調整に関すること（工務第1課及び臨海工務係の所管に属するものを除く。）。
- (6) 新都市整備事業に係る土砂運搬施設の撤去に係る土木工事の調査、計画、設計、調整及び検査に関すること。

4 みなと総局技術部工務第2課公園係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業に係る区域内の公園及び緑地に係る工事の計画、設計及び検査に関すること。
- (2) 新都市整備事業に係る造成地における緑地及び緑化の指導に関すること。
- (3) 新都市整備事業に係る区域内の公園及び緑地に係る移管図書の作成に関すること。

5 みなと総局技術部工務第2課電気機械係は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業及び新都市整備事業に係る工事に関連する受託工事に係る機械設備及び電気設備に係る工事の設計、実施、監督及び検査に関すること。
- (2) 造成地の照明設備に係る工事の設計、実施、監督及び検査に関すること。

- (3) 造成地の照明設備に係る移管図書の作成に関する事。
- (4) 新都市整備事業に係る土砂運搬施設の撤去に係る設備工事の調査、計画、設計、調整及び検査に関する事。
- (5) 土砂運搬施設の転用及び処分に関する事。

(区役所事務分掌規則の一部改正)

第2条 神戸市区役所事務分掌規則(昭和33年4月規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条まちづくり推進部まちづくり支援課(東灘区役所に限る。)の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (2) 地域防犯活動の支援に関する事。

第2条まちづくり推進部まちづくり支援課(灘区役所に限る。)地域福祉係の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 地域防犯活動の支援に関する事。

第2条まちづくり推進部まちづくり支援課(中央区役所に限る。)地域活動係の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 地域防犯活動の支援に関する事。

第2条まちづくり推進部まちづくり支援課(兵庫区役所に限る。)地域活動係の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 地域防犯活動の支援に関する事。

第2条まちづくり推進部まちづくり支援課(北区役所に限る。)地域活動係の項第8号を次のように改める。

- (8) 地域防犯活動の支援に関する事。

第2条まちづくり推進部まちづくり支援課(北区役所に限る。)地域福祉係の項に次の1号を加える。

- (4) 子ども会に関する事。

第2条まちづくり推進部まちづくり支援課(長田区役所に限る。)活動支援係の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 地域防犯活動の支援に関する事。

第2条まちづくり推進部まちづくり支援課(須磨区役所及び垂水区役所に限る。)の項中「及び垂水区役所」を削り、第2条まちづくり推進部まちづくり支援課(須磨区役所に限る。)地域活動係の項第8号中「(須磨区役所に限る。)」を削り、同項の次に次のように加える。

まちづくり支援課(垂水区役所に限る。)

地域福祉係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) ふれあいのまちづくりに関する事。
- (3) 地域福祉に係る関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (4) 老人クラブに関する事。
- (5) 子ども会に関する事。

地域活動係

- (1) 成人、婦人及び青少年の社会教育に関する事。
- (2) 市民体育及びレクリエーションの活動に関する事。

- (3) 体育関係諸団体及び社会教育関係諸団体に関すること。
- (4) 消費者行政に関すること。
- (5) 交通安全に関すること。
- (6) 美緑花神戸まちづくりに関すること。
- (7) 地域防犯活動の支援に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域活動の振興に関すること。

第2条まちづくり推進部まちづくり支援課（西区役所に限る。）の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 地域防犯活動の支援に関すること。

第2条まちづくり推進部国保年金医療課国保年金医療係の項第5号中「重度心身障害者医療費」を「重度障害者医療費」に改め、同項第7号中「高齢重度心身障害者特別医療費」を「高齢重度障害者医療費」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係の項中第20号を第21号とし、第6号から第19号を1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月法律第124号）の規定に基づく措置等に関すること（保健福祉局高齢福祉部介護保険課の所管に属するものを除く。）。

第4条中「、本部長」を削る。

（区役所支所事務分掌規則の一部改正）

第3条 神戸市区役所支所事務分掌規則（平成8年4月規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条市民課総務係の項第15号中「市税」の次に「（個人の県民税を含む。以下同じ。）」を加え、同項第17号中「税」を「市税」に、「申請、届出等」を「申請及び届出の受付等」に改める。

第3条市民課国保年金医療係の項第4号中「重度心身障害者医療費」を「重度障害者医療費」に改め、同項第6号中「高齢重度心身障害者特別医療費」を「高齢重度障害者医療費」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条保健福祉課あんしんすこやか係の項中第17号を第18号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月法律第124号）の規定に基づく措置等に関すること（保健福祉局高齢福祉部介護保険課の所管に属するものを除く。）。

（区役所出張所事務分掌規則の一部改正）

第4条 神戸市区役所出張所事務分掌規則（昭和45年4月規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第33号中「重度心身障害者医療費」を「重度障害者医療費」に改め、同条第35号中「高齢重度心身障害者特別医療費」を「高齢重度障害者医療費」に改め、同条中第36号を削り、第39号を第40号とし、第38号を第39号とし、第37号を第36号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (37) 市税（個人の県民税を含む。）に関する申請及び届出の受付等に関すること（北区

役所北神出張所に限る。))。

(38) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事(北区役所北神出張所に限る。))。

(外国語大学事務分掌規則の一部改正)

第5条 神戸市外国語大学事務分掌規則(昭和35年4月規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条図書館情報管理サービス係の項中「情報管理サービス係」を「学術情報係」に改め、同項中第7号から第13号までを削り、第14号を第7号とする。

第3条図書館学術情報係の項の次に次の項を加える。

情報メディア係

- (1) 大学に係る高度情報化に関する事。
- (2) インターネットに係る環境の整備に関する事。
- (3) 学内LANの管理及び運営に関する事。
- (4) 教育用情報機器及び教育用情報施設の管理及び運営に関する事。
- (5) 視聴覚教育施設の管理及び運営に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、共同研究棟の運営に関する事。
- (7) 大学改革の推進及び地方独立行政法人化の推進に関する事(前各号に掲げるものに係るものに限る。))。

(事業所事務分掌規則の一部改正)

第6条 神戸市事業所事務分掌規則(昭和35年4月規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(事業所の区分等)

第2条 市長の事務部局に属する事業所として、別表第1名称の欄に掲げる事業所(以下単に「事業所」という。)を置く。

2 事業所は、別表第1所属の欄に定める組織に所属し、同表区分の欄に定めるとおり区分する。

3 事業所は、別表第1主たる事務所の欄に定める位置に主たる事務所を置く。

第4条第1項を次のように改める。

第1類、第2類及び第3類の事業所に、別表第1事業所の長の欄に定める事業所の長(以下「所長」という。)を置く。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
東京事務所	企画調整局	第1類	東京都千代田区平河町2丁目4番2号	所長
相楽園会館	行財政局行政部庶務課	第4類	神戸市中央区中山手通5丁目3番1号	
生活情報センター	市民参画推進局市民生活部消費生活課	第3類	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	所長

男女共同参画センター	市民参画推進局市民生活部男女共同参画課	第3類	神戸市中央区橘通3丁目4番3号	館長
保健所	保健福祉局	第1類	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号	所長
こども家庭センター	保健福祉局	第1類	神戸市中央区東川崎町1丁目3番1号	所長
中央市民病院	保健福祉局	第1類	神戸市中央区港島中町4丁目6番地	院長
西市民病院	保健福祉局	第1類	神戸市長田区一番町2丁目4番地	院長
看護大学	保健福祉局	第1類	神戸市西区学園西町3丁目4番地	学長
更生センター	保健福祉局総務部保護課	第4類	神戸市中央区割塚通1丁目2番20号	
更生援護相談所	保健福祉局総務部保護課	第4類	神戸市中央区割塚通1丁目2番20号	
兵庫荘	保健福祉局総務部保護課	第4類	神戸市兵庫区浜中町1丁目17番9号	
東部衛生監視事務所	保健福祉局健康部	第2類	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号	所長
西部衛生監視事務所	保健福祉局健康部	第2類	神戸市長田区北町3丁目4番地の3	所長
北衛生監視事務所	保健福祉局健康部	第2類	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号	所長
垂水衛生監視事務所	保健福祉局健康部	第2類	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	所長
西衛生監視事務所	保健福祉局健康部	第2類	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3	所長
環境保健研究所	保健福祉局健康部	第2類	神戸市中央区港島中町4丁目6番地	所長
食品衛生検査所	保健福祉局健康部	第2類	神戸市兵庫区中之島1丁目1番1号	所長
防疫所	保健福祉局健康部予防衛生課	第4類	神戸市中央区港島中町4丁目6番地	
食肉衛生検査所	保健福祉局健康部生活衛生課	第3類	神戸市長田区荻藻通7丁目1番20号	所長
墓園管理センター	保健福祉局健康部生活衛生課	第3類	神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番地の1	センター長
斎場管理センター	保健福祉局健康部生活衛生課	第3類	神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番地の1	センター長
動物管理センター	保健福祉局健康部生活衛生課	第4類	神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番地の1	

鶴越墓園管理事務所	保健福祉局健康部生活衛生課墓園管理センター	第4類	神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番地の1	
舞子墓園管理事務所	保健福祉局健康部生活衛生課墓園管理センター	第4類	神戸市垂水区舞子陵1番1号	
西神墓園管理事務所	保健福祉局健康部生活衛生課墓園管理センター	第4類	神戸市西区神出町南字美濃谷614番地	
甲南斎場	保健福祉局健康部生活衛生課斎場管理センター	第4類	神戸市東灘区本山町田中宇南小路423番地	
鶴越斎場	保健福祉局健康部生活衛生課斎場管理センター	第4類	神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番地の1	
有馬斎場	保健福祉局健康部生活衛生課斎場管理センター	第4類	神戸市北区有馬町字京口山1814番地	
西神斎場	保健福祉局健康部生活衛生課斎場管理センター	第4類	神戸市西区神出町南字美濃谷600番地	
和光園	保健福祉局高齢福祉部	第2類	神戸市須磨区養老町1丁目8番30号	園長
ひよどり台ホーム	保健福祉局高齢福祉部	第2類	神戸市北区ひよどり北町3丁目2番地	園長
西神戸ホーム	保健福祉局高齢福祉部	第2類	神戸市西区玉津町水谷字セリ合397番地の5	園長
柏寿園	保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課	第4類	神戸市北区ひよどり北町3丁目2番地	
ケアハウス松寿園	保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課	第4類	神戸市長田区丸山町2丁目3番17号	
若葉学園	保健福祉局子育て支援部	第2類	神戸市垂水区多聞町字小束山868番地の49	園長
子育て支援センター子供の家	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市垂水区本多聞7丁目2番3号	所長
魚崎保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市東灘区魚崎南町2丁目11番11号	所長
東灘本庄保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市東灘区青木4丁目1番32号	所長
御影保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市東灘区御影中町4丁目1番8号	所長
本山保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市東灘区岡本1丁目7番6号	所長

渦森台保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市東灘区渦森台1丁目13番1号	所長
中野保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市東灘区本山南町1丁目3番3号	所長
瀬戸保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市東灘区魚崎南町6丁目5番26号	所長
田中保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市東灘区田中町4丁目11番22号	所長
浜御影保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市東灘区御影本町6丁目5番7号	所長
北青木保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市東灘区北青木1丁目1番2号	所長
住吉公園保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市東灘区住吉宮町3丁目4番23号	所長
灘保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市灘区新在家南町5丁目13番15号	所長
西灘保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市灘区岩屋北町2丁目5番29号	所長
石屋川保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市灘区大和町4丁目4番18号	所長
八幡保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市灘区八幡町2丁目7番22号	所長
倉石保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市灘区倉石通4丁目1番10号	所長
桜ヶ丘保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市灘区桜ヶ丘町10番16号	所長
葺合保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市中央区八雲通1丁目1番6号	所長
生田保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市中央区楠町8丁目10番2号	所長
たちばな保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	所長
みなと保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市中央区波止場町6番2号	所長
旗塚保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市中央区旗塚通4丁目4番20号	所長
宮本保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市中央区宮本通1丁目5番21号	所長
二宮保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市中央区二宮町1丁目5番2-101号	所長
神若保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市中央区神若通2丁目3番7号	所長
古湊保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市中央区古湊通2丁目3番23号	所長

兵庫保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市兵庫区東出町2丁目12番9号	所長
御崎保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市兵庫区浜山通2丁目2番7号	所長
運南保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市兵庫区浜中町1丁目17番11号	所長
松原保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市兵庫区松原通4丁目2番27号	所長
羽坂保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市兵庫区羽坂通4丁目1番1号	所長
平野保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市兵庫区下祇園町6番24号	所長
小河保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市兵庫区小河通3丁目2番14号	所長
大同保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市兵庫区大同町2丁目2番16号	所長
からと保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市北区唐櫃台2丁目38番5号	所長
山の街保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市北区緑町4丁目6番1号	所長
西鈴蘭台保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市北区南五葉2丁目3番14号	所長
桜の宮保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市北区甲栄台2丁目4番1号	所長
君影保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市北区君影町5丁目1番17号	所長
鈴蘭台西町保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目6番20号	所長
ひよどり台保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市北区ひよどり台2丁目1番地の4	所長
鈴蘭台南町保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市北区鈴蘭台南町4丁目2番28号	所長
長田保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区大塚町1丁目1番31号	所長
菅原保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区菅原通1丁目72番地の1	所長
神楽保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区神楽町2丁目2番29号	所長
駒ヶ林保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区駒ヶ林町5丁目8番6号	所長
本庄保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区本庄町6丁目6番3号	所長
五位ノ池保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区五位ノ池町2丁目1番10号	所長

新長田保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区日吉町3丁目1番6-2101号	所長
重池保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区重池町2丁目2番1-1001号	所長
駒栄保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区駒栄町3丁目1番17号	所長
房王寺保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区房王寺町5丁目1番5-100号	所長
細田保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区細田町6丁目1番4号	所長
明泉寺保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区明泉寺町1丁目6番8号	所長
長田東保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区四番町3丁目4番地の49	所長
浪松保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区浪松町2丁目1番7号	所長
しりいけ保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市長田区東尻池町6丁目3番37号	所長
須磨保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市須磨区大黒町5丁目4番19号	所長
村雨保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市須磨区村雨町6丁目1番26号	所長
禅昌寺保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市須磨区禅昌寺町2丁目1番5号	所長
たかとり保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市須磨区行平町2丁目2番17号	所長
高倉台保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市須磨区高倉台4丁目1番3号	所長
菅の台保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市須磨区菅の台4丁目6番地	所長
竜が台保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市須磨区竜が台1丁目11番地	所長
千歳保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市須磨区千歳町4丁目3番36号	所長
多聞台保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市垂水区多聞台3丁目9番29号	所長
上高丸保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目10番37号	所長
奥ノ池保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市垂水区狩口台3丁目1番5号	所長
星陵台保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市垂水区星陵台8丁目13番1号	所長
乙木保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市垂水区美山台2丁目1番3号	所長

本多聞保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市垂水区本多聞4丁目1番2号	所長
川原保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市垂水区川原2丁目1番13号	所長
千鳥が丘保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目23番25号	所長
東高丸保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市垂水区東垂水1丁目1番3号	所長
向陽保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市垂水区向陽1丁目3番25号	所長
玉津保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市西区玉津町新方字東方211番地の3	所長
押部谷保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市西区美穂が丘1丁目1番地	所長
枝吉保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市西区枝吉4丁目26番地	所長
王塚台保育所	保健福祉局子育て支援部	第3類	神戸市西区王塚台5丁目115番地	所長
地域子育て支援センター東灘	保健福祉局子育て支援部	第4類	神戸市東灘区住吉宮町3丁目4番23号	
地域子育て支援センター灘	保健福祉局子育て支援部	第4類	神戸市灘区岩屋北町2丁目5番29号	
地域子育て支援センター北	保健福祉局子育て支援部	第4類	神戸市北区甲栄台2丁目4番1号	
総合療育センター	保健福祉局障害福祉部	第2類	神戸市長田区丸山町2丁目3番50号	所長
心身障害福祉センター	保健福祉局障害福祉部	第2類	神戸市兵庫区水木町2丁目1番10号	所長
さざんか療護園	保健福祉局障害福祉部	第2類	神戸市西区玉津町水谷字セリ合397番地の5	園長
障害者更生相談所	保健福祉局障害福祉部	第2類	神戸市兵庫区水木通2丁目1番10号	所長
こころの健康センター	保健福祉局障害福祉部	第2類	神戸市兵庫区駅南通5丁目1番2-300号	所長
ひまわり学園	保健福祉局障害福祉部障害相談課	第3類	神戸市灘区鶴甲2丁目15番1号	園長
のばら学園	保健福祉局障害福祉部障害相談課	第3類	神戸市垂水区大町5丁目4番25号	園長
もとやま園	保健福祉局障害福祉部障害相談課	第3類	神戸市東灘区西岡本4丁目17番1号	園長

おもいけ園	保健福祉局障害福祉部 障害相談課	第 3 類	神戸市長田区重池町 2 丁目 3 番 1 号	園長
東部衛生監視事務所	保健福祉局保健所	第 2 類	神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 1 号	所長
西部衛生監視事務所	保健福祉局保健所	第 2 類	神戸市長田区北町 3 丁目 4 番地の 3	所長
北衛生監視事務所	保健福祉局保健所	第 2 類	神戸市北区鈴蘭台西町 1 丁 目 25 番 1 号	所長
垂水衛生監視事務所	保健福祉局保健所	第 2 類	神戸市垂水区日向 1 丁目 5 番 1 号	所長
西衛生監視事務所	保健福祉局保健所	第 2 類	神戸市西区玉津町小山字川 端 180 番地の 3	所長
防疫所	保健福祉局保健所予防 衛生課	第 4 類	神戸市中央区港島中町 4 丁 目 6 番地	
東灘事業所	環境局	第 2 類	神戸市東灘区魚崎西町 3 丁 目 5 番 3 号	所長
灘事業所	環境局	第 2 類	神戸市灘区琵琶町 2 丁目 1 番 2 号	所長
中央事業所	環境局	第 2 類	神戸市中央区脇浜町 3 丁目 2 番 30 号	所長
兵庫事業所	環境局	第 2 類	神戸市兵庫区浜崎通 2 番 23 号	所長
北事業所	環境局	第 2 類	神戸市北区山田町下谷上字 五郎本 1 番地の 1	所長
長田事業所	環境局	第 2 類	神戸市長田区真野町 9 番 24 号	所長
須磨事業所	環境局	第 2 類	神戸市須磨区小寺町 2 丁目 5 番 16 号	所長
垂水事業所	環境局	第 2 類	神戸市垂水区本多聞 7 丁目 1 番 1 号	所長
西事業所	環境局	第 2 類	神戸市西区平野町向井字祇 園尾 100 番地	所長
自動車管理事務所	環境局	第 2 類	神戸市兵庫区御崎町 1 丁目 3 番 15 号	所長
東クリーンセンター	環境局	第 2 類	神戸市東灘区魚崎浜町 1 番 地の 7	所長
港島クリーンセンター	環境局	第 2 類	神戸市中央区港島中町 8 丁 目 3 番地	所長
苅藻島クリーンセンター	環境局	第 2 類	神戸市長田区苅藻島町 3 丁 目 12 番 28 号	所長
落合クリーンセンター	環境局	第 2 類	神戸市須磨区中落合 3 丁目 1 番 1 号	所長

西クリーンセンター	環境局	第2類	神戸市西区伊川谷町井吹字三番圃74番地の1	所長
東部車庫	環境局自動車管理事務所	第4類	神戸市灘区琵琶町2丁目1番2号	
中部車庫	環境局自動車管理事務所	第4類	神戸市兵庫区御崎町1丁目3番15号	
垂水車庫	環境局自動車管理事務所	第4類	神戸市垂水区本多聞6丁目8番10号	
淡河環境センター	環境局施設課	第3類	神戸市北区淡河町野瀬字南山	所長
布施畑環境センター	環境局施設課	第3類	神戸市西区伊川谷町布施畑字丸畑1172番地の2	所長
妙賀山クリーンセンター	環境局施設課	第3類	神戸市北区山田町小部字妙賀山1番地の1	所長
資源リサイクルセンター	環境局施設課	第4類	神戸市西区美津が丘1丁目9番地	
美化センター	環境局業務課	第4類	神戸市中央区港島9丁目1番地	
中央卸売市場本場	産業振興局	第1類	神戸市兵庫区中之島2丁目1番3号	場長
中央卸売市場東部市場	産業振興局	第1類	神戸市東灘区深江浜町1番地の1	場長
中央卸売市場西部市場	産業振興局	第2類	神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号	場長
中小企業振興センター	産業振興局	第2類	神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号	所長
農業振興センター	産業振興局	第2類	神戸市西区伊川谷町潤和1058番地	所長
王子動物園	建設局	第1類	神戸市灘区王子町3丁目	園長
東部建設事務所	建設局	第1類	神戸市東灘区御影塚町2丁目27番20号	所長
中部建設事務所	建設局	第1類	神戸市兵庫区湊川町2丁目1番12号	所長
北建設事務所	建設局	第1類	神戸市北区有野町唐櫃字種池3064番地	所長
西部建設事務所	建設局	第1類	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1	所長
垂水建設事務所	建設局	第1類	神戸市垂水区福田5丁目6番20号	所長
西建設事務所	建設局	第1類	神戸市西区玉津町今津字宮の西333番地の1	所長

東水環境センター	建設局	第1類	神戸市東灘区魚崎南町2丁目1番23号	センター長
中央水環境センター	建設局	第1類	神戸市長田区南駒栄町1番44号	センター長
西水環境センター	建設局	第1類	神戸市垂水区平磯1丁目1番65号	センター長
道路機動隊事務所	建設局道路部	第2類	神戸市長田区南駒栄町1番44号	所長
森林整備事務所	建設局公園砂防部	第2類	神戸市北区山田町下谷上字中一里山4番地の1	所長
新長田南再開発事務所	都市計画総局再開発部	第2類	神戸市長田区腕塚町5丁目3番1－401号	所長
神戸港管理事務所	みなと総局	第1類	神戸市中央区新港町4番3号	所長
神戸空港管理事務所	みなと総局	第1類	神戸市中央区神戸空港1番地	所長
臨海整備事務所	みなと総局技術部	第2類	神戸市中央区港島中町4丁目1番地の1	所長
西神整備事務所	みなと総局技術部	第2類	神戸市西区井吹台東町1丁目1番地の1	所長
御影公会堂	東灘区役所まちづくり推進部総務課	第4類	神戸市東灘区御影石町4丁目4番1号	
三宮サービスコーナー	中央区役所まちづくり推進部市民課	第4類	神戸市中央区三宮町1丁目10番1号	
山田連絡所	北区役所まちづくり推進部総務課	第4類	神戸市北区松が枝町2丁目1番地の4	
有馬連絡所	北区役所まちづくり推進部北神出張所	第4類	神戸市北区有馬町字中ノ畑241番地の1	
道場連絡所	北区役所まちづくり推進部北神出張所	第4類	神戸市北区道場町塩田字下溝尻1418番地	
八多連絡所	北区役所まちづくり推進部北神出張所	第4類	神戸市北区八多町附物字杉脇782番地の7	
大沢連絡所	北区役所まちづくり推進部北神出張所	第4類	神戸市北区大沢町中大沢字泓1000番地	
長尾連絡所	北区役所まちづくり推進部北神出張所	第4類	神戸市北区長尾町宅原319番地の2	
淡河連絡所	北区役所まちづくり推進部北神出張所	第4類	神戸市北区淡河町木津字尾通54番地	
明舞サービスコーナー	垂水区役所まちづくり推進部市民課	第4類	明石市松が丘2丁目3番7号	

伊川谷連絡所	西区役所まちづくり推進部総務課	第4類	神戸市西区池上4丁目15番地の2	
押部谷連絡所	西区役所まちづくり推進部総務課	第4類	神戸市西区押部谷町西盛字老之本313番地	
神出連絡所	西区役所まちづくり推進部総務課	第4類	神戸市西区神出町田井字蔵垣内50番地	
岩岡連絡所	西区役所まちづくり推進部総務課	第4類	神戸市西区岩岡町岩岡字西場922番地の1	
櫛谷連絡所	西区役所まちづくり推進部西神出張所	第4類	神戸市西区櫛谷町長谷字光松71番地の1	
平野連絡所	西区役所まちづくり推進部西神出張所	第4類	神戸市西区平野町宮前字上松148番地	

別表第2（第3条関係）

(1) 生活情報センター

- ア 生活情報の収集及び提供に関すること。
- イ 消費生活の相談及び苦情処理に関すること。
- ウ 商品検査に関すること。

(2) 男女共同参画センター

- ア 男女共同参画センターの管理及び運営に関すること。
- イ 講座，講演会等の実施に関すること。
- ウ 図書，記録その他の資料の情報の収集及び提供に関すること。
- エ 市民の自立支援のための相談の実施に関すること。
- オ 市民の学習及び交流活動の支援に関すること。
- カ 学習，研修，会議等の場を提供すること。
- キ 配偶者暴力相談支援センターに関すること。

(3) 食肉衛生検査所

- ア 食肉の衛生検査に関すること。
- イ 食肉センター及び食肉取扱業者の衛生指導に関すること。

(4) 墓園管理センター

- ア 市立墓園の管理及び運営に関すること。
- イ 墓園，斎場の整備事業の調査，設計及び工事の施行（建築及び設備の工事を除く。）に関すること。
- ウ 墓園，斎場施設の保守修繕の調査，設計及び施行に関すること（都市計画総局建築技術部の所管に属するものを除く。）。
- エ 墓園及び斎場施設の維持及び管理に関すること。
- オ アからエまでに掲げる事務に付随する事務に関すること。

(5) 斎場管理センター

- 甲南斎場，鴨越斎場，有馬斎場及び西神斎場の管理及び運営並びにこれらに付随する事務に関すること。

(6) 子育て支援センター子供の家

- ア 子育て支援センター子供の家の管理及び運営に関すること。
- イ 入所児童の生活指導及び職業指導に関すること。
- ウ その他入所児童の養護に関すること。

エ アからウまでに掲げる事務に付随する事務に関する事。

(7) 保育所

ア 乳幼児の保育に関する事。

イ アに掲げる事務に付随する事務に関する事。

(8) ひまわり学園及びのぼら学園

ア 通園児童の生活指導に関する事。

イ その他通園児童の保護に関する事。

ウ ア及びイに掲げる事務に付随する事務に関する事。

(9) もとやま園及びおもいけ園

ア 通園者の生活指導及び作業指導に関する事。

イ その他通園者の保護に関する事。

ウ ア及びイに掲げる事務に付随する事務に関する事。

(10) 淡河環境センター

ア 埋立計画に関する事。

イ 埋立地の管理に関する事。

ウ 最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関する事。

エ アからウまでに掲げる事務に付随する事務に関する事。

(11) 布施畑環境センター

ア 埋立計画に関する事。

イ 埋立地の管理に関する事。

ウ 最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関する事。

エ 破砕選別施設の管理及び運営に関する事。

オ アからエまでに掲げる事務に付随する事務に関する事。

(12) 妙賀山クリーンセンター

ア 妙賀山クリーンセンターの管理及び運営に関する事。

イ 廃棄物の破砕及び中継に関する事。

ウ 一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関する事。

エ アからウまでに掲げる事務に付随する事務に関する事。

(こころの健康センター事務分掌規則の一部改正)

第7条 神戸市こころの健康センター事務分掌規則（平成13年3月規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号及び第10号を削り、第11号を第8号とする。

(食品衛生検査所事務分掌規則の一部改正)

第8条 神戸市食品衛生検査所事務分掌規則（昭和47年3月規則第96号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(分掌事務)

第2条 検査所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 所の庶務に関する事。

(2) 中央卸売市場本場及び中央卸売市場東部市場の食品衛生の監視及び指導に関する事。

(3) 食品衛生に関する調査及び検査に関すること。

第3条及び第4条を削る。

第5条第1項中「所長を、係に係長」を「所長及び副所長」に改め、同条第4項中「係長」を「副所長」に、「所掌の事務を主任し」を「所長を補佐し」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「所管の係長」を「副所長」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

(中央卸売市場事務分掌規則の一部改正)

第9条 神戸市中央卸売市場事務分掌規則(昭和27年5月規則第45号)の一部を次のように改める。

第4条第1項を次のように改める。

本場及び東部市場に次の係を置く。

総務係(本場に限る。)

管理係

業務係

第5条農産係及び水産係の項を削り、同条業務係の項第1号中「花き部」の次に「(東部市場に限る。)」を加え、同項第3号中「青果部及び花き部の」を削り、同項第4号中「花き部」の次に「(東部市場に限る。)」を加える。

(農政事務所事務分掌規則の一部改正)

第10条 神戸市農政事務所事務分掌規則(昭和55年4月規則第16号)の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

神戸市農業振興センター事務分掌規則

第1条中「北農政事務所及び西農政事務所(以下「農政事務所」という。)」を「農業振興センター(以下「センター」という。)」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(組織)

第2条 センターの組織は、次のとおりとする。

西ふる里振興係

北ふる里振興係

生産振興係

畜産振興係

(分掌事務)

第3条 前条の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

西ふる里振興係

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 農業振興地域の管理に関すること。
- (3) 人と自然との共生ゾーンに関すること。
- (4) 登録農家制度に関すること。
- (5) 農地保有合理化促進事業の推進に関すること。
- (6) 農業後継者等の育成に関すること。
- (7) 農業の統計調査、広報及び広聴に関すること。

- (8) 土地基盤整備の推進に関すること。
- (9) 農業用施設の災害復旧に関すること。
- (10) 農業委員会との連絡及び調整に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務に関すること。

北ふる里振興係

北区における農政に関する総合窓口業務に関すること。

生産振興係

- (1) 米政策改革に関すること。
- (2) 農作物共済事業に関すること。
- (3) 神戸市農業共済条例（昭和43年3月条例第45号）に規定する損害評価会に関すること。
- (4) 米麦の生産改善に関すること。
- (5) 園芸作物の振興に関すること。
- (6) 農業生産環境の改善，農業生産組織の育成及び集落営農事業の推進に関すること。
- (7) 農業構造の改善及び集落の活性化のための事業の実施に関すること。
- (8) 観光農業に関すること。
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による被害の防止の目的の捕獲等に係る許可（北区及び西区における捕獲等に係るものに限る。）に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。

畜産振興係

- (1) 畜産物の生産及び技術の普及に関すること。
- (2) 飼料作物の増産及び改良に関すること。
- (3) 家畜の糞尿の処理の処理及び飼育環境の整備に関すること。
- (4) 家畜の衛生及び防疫に関すること。
- (5) 肉牛経営資金に関すること。
- (6) 受精卵の移植技術の推進に関すること。
- (7) こうべ育成牧場に関すること。
- (8) 畜産物の消費拡大に関すること。
- (9) 家畜共済事業に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、畜産の振興に関すること。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項及び第2項中「農政事務所」を「センター」に改め，同条第10項を削り，同条を第4条とし，第7条を第5条とし，第8条を第6条とする。

別表を削る。

（新長田南再開発事務所事務分掌規則の一部改正）

第11条 神戸新長田南再開発事務所事務分掌規則（昭和56年4月規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「事業第3係」を削る。

第4条中「事業第1係（所管区域は，新長田駅南地区のうち南地区）」を「事業第1係（所管区域は，新長田駅南地区のうち南地区及び北東地区）」に改め，「事業第3係（所管区域は，新長田駅南地区のうち北東地区）」を削る。

(臨海整備事務所事務分掌規則の一部改正)

第12条 神戸市臨海整備事務所事務分掌規則(昭和55年4月規則第15号)の一部を次のように改める。

第3条中「工事第3係」を削る。

第4条中 「工事第1係
工事第2係」を 「工事第1係
工事第2係」に改め、同条第3号中「みなと総局
工事第3係」

技術本部」を「みなと総局技術部」に改め、「及び臨海建設課」を削る。

(西神整備事務所事務分掌規則の一部改正)

第13条 神戸市西神整備事務所事務分掌規則(昭和45年4月規則第29号)の一部を次のように改める。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 土砂運搬施設の撤去工事及び隧道等の管理に関すること。

第3条中「調査係」を「事務係」に改め、「事業係」を削る。

第4条中「調査係」を「事務係」に改め、「事業係」を削り、同項に次の4号を加える。

(5) 新都市整備事業に係る不動産(押部谷第2団地、須磨ニュータウン及びひよどり台第2期住宅団地に係るものを除く。)の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償に関すること。

(6) 前号に掲げる取得に係る土地に係る町名の変更に關すること。

(7) 取得した土地の管理、状況の調査、監視及び保全に関すること。

(8) 造成地(押部谷第2団地、須磨ニュータウン及びひよどり台第2期住宅団地に係るものを除く。)の公共公益施設用地等に係る移管図書の作成に伴う登記事務等に関すること。

第4条管理係の項第1号中「みなと総局技術本部工務第2課内陸工務第1係及び内陸工務第2係」を「工務第2課内陸工務係」に改め、同条管理係の項第3号中「公共施設用地」を「公共公益施設用地等」に改める。

第4条 工事第1係
工事第2係 (係別分掌事務 みなと総局長が企画調整局長に合議して定める。)

の項第2号中「整備工事」の次に「及び防災工事」を加え、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第4条施設係の項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 土砂運搬施設に係る隧道等の管理並びに予備物品の転用、保存及び処分に関すること。

(こども家庭センター規則の一部改正)

第14条 神戸市こども家庭センター規則(昭和31年11月規則第90号)の一部を次のように改正する。

第4条養育支援係の項第4号中「及び保護受託者」を削る。

第4条判定指導係の項第1号及び第2号中「精神衛生上」を「精神保健上」に改める。

(福祉事務所規則の一部改正)

第15条 神戸市福祉事務所規則（平成8年4月規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項健康福祉課あんしんすこやか係の項第2号中「及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）」を「，知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に改め，同項中第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定に基づく介護給付費等の支給等に関すること。

第4条第1項健康福祉課子育て支援係の項第1号中「（昭和22年法律第164号）」を削り，同条第2項あんしんすこやか係の項第2号中「及び知的障害者福祉法」を「，知的障害者福祉法及び児童福祉法」に改め，同項中第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 障害者自立支援法の規定に基づく介護給付費等の支給等に関すること。

（保健所規則の一部改正）

第16条 神戸市保健所規則（昭和27年5月規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「調査係」を削る。

第4条保健推進課管理係の項に次の1号を加える。

(3) 保健事業に係る経費に関する保健福祉部との調整に関すること。

第4条保健推進課調査係の項を削る。

第4条地域保健課事業推進係の項に次の2号を加える。

(4) 精神保健の予防に関すること。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく申請等に関すること。

第4条東灘保健福祉部（所管区域 東灘区）健康福祉課あんしんすこやか係の項第4号を削り，同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め，同号を同項第4号とする。

（区長委任規則の一部改正）

第17条 区長委任規則（昭和37年4月規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第22号中「神戸市乳幼児医療費の助成に関する条例」を「神戸市乳幼児等医療費の助成に関する条例」に改め，同条第23号中「神戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例」を「神戸市重度障害者医療費の助成に関する条例」に改め，同条第25号を削り，同条第26号中「重度心身障害者」を「重度障害者」に改め，同号を同条第25号とし，同条中第27号を第26号とし，第28号を第27号とする。

（福祉事務所長委任規則の一部改正）

第18条 福祉事務所長委任規則（昭和37年4月規則第21号）の一部を次のように改正する。

本則第1号ク中「第21条の24第1項」を「第21条の25の3第1項」に改め，同号サ中(イ)を削り，(ウ)を(イ)とし，同号サ(エ)中「知的障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め，同号サ中(エ)を(ウ)とし，(カ)を(イ)とし，同号中スをセとし，シをスとし，サの次に次のように加える。

シ 次に掲げる障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下シにおいて「法」という。）に規定する事務

(ア) 神戸市障害程度区分判定審査会の合議体に関すること（法第15条）。

(イ) 身体障害者，知的障害者及び障害児に係る介護給付費等の支給決定の申請に係る障害程度区分の決定及び支給要否決定のための心身の状況等の調査，障害程度

区分の認定、支給要否決定、支給要否決定に当たっての意見聴取及び受給者証の交付、支給決定の変更の決定並びに支給決定の取消しに関すること（法第20条第2項及び第6項、法第21条第1項、法第22条第1項、第2項、第4項及び第5項、法第24条第2項、第4項及び第6項並びに法第25条）。

- (ウ) 更正医療の支給認定及び医療受給者証の交付、支給認定の変更の決定並びに支給認定の取消しに関すること（法第54条、法第56条第2項及び第4項並びに法第57条）。

本則第2号イを削り、同号ウ中「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改め、同号中ウをイとし、エをウとし、オをエとし、第3号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同号カ中「身体障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同号中カをオとし、キをカとし、ク、ケ及びコを削り、サをキとし、シをクとし、スをケとする。

（保健所長委任規則の一部改正）

第19条 保健所長委任規則（昭和28年12月規則第98号）の一部を次のように改正する。

本則第6号中イからオまでを削り、カ中「動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第8条第1項に規定する動物取扱業を除く。キからコまで及びソにおいて同じ。）及び」を削り、カをイとし、キ中「動物取扱業及び」を削り、キをウとし、ク中「動物取扱業及び」を削り、クをエとし、ケを削り、コ中「動物取扱業及び」を削り、コをオとし、サをカとし、シをキとし、スをクとし、セをケとし、ソ中「特定動物の所有者等又は動物取扱業を行う者若しくは」を削り、ソをコとし、タをサとする。

本則第6号の2を次のように改める。

- (6)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この号において「法」という。）関係

ア 法第10条の規定による動物取扱業に係る登録に関すること。

イ 法第11条第1項及び第2項の規定による登録の実施に関すること。

ウ 法第12条第1項及び第2項の規定による登録の拒否に関すること。

エ 法第13条第2項の規定による登録の更新に関すること。

オ 法第14条第1項及び第2項の規定による変更の届出に関すること。

カ 法第15条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧に関すること。

キ 法第16条第1項の規定による廃業等の届出に関すること。

ク 法第17条の規定による登録の抹消に関すること。

ケ 法第19条第1項及び第2項の規定による登録の取消し等に関すること。

コ 法第23条第1項又は第2項の規定による動物取扱業者に対する勧告及び同条第3項の規定による動物取扱業者に対する勧告に係る措置に係る命令に関すること。

サ 法第24条第1項の規定による動物取扱業者に対する報告の要求及び立入検査に関すること。

シ 法第25条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による勧告に係る措置に係る命令に関すること。

ス 法第33条第1項の規定による特定動物飼養者に対する報告の要求及び立入検査に関すること。

（児童相談所長委任規則の一部改正）

第20条 児童相談所長委任規則（昭和37年4月規則第22号）の一部を次のように改正する。

本則第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に

よるもの

ア 法第27条第1項に規定する措置に関すること。

イ 法第27条第2項の規定による委託に関すること。

ウ 法第27条第7項に規定する措置に関すること。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定によるもの

ア 法第27条第3項に規定する家庭裁判所の決定による指示に関すること。

イ 法第27条第6項の規定による意見の聴取に関すること。

ウ 法第27条の2に規定する保護処分を受けた児童の措置に関すること。

エ 法第27条の3の規定による家庭裁判所への送致に関すること。

オ 法第28条に規定する措置に関すること。

カ 法第29条の規定による立入り及び調査又は質問に関すること。

キ 法第30条第1項及び第2項の規定による届出に関すること。

ク 法第30条の2の規定による指示及び報告の徴収に関すること。

ケ 法第31条第2項、第3項及び第4項に規定する措置に関すること。

コ 法第33条第2項に規定する一時保護に関すること。

サ 法第56条第2項の規定による徴収、同条第9項の規定による請求、同条第10項の規定による嘱託及び同条第11項の規定による処分に関すること。

シ 法附則第63条の2に規定する措置に関すること。

ス 法附則第63条の3第1項に規定する措置に関すること。

セ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問に関すること。

ソ 児童虐待防止法第11条第3項に規定する勧告に関すること。

タ 児童虐待防止法第13条の規定による意見の聴取に関すること。

チ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第30条に規定する指導に関すること。

ツ 令第32条の規定による意見の聴取及び報告に関すること。

テ 令第34条の規定による通知に関すること。

（会計規則の一部改正）

第21条 神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「第158条第1項」の次に「又は第158条の2第1項」を加える。

別表第1危機管理室、企画調整局調査室及び保健福祉局子育て支援部の項中「企画調整局調査室」の次に「，企画調整局医療産業都市構想推進室」を加え、同表第1類教育機関（総合教育センターを除く。）の項中「（総合教育センターを除く。）」を削り、同表総合教育センターの項中「副所長」を「所長」に改め、同表中

「

区役所保健福祉部	課長又は主幹	課長又は主幹
----------	--------	--------

」を

「

区役所保健福祉部	課長又は主幹	課長又は主幹
福祉事務所	課長又は主幹	課長又は主幹

」に、

「

区役所支所保健福祉課	課長又は主幹	課長又は主幹
------------	--------	--------

」を

「

区役所支所保健福祉課	課長又は主幹	課長又は主幹
------------	--------	--------

」に改める。

福祉事務所支所	支所長又は主幹	支所長又は主幹
---------	---------	---------

別表第 2 行財政局主税部の項を次のように改める。

行 財 政 局 主 税 部	税 制 課	収 入 役	事 務 担 当 主 査	課 に お け る 収 入	事 務 担 当 者	課 に お け る 一 部 の 収 入
	納 税 機 動 課	収 入 役	事 務 担 当 主 査	課 に お け る 収 入	事 務 担 当 者	課 に お け る 一 部 の 収 入

別表第2 市民参画推進局の項中「市民参画推進局」を「市民参画推進局参画推進部」に、「市民活動支援課」を「地域力強化推進課」に改め、同項の次に次のように加える。

市民参画 推進局市 民生活部	消費生活 課	収入役	事 務 担 当 係長	課 にお ける収入		
	消費生活 課生活情 報センタ ー	収入役	事 務 担 当 係長	生 活 情 報 セ ン タ ー における 収入		
	勤労市民 課	収入役	事 務 担 当 係長	課 にお ける収入	事務担 当者	課における 一部の収入
	男女共同 参画課	収入役	事 務 担 当 主査	課 にお ける収入		
	男女共同 参画課男 女共同参 画センタ ー	収入役	館長	男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー にお ける収入		
	青少年課	収入役	事 務 担 当 係長	課 にお ける収入		

別表第２生活文化観光局生活文化部の項を次のように改める。

国際文化 観光局文 化観光部	文化交流 課	収入役	事務担当 係長	課におけ る収入		
----------------------	-----------	-----	------------	-------------	--	--

別表第2 保健福祉局健康部の項中

「こころの健康センター	収入役	副所長	こころの健康センターにおける収入		
環境保健研究所	収入役	事務担当係長	環境保健研究所における収入	事務担当者	環境保健研究所における一部の収入

「環境保健 研究所	収入役	事務担当 係長	環境保健 研究所に おける収	事務担 当者	環境保健 研究所に おける一
--------------	-----	------------	----------------------	-----------	----------------------

を

に改め、同

			入		部の収入
--	--	--	---	--	------

表保健福祉局障害福祉部の項を次のように改める。

保 健 福 祉 局 障 害 福 祉 部	障 害 福 祉 課	収入役	事 務 担 当 係 長	課 に お け る 収 入		
	自 立 支 援 課	収入役	事 務 担 当 係 長	課 に お け る 収 入		
	総 合 療 育 セ ン タ ー	収入役	事 務 担 当 者	総 合 療 育 セ ン タ ー に お け る 収 入		
				総 合 療 育 セ ン タ ー に お け る 金 銭 登 録 機 に よ る 収 入		
	さ ざ ん か 療 護 園	収入役	事 務 担 当 者	さ ざ ん か 療 護 園 に お け る 収 入		
	心 身 障 害 福 祉 セ ン タ ー	収入役	事 務 担 当 者	心 身 障 害 福 祉 セ ン タ ー に お け る 収 入		
				心 身 障 害 福 祉 セ ン タ ー に お け る 金 銭 登 録 機 に よ る 収 入		
	こ ころ の 健 康 セ ン タ ー	収入役	副 所 長	こ ころ の 健 康 セ ン タ ー に お け る 収 入		

別表第2環境局の項中

「

地球環境課	収入役	事務担当係長
-------	-----	--------

 」を

「

地球環境課	収入役	事務担当主査
-------	-----	--------

 」に、

「

環境審査室	収入役	事務担当係長
-------	-----	--------

 」を

「

環境審査室

収入役

事務担当主査

」に改め、同表産業振興局の項中

「

北農政事務所
西農政事務所

」を「

農業振興センター

」に、「農政事務所に」を「農業振興センターに」に改め、同表教育委員会事務局指導部の項中

「

指導課	収入役	事務担当係長	課における収入		
-----	-----	--------	---------	--	--

」を

「

指導課	収入役	事務担当係長	課における収入		
総合教育センター	収入役	事務担当主査	総合教育センターにおける収入		

」に改め、同

表教育委員会事務局の項中

「

総合教育センター	収入役	事務担当室長	総合教育センターにおける収入		
博物館	収入役	事務担当係長	博物館における収入		

」を

「

博物館	収入役	事務担当係長	博物館における収入		
-----	-----	--------	-----------	--	--

」に改める。

別表第3 基金の項中

「

市民文化スポーツ振興等基金

」を

「

市民文化振興基金
市民スポーツ振興等基金

」に改める。

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正)

第22条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則（昭和39年規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1 みなと総局振興部の項の次に次のように加える。

みなと総局 空港事業室	誘致課	収入役	事務担当 主査	課における収入		
----------------	-----	-----	------------	---------	--	--

別表第1 みなと総局技術本部の項中「みなと総局技術本部」を「みなと総局技術部」に改める。

別表第2みなと総局振興部の項の次に次のように加える。

みなと総局 空港事業室	誘致課	課長	事務担当 主査	部局の長が必要があると認める 箇所に設置する担当者
----------------	-----	----	------------	------------------------------

別表第2みなと総局技術本部の項中「みなと総局技術本部」を「みなと総局技術部」に、

「工務第2課	課長	事務担当 係長	部局の長が必要があると認める 箇所に設置する担当者	を
臨海建設課	課長	事務担当 主査	部局の長が必要があると認める 箇所に設置する担当者	

「工務第2課	課長	事務担当 係長	部局の長が必要があると認める 箇所に設置する担当者	」に改め、同
--------	----	------------	------------------------------	--------

表企画調整局新交通建設室の項を削る。

別表第6みなと総局振興部の項の次に次のように加える。

みなと総局空港事業室	誘致課	課長	課長	収入役
------------	-----	----	----	-----

別表第6みなと総局技術本部の項中「みなと総局技術本部」を「みなと総局技術部」に、

「工務第2課	課長	課長	収入役	を
臨海建設課	課長	課長	収入役	

「工務第2課	課長	課長	収入役	」に改め、同表企画調整局新交通建設
--------	----	----	-----	-------------------

室の項を削る。

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

第23条 神戸市収入証紙条例施行規則(昭和39年3月規則第84号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「農政事務所」を「農業振興センター」に改める。

(物品会計規則の一部改正)

第24条 神戸市物品会計規則(昭和39年3月規則第82号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「危機管理室	収入役	事務担当 主査	主幹	を
企画調整局調査室	収入役	事務担当 主査	主幹	

「危機管理室、企画調整局調査室、企画調整局医療産業都市構想推進室及び保健福祉局子育て支援部	収入役	事務担当 主査	主幹	に改め、同表第1類教育機関
---	-----	------------	----	---------------

(総合教育センターを除く。)の項中「(総合教育センターを除く。)」を削り、同表総

合教育センターの項中「事務担当室長」を「事務担当主査」に，「副所長」を「所長」に改める。

（消費生活会議及び消費者苦情処理審議会に関する規則等の一部改正）

第25条 次に掲げる規則の規定中「生活文化観光局」を「市民参画推進局」に改める。

- (1) 神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則（昭和49年 7月規則第82号）第 6 条
- (2) 神戸市男女共同参画審議会規則（平成15年 7月規則第24号）第 7 条
- (3) 神戸市勤労者福祉共済制度条例施行規則（昭和47年11月規則第61号）第22条

（消費者訴訟資金貸付基金条例施行規則等の一部改正）

第26条 次に掲げる規則の規定中「生活文化観光局長」を「市民参画推進局長」に改める。

- (1) 神戸市消費者訴訟資金貸付基金条例施行規則（昭和49年 7月規則第84号）第 8 条
- (2) 神戸市男女共同参画の推進に関する条例施行規則（平成15年 9月規則第29号）第10条
- (3) 神戸市民のくらしをまもる条例施行規則（平成17年 6月規則第18号）第23条

（文化賞等贈呈規則の一部改正）

第27条 神戸市文化賞等贈呈規則（昭和48年 7月規則第54号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「ついて」を「関し」に，「生活文化観光局長」を「国際文化観光局長」に改める。

（職員職名規則の一部改正）

第28条 神戸市職員職名規則（昭和24年 9月規則第222号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 3 項中「，本部」を削る。

別表第 1 中「，本部長」を削る。

様式第 9 号，第28号及び第29号中「農政事務所」を「農業振興センター」に改める。

附 則

この規則は，平成18年 4月 1 日より施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第19条 平成18年 6月 1 日
- (2) 第 4 条中神戸市区役所出張所事務分掌規則第 3 条第36号の次に 2 号を加える改正規定（同条第37号を加える部分に限る。） 平成18年 7月 1 日

神戸市健康づくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第122号

神戸市健康づくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市健康づくりセンター条例施行規則（平成10年 1月規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とする。

第6条中「市長」を「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第7条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第8条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第9条第3号中「センター」を「神戸市健康づくりセンター（以下「センター」という。）」に改め、同条第6号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定の申請に係る書類）

第7条 条例第21条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）
- (2) 事業計画書
- (3) センターの管理に係る人員の配置計画に関する書類
- (4) センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第10条及び第11条を削る。

第12条第4項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第13条第1項第3号、第2項第4号及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とし、第14条を第10条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

2 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における第3条から第6条まで、第8条及び第9条の規定の適用については、第3条中「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条から第6条まで、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間におけるセンターの使用については、神戸市健康づくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年3月規則第122号）による改正前の神戸市健康づくりセンター条例施行規則第2条から第4条まで、第7条第2項及び第8条第2項並びに様式第1号から様式第6号までの規定の例による。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸高齢者総合ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第123号

神戸高齢者総合ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸高齢者総合ケアセンター条例施行規則（平成 8 年11月規則第71号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「介護老人保健施設」を「条例第 4 条第 1 号の介護老人保健施設」に改める。

第 4 条を削り，第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項中「，市長」を「，条例第 6 条第 1 項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に，「うち市長」を「うち指定管理者」に改め，同条第 2 項を削り，同条を第 5 条とし，同条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者の指定の申請に係る書類）

第 6 条 条例第14条第 3 項の規則で定める書類は，次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書（団体の名称，主たる事務所の所在地，代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）
- (2) 事業計画書
- (3) 神戸高齢者総合ケアセンター（以下「ケアセンター」という。）の管理に係る人員の配置計画に関する書類
- (4) ケアセンターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては，これらに相当する書類）
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める書類

附則を附則第 1 項とし，同項に見出しとして「(施行期日)」を付し，附則に次の 2 項を加える。

（指定管理者不在等期間におけるケアセンターの管理に関する業務）

2 条例附則第 2 項に規定する指定管理者不在等期間における第 5 条の適用につ

いては、同条中「条例第6条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、「うち指定管理者」とあるのは「うち市長」とする。

- 3 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間におけるケアセンターの使用については、神戸高齢者総合ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年3月規則第123号）による改正前の神戸高齢者総合ケアセンター条例施行規則第4条及び第6条並びに様式第1号から様式第7号までの規定の例による。

様式第1号から様式第7号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

神戸市農作物共済の農作物危険段階基準共済掛金率を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月3日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第1号

神戸市農作物共済の農作物危険段階基準共済掛金率を定める規則の一部を改正する規則

神戸市農作物共済の農作物危険段階基準共済掛金率を定める規則（平成3年6月規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表水稻の項中「1.169パーセント」を「1.118パーセント」に、「0.947パーセント」を「0.911パーセント」に、「0.835パーセント」を「0.794パーセント」に、「0.780パーセント」を「0.745パーセント」に、「2.462パーセント」を「2.340パーセント」に改め、同表麦の項中「7.185パーセント」を「6.032パーセント」に、「11.534パーセント」を「9.683パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成18年産の水稻及び平成19年産の麦から適用する。

財産区有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 4 月18日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市規則第2号

財産区有財産管理規則の一部を改正する規則

財産区有財産管理規則（昭和40年 2 月規則第72号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 西の項中

「
印 路 を
印路（平野町印路を
その区域とする財産
区をいう。）に、
」

「
西 河 原 7 平成 8 年 9 月 を
」

「
西 河 原 7 平成 8 年 9 月
印路（岩岡町印路を
その区域とする財産
区をいう。） 7 平成18年 4 月
に改める。
」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。